

令和7年度

# 食肉衛生検査所業務概要



宮 崎 県

## ま え が き

日頃から本県の食肉・食鳥肉の安全性確保の取組に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

いま、この一年を振り返りながら思うことは、「先のことはなかなか見通せない」ということです。

国内では、石破政権から高市政権になり、与党の枠組みも大きく変わりました。大規模な経済対策が打たれ、本県においても重点支援地方交付金による様々な事業が実施されているところです。また、世界情勢にも大きな変化がありました。米国によるイラン攻撃、その影響によるホルムズ海峡封鎖。石油をはじめ様々な物流が滞り、本県においても、中東への牛肉輸出について見通しが立たず、検査に必要な資材の入手も困難な状況となっています。

今後も国内外でどのようなことが起こるのか、そのことにより我々の業務にどの程度の影響があるのかは定かではありません。

そのような中で、我々がやるべきことは、日々の検査業務、衛生対策業務を確実に実施していく、ということです。正規職員が大幅に不足し、検査所の体制も十分ではなく、非常に厳しい状況ではありますが、今後も獣医師の確保対策に加え、業務改善にも注力しながら乗り切っていきたいと考えます。

新築中の都農食肉衛生検査所が、いよいよ10月下旬に完成します。

「獣医師のみんなが働きたいと思う職場」を目指し、フリーアドレスの導入をはじめレイアウトにも工夫を凝らし、また、休憩室等の充実も図ったものとなっています。都農を皮切りに、他の4検査所についても、長期的なスパンになりますが、将来像を描いて行こうと思っています。

忙しい職場ではありますが、食肉衛生の三本柱である、疾病排除・衛生対策・残留有害物質対策を確実に推進し、食の安全を守る立場から、引き続き県民の支えとなれるよう、より一層業務の推進に取り組んでいきたいと考えております。

ここに、令和7年度食肉衛生検査所業務概要を取りまとめましたので、御高覧いただければ幸いです。

令和8年6月1日 宮崎県福祉保健部衛生管理課長 下村 高司

# 目 次

<b>第Ⅰ章 総説</b>	1
1. 検査所の沿革	2～4
2. 検査所の機構	5
3. 検査所の所掌事務	6
4. 食肉衛生検査所長事務委任事項	6～7
5. 検査所の所在地及び概要	8
6. 検査所の平面図	9～10
7. 検査所の年度別人員推移	11
8. 検査所の人員構成	11
9. 検査手数料	11
10. 運用通知等	12～26
11. と畜場の概要	27
12. 大規模食鳥処理場の概要	28
13. 認定小規模食鳥処理場の概要	29
14. 輸出認定施設一覧	30
15. 参考	
1) と畜場別使用料	31
2) と畜場別解体料	31
<b>第Ⅱ章 と畜検査</b>	32
1. と畜検査の概要	33
2. と畜場の稼働状況	34
3. と畜検査	
1) 検査頭数（検査所別）	35
2) 手数料収入（検査所別）	35
3) 病畜検査頭数（検査所別）	36
4) 時間外検査頭数（検査所別）	37
5) 月別検査頭数（検査所別）	38
6) と畜場別月別検査頭数（検査所別）	39
4. 検査に基づく処分	
1) 宮崎県全体	40
2) と畜場別処分状況	40～44
5. 病類表	
1) 牛（県内総数）	45
2) とく（県内総数）	46
3) 豚（県内総数）	46
6. 精密検査	
1) 総数	47
2) 検査所別	47～49
3) 検査所別畜水産物食品の残留有害物質モニタリング検査件数	50
7. と畜場関係の講習会等	51
8. と畜場の衛生指導	51
9. 衛生管理担当リーダーによると畜場及び関連食肉施設の査察・調査状況	51
10. 輸出状況	
1) 牛肉の輸出状況	52
2) 豚肉の輸出状況	52
11. 産地別一覧	
1) 牛産地別頭数集計	53
2) 豚産地別頭数集計	53

<b>第Ⅲ章 食鳥検査</b>	54
1. 食鳥検査の概要	55
2. 大規模食鳥処理場の稼働状況	56
3. 処理場別検査羽数	57
4. 手数料収入	57
5. 検査に基づく処分（県全体）	58
6. 検査所別畜水産物食品の残留有害物質モニタリング検査件数	59
7. 食鳥処理場関係の講習会等	60
8. 食鳥処理場の衛生指導	60
9. 衛生管理担当リーダーによる大規模食鳥処理場及び 関連食鳥肉処理施設の査察・調査状況	60
10. 認定小規模食鳥処理場	
1) 処理場別処理羽数	61
2) 認定小規模食鳥処理場指導監視状況	62
11. 輸出状況	62
<b>第Ⅳ章 研修・研究・その他</b>	63
1. 食肉衛生検査所研究会（分科会）	64～65
2. 食肉衛生検査所協議会研修会	66
3. 宮崎大学との包括的連携	66
4. 研修実施状況(平成30年以降)	
1) 海外研修の実施	66
2) 検査員育成研修会の実施	67
5. 公衆衛生関係業務発表会	67
1) 令和7年度宮崎県公衆衛生関係業務研究発表一覧	68
① 大規模食鳥処理場におけるカンピロバクターの交差汚染実態調査および モバイルリアルタイムPCRを活用した区分処理の検討	69～70
② Streptococcus suisによる豚疣贅性心内膜炎に対する臨床獣医師との連携	71～72
③ 管内と畜場の豚解体におけるHACCPシステムの検証と衛生対策	73～75
④ 大規模食鳥処理場の新規開設にあたり食肉衛生検査所が行った対応	76～77
2) 学会及び誌上発表一覧	78～86
6. 検査所の位置	87
編集後記	88

# 第 I 章 総 説

# 第 I 章 総 説

## 1. 検査所の沿革

近年のめざましいと畜頭数の増加と疾病の多様化に対応し、適正な検査機能を確立するために、昭和 49 年 4 月 1 日、宮崎県行政組織規則を改正して、県下に 2 食肉衛生検査所（本所）、2 支所を設置した。

昭和 55 年 4 月 1 日には、新設と畜場の創業に伴い 1 支所を、昭和 62 年 4 月 1 日に既存と畜場の増頭及び新設と畜場の創業に伴い 1 支所を新設した。また、平成 2 年 4 月 1 日、検査所の名称変更と牛肉の対米輸出に対応するために 1 支所を本所化し 3 本所 3 支所体制にした。また、平成 4 年 4 月 1 日から施行された食鳥検査に的確に対応するために、検査員の増員と検査所事務室及び食鳥処理場検査員室等の整備を図るとともに、認定小規模食鳥処理場の監視指導も検査所の所掌事務となった。そして、平成 6 年 4 月 1 日、組織改正に伴い 3 支所を本所化し 6 本所体制とし、併せて都城、高崎、都農食肉衛生検査所に副所長を配置した。さらに、平成 10 年 4 月 1 日から宮崎市の中核市移行に伴い宮崎食肉衛生検査所を宮崎市に移管し、5 検査所体制になり、小林、日向食肉衛生検査所に副所長を新たに配置し、組織の強化を図った。

なお、総合衛生管理システムの指導体制を強化するため平成 11 年 4 月 1 日に高崎、都農食肉衛生検査所に、平成 12 年 4 月 1 日に都城食肉衛生検査所に、平成 13 年 4 月 1 日に小林、日向食肉衛生検査所に衛生管理指導主幹を配置した。

平成 29 年 4 月 1 日に組織改正により、職員の指導体制を明確にし、若手職員の効果的な育成を図るとともに、多様化、高度化する衛生管理指導業務を衛生管理指導主幹によるものから複数の職員で対応するため、食肉衛生検査所において担当制を導入した。また、対米輸出認定施設がある高崎及び都農には、米国等の査察に対応するため、輸出指導担当を置いた。

### 1) 都城食肉衛生検査所

- |            |   |
|------------|---|
| 昭 49. 4. 1 | 宮崎県西部食肉衛生検査所として発足、都城市食肉センター及び小林市営と畜場を所管   |
| 昭 52. 9.   | 検査所の拡充（増員、検査設備）に伴い庁舎を増改築（プレハブ棟）   |
| 昭 55. 4.   | 高崎支所の設置に伴い、所管区域の一部（小林市、えびの市、北諸県郡高崎町、西諸県郡）が改正されたことから、小林市営と畜場を高崎支所に移管                       |
| 昭 56. 3.   | 検査所庁舎新築移転   |
| 平 2. 4. 1  | 組織改正に伴い都城食肉衛生検査所に名称変更   |
| 平 4. 4. 1  | 食鳥検査法の施行に伴い、宮崎くみあいチキンフーズ(株)南部工場（都城市上水流町）、(株)エビス商事（都城市豊満町）、(株)児湯食鳥都城工場（都城市横市町）の 3 食鳥処理場を所管 |
| 平 7. 4. 1  | 宮崎くみあいチキンフーズ(株)南部工場（都城市上水流町）の所管を高崎食肉衛生検査所に移管  |
| 平 10. 4. 1 | 宮崎食肉衛生検査所の宮崎市移管に伴い、日南市・串間市・宮崎郡（佐土原町を除く）・東諸県郡・南那珂郡を新たに所管                                   |
| 平 16. 3.   | 特殊疾病（BSE 等）検査室増築  |
| 平 18. 1.   | 宮崎郡田野町が宮崎市に合併したことに伴い、宮崎郡田野町管内の認定小規模食鳥処理場の所管を宮崎市に移管。                                       |
| 平 19. 4. 1 | 都城市食肉センターは、指定管理者（都城ウエルネスミート（株））による管理に移行   |
| 平 22. 3.   | 宮崎郡清武町が宮崎市に合併したことに伴い、宮崎郡清武町管内の認定小規模食鳥処理場の所管を宮崎市に移管  |
| 令 2. 4. 1  | 都城市食肉センターは令和 2 年 3 月廃止、都城ウエルネスミート（株）として操業開始   |
| 令 6. 10 19 | (株)児湯食鳥都城工場（都城市横市町）を廃止、(株)児湯食鳥新都城工場（都城市高城町）が操業を開始   |

## 2) 高崎食肉衛生検査所

- 昭 55. 4. 1 (株)宮崎くみあい食肉高崎工場(平成 13 年 5 月(株)ミヤチク高崎工場に改称)の設立創業に伴い、西部食肉衛生検査所高崎支所として発足、併せて小林市営と畜場(昭和 57 年 10 月 6 日小林市食肉センターに改称)を所管
- 昭 62. 4. 1 小林支所の設置に伴い、所管区域の一部(小林市、えびの市、西諸県郡)が改正されたことから、小林市食肉センターを小林支所に移管
- 平 2. 4. 1 組織改正に伴い高崎食肉衛生検査所に名称変更
- 平 4. 4. 1 食鳥検査法の施行に伴い、(株)藤井物産高崎工場(高崎町)(平成 6 年 7 月(株)児湯食鳥高崎工場に改称)を所管
- 平 7. 4. 1 所管区域の改正に伴い宮崎くみあいチキンフーズ(株)南部工場(都城市上水流町)(令和元年 7 月宮崎くみあいチキンフーズ(株)都城食品工場に改称)を所管
- 平 16. 3. 特殊疾病(BSE 等)検査室増築
- 平 28. 11. 女子休憩室増築
- 令 6.10.15 (株)児湯食鳥高崎工場廃止

## 3) 小林食肉衛生検査所

- 昭 62. 4. 1 小林市食肉センターの増頭及び(株)丸正えびの食肉センター(平成 4 年 6 月、(株)丸正フーズに改称)の設立創業に伴い、西部食肉衛生検査所小林支所として発足。小林市食肉センター及び(株)丸正フーズを所管
- 昭 63. 3. 検査所庁舎新築移転
- 平 2. 4. 1 組織改正に伴い高崎食肉衛生検査所小林支所に名称変更
- 平 4. 4. 1 食鳥検査法の施行に伴い、エビスプロイラーセンター(株)(野尻町)を所管
- 平 6. 4. 1 組織改正に伴い小林食肉衛生検査所に名称変更
- 平 16. 3. 特殊疾病(BSE 等)検査室増築
- 平 19. 6. 1 小林市食肉センターは、指定管理者(サンキョーミート(株))による管理に移行
- 平 28. 3. 女子休憩室増築
- 平 29. 4. 1 小林市食肉センターは平成 29 年 3 月廃止、サンキョーミート(株)霧島ミート工場として操業開始
- 平 30. 4. サンキョーミート(株)霧島ミートプラントへ改称

## 4) 都農食肉衛生検査所

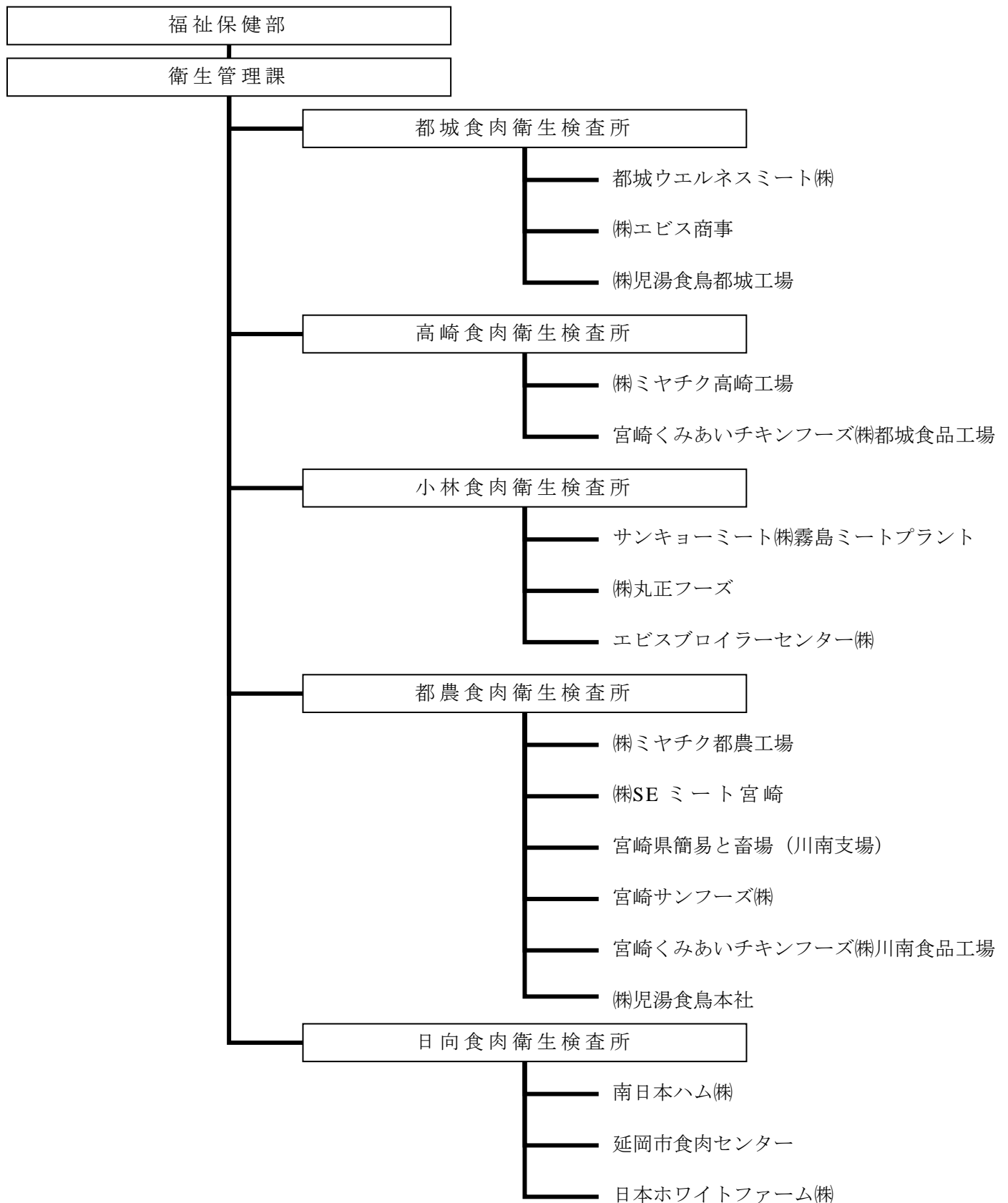
- 昭 47. 10. 1 宮崎県畜産公社の創業に伴い高鍋保健所都農と畜検査分室を設置
- 昭 49. 4. 1 宮崎県北部食肉衛生検査所として発足、(株)宮崎県畜産公社食肉流通施設(昭和 56 年 8 月高崎工場との合併により(株)宮崎くみあい食肉都農工場に名称変更、平成 13 年 5 月(株)ミヤチク都農工場に改称)、高鍋町営と畜場及び宮崎県総合農業試験場肉畜市場(昭和 59 年 4 月宮崎県畜産試験場川南支場に名称変更)を所管
- 昭 55. 3. 高鍋町営と畜場廃止
- 昭 55. 9. 検査所庁舎新築移転
- 平 2. 4. 1 組織改正に伴い都農食肉衛生検査所に名称変更
- 平 4. 4. 1 食鳥検査法の施行に伴い、(株)児湯食鳥川南工場(川南町)(平成 19 年 3 月、(株)児湯食鳥本社工場と名称変更)、南九州食品(株)宮崎工場(都農町)(平成 5 年 10 月に平成ファーム(株)宮崎工場と名称変更後、平成 11 年 3 月廃止)、宮崎くみあいチキンフーズ(株)中部工場(高鍋町)(令和 1 年 6 月、廃止)の 3 食鳥処理場を所管
- 平 7. 4. 1 所管区域の改正に伴い宮崎くみあいチキンフーズ(株)中部工場(高鍋町)を宮崎食肉衛生検査所に移管
- 平 10. 4. 1 宮崎食肉衛生検査所の宮崎市移行に伴い、宮崎ノーサン食品(株)(新富町)(平成 11 年 6 月 22 日に宮崎サンフーズ(株)と名称変更)、児湯養鶏農業協同組合成鶏肉処理加工工場(新富町)、宮崎くみあいチキンフーズ(株)中部工場(高鍋町)も所管

- 平 14. 6. 児湯養鶏農業協同組合成鶏肉処理加工工場が廃止し、7 月から同施設において有限会社二幸食鳥宮崎工場が操業を開始（平成 20 年 9 年、廃止）
- 平 16. 3. 特殊疾病（BSE 等）検査室増築
- 平 24. 2. 会議室増築
- 平 31. 4. (株)ミヤチク都農工場（新工場）が操業を開始
- 令 1. 7. 宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場が操業を開始
- 令 6. 2. (株)SE ミート宮崎が操業開始

**5) 日向食肉衛生検査所**

- 昭 49. 4. 宮崎県北部食肉衛生検査所日向支所として発足。延岡分室保有。南日本ハム(株)及び延岡市営と畜場（昭和 53 年 4 月の新築移転に伴い延岡市食肉センターと名称変更）を所管
- 昭 57. 3. 検査所庁舎新築移転
- 平 2. 4. 1 組織改正に伴い都農食肉衛生検査所日向支所に名称変更
- 平 4. 4. 1 食鳥検査法の施行に伴い、宮崎くみあいチキンフーズ(株)北部工場（日向市）（令和元年 6 月、廃止）、日本ブロイラー(株)（日向市）（平成 4 年 4 月、宮崎ファーム(株)と名称変更、平成 7 年 4 月、日本ホワイトファーム(株)と名称変更）の 2 食鳥処理場を所管
- 平 6. 4. 1 組織改正に伴い日向食肉衛生検査所に名称変更
- 平 16. 3. 特殊疾病（BSE 等）検査室増築
- 令 3. 3. 25 日向食肉衛生検査所延岡分室新設
- 令 3. 10. 26 日向食肉衛生検査所旧延岡分室解体

## 2. 検査所の機構（令和8年4月1日現在）



### 3. 検査所の所掌事務

宮崎県行政組織規則 154 条：食肉衛生検査所の所掌事務は次のとおりとする。

1. 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。
2. 獣畜の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
3. 食鳥の検査及び試験研究に関すること。
4. と畜場及び食鳥処理場並びにそれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。

### 4. 食肉衛生検査所長事務委任事項

1. と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）による次の事務

（1、2 平成 9 年 4 月 1 日付）（3～9 平成 17 年 9 月 29 日付）

- 1) 第 4 条第 3 項の規定による変更の届出の受理に関すること。
- 2) 第 13 条第 1 項第 1 号の規定による届出の受理に関すること。
- 3) 第 13 条第 3 項の規定による指示に関すること。
- 4) 第 14 条第 1 項から第 5 項までの規定による検査に関すること。
- 5) 第 14 条第 3 項第 2 号の規定によると畜場外への持ち出し許可に関すること。
- 6) 第 16 条の規定による措置に関すること。
- 7) 第 17 条第 1 項の規定による報告の徴収又は立入検査に関すること。
- 8) 第 18 条第 1 項の規定により、施設の使用の制限又は停止を命ずること。
- 9) 第 18 条第 2 項の規定により、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止すること。

2. と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 4 条第 2 号の規定による許可に関すること。

3. と畜場法施行細則（平成 17 年宮崎県規則第 43 号）第 17 条第 1 項の規定による報告の受理に関すること。

4. 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）による次の事務

（3、5～8、15、16、18、19—平成 3 年 3 月 30 日付）（10、13、14、17—平成 4 年 4 月 1 日付）

（1、2、11、12—平成 9 年 4 月 1 日付）（4、9—令和 4 年 4 月 1 日付）

- 1) 第 3 条の規定による食鳥処理の事業の許可（第 16 条第 1 項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。）に関すること。
- 2) 第 6 条第 1 項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可に関すること。
- 3) 第 6 条第 3 項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。
- 4) 第 7 条第 2 項の規定による届出の受理（第 16 条第 1 項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。）に関すること。
- 5) 第 8 条の規定による食鳥処理の事業の停止の命令に関すること。
- 6) 第 9 条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令及び食鳥処理場の使用の禁止並びに食鳥処理の事業の停止の命令に関すること。
- 7) 第 12 条第 6 項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出の受理に関すること。
- 8) 第 13 条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令に関すること。
- 9) 第 14 条の規定による届出の受理（第 16 条第 1 項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。）に関すること。
- 10) 第 15 条の規定による検査に関すること。
- 11) 第 16 条第 1 項の規定による確認規定の認定に関すること。
- 12) 第 16 条第 2 項の規定による確認規定の変更の認定に関すること。

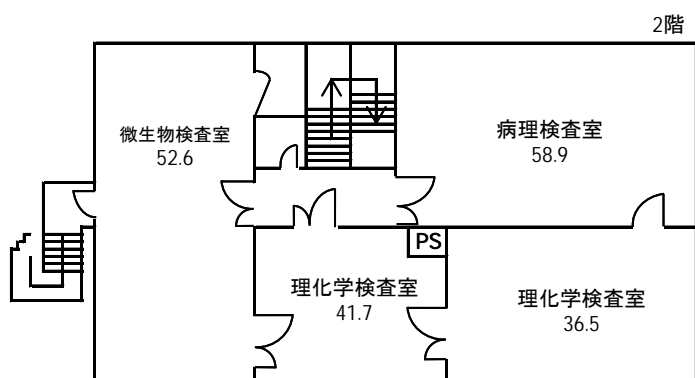
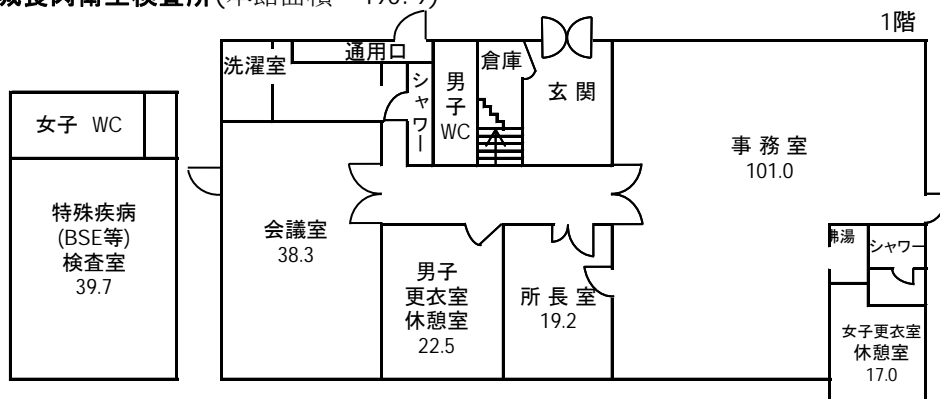
- 13) 第 16 条第 6 項の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令に関する事。
- 14) 第 16 条第 7 項の規定による確認の状況の報告の受理に関する事。
- 15) 第 16 条第 9 項の規定による技術的な指導及び助言に関する事。
- 16) 第 17 条第 1 項第 4 号の規定による食肉の販売の事業を行う者の届出の受理に関する事。
- 17) 第 20 条の規定による措置に関する事。
- 18) 第 37 条第 1 項の規定による業務の状況の報告の徴収に関する事。
- 19) 第 38 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び食鳥とたいの収去に関する事。
  - 4 の 2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 3 年宮崎県規則第 39 号）第 11 条の規定による届出の受理に関する事。（令和 4 年 4 月 1 日付）
5. 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）による次の事務（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）（平成 4 年 4 月 1 日付）
  - 1) 第 28 条第 1 項の規定による報告の徴収、臨検検査及び収去に関する事。
  - 2) 第 59 条の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を防止するために必要な措置の命令に関する事。
6. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律による次の事務（衛生管理課の所掌に属するものに限る。）（令和 2 年 4 月 1 日付）
  - 1) 第 15 条第 2 項の規定による輸出証明書の発行に関する事。
  - 2) 第 17 条第 4 項の規定による確認に関する事。
  - 3) 第 17 条第 5 項の規定による改善の要求に関する事。
  - 4) 第 53 条第 2 項の規定による報告又は物件の提出の要求、立入調査及び質問に関する事。
  - 5) 第 53 条第 5 項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関する事。

5. 検査所の所在地及び概要

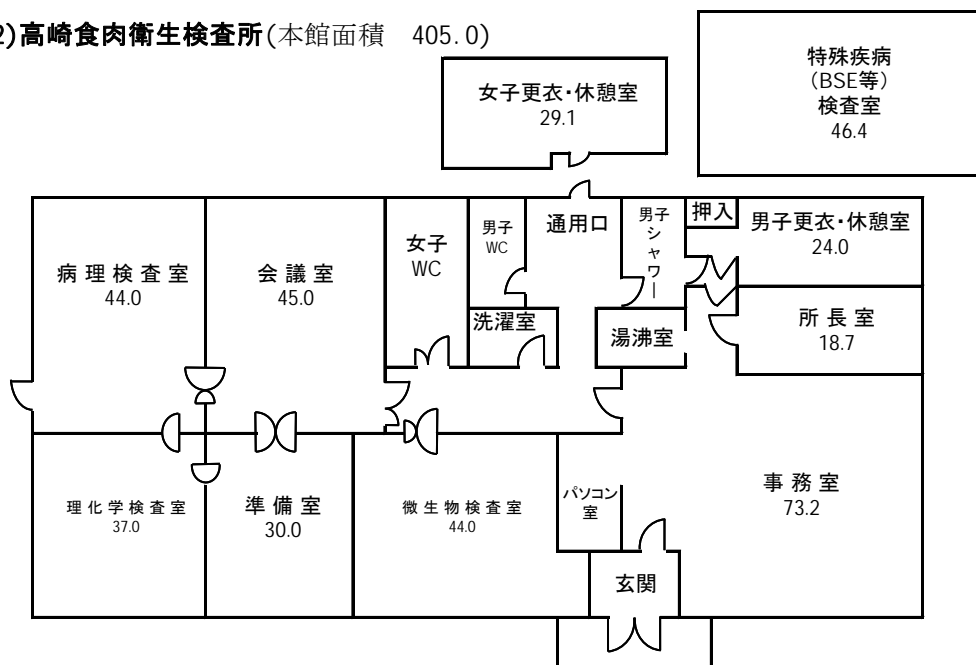
所在地	都城食肉衛生検査所	高崎食肉衛生検査所	小林食肉衛生検査所	えびの分室	都農食肉衛生検査所	日向食肉衛生検査所	延岡分室
	〒885-0021 都城市平江町38号1番 TEL 0986-23-2294 FAX 0986-23-2301	〒889-4505 都城市高崎町大牟田 4268番地1 TEL 0986-62-4364 FAX 0986-62-4348	〒886-0004 小林市細野2472番地1 TEL 0984-22-6639 FAX 0984-22-8125	〒889-4314 えびの市大字大河平 4633番地	〒889-1201 児湯郡都農町川北 15530番地 TEL 0983-25-0949 FAX 0983-25-0488	〒883-0021 日向市財光寺字長江 373番地 TEL 0982-54-2007 FAX 0982-54-2025	〒882-0864 延岡市塩浜町 2丁目2052番地1
敷地面積	949.9m <sup>2</sup>	1,697.13m <sup>2</sup>	1,658.0m <sup>2</sup>	100.0m <sup>2</sup>	1,745.7m <sup>2</sup>	1,916.0m <sup>2</sup>	171.64m <sup>2</sup>
序本	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)2階建 490.9m <sup>2</sup> 木造平屋建 39.7m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋建 405.0m <sup>2</sup> 木造平屋建 46.4m <sup>2</sup> 鉄骨スレート建 車庫、動物舎併用 38.5m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 平屋建 397.0m <sup>2</sup> 木造平屋建 46.4m <sup>2</sup> 鉄骨スレート建 車庫、動物舎併用 36.0m <sup>2</sup>	木造平屋建 37.9m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)平屋建 438.5m <sup>2</sup> 木造平屋建 54.7m <sup>2</sup> 動物舎 18.0m <sup>2</sup> プロパン室 10.0m <sup>2</sup> 会議室 50.9m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)平屋建 409.5m <sup>2</sup> 木造平屋建 46.4m <sup>2</sup> 鉄骨スレート建20.0m <sup>2</sup> トタン23.4m <sup>2</sup> プロパン室 4.5m <sup>2</sup> 女子休憩室 20.0m <sup>2</sup>	木造平屋建 36.0m <sup>2</sup>
特殊疾病(BSE)検査室							
車庫							
動物の舎							
その他	倉庫・プロパン室 10.0m <sup>2</sup>	プロパン室 8.5m <sup>2</sup> 女子休憩室 29.1m <sup>2</sup>	プロパン室 2.1m <sup>2</sup> 女子休憩室 36.8m <sup>2</sup>				
計	555.6m <sup>2</sup>	527.5m <sup>2</sup>	518.5m <sup>2</sup>	37.9m <sup>2</sup>	587.3m <sup>2</sup>	523.7m <sup>2</sup>	36.0m <sup>2</sup>
建設費 (備品費を除く)	134,289千円	112,358千円	112,910千円	6,405千円	119,943千円	108,899千円	18,057千円
改築費							
敷地購入費	11,493千円	借地(有償)	8,491千円	借地(有償)	借地(有償)	43,598千円	借地(有償)
着工	昭55.9	昭55.1.22	昭62.10.20	平13.9.26	昭55.1.21	昭56.9.19	令2.11.24
完了	昭56.3.25	昭55.6.30	昭63.3.22	平13.12.17	昭55.9.30	昭57.3.22	令3.3.25

## 6. 検査所の平面図 (単位: m<sup>2</sup>)

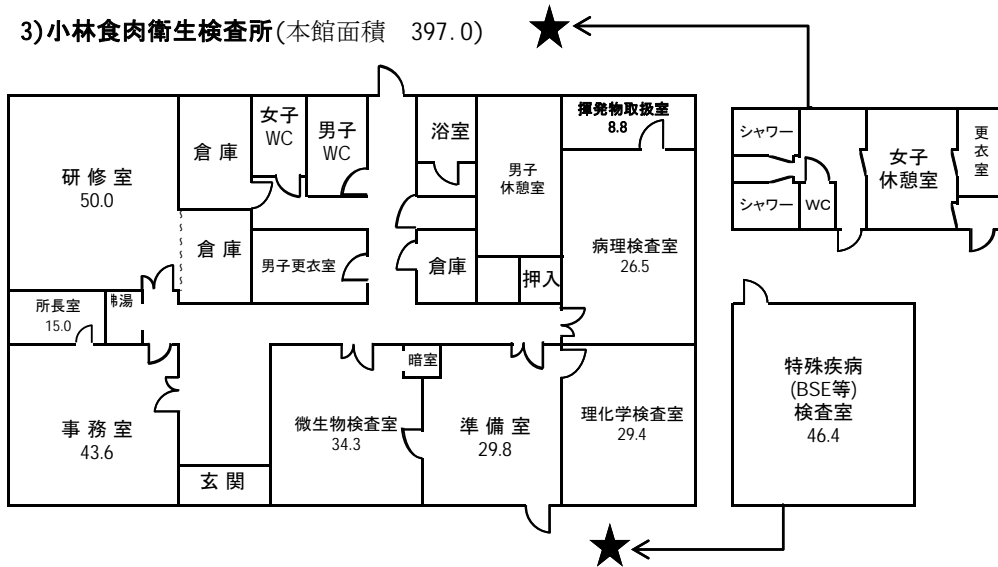
### 1) 都城食肉衛生検査所 (本館面積 490.9)



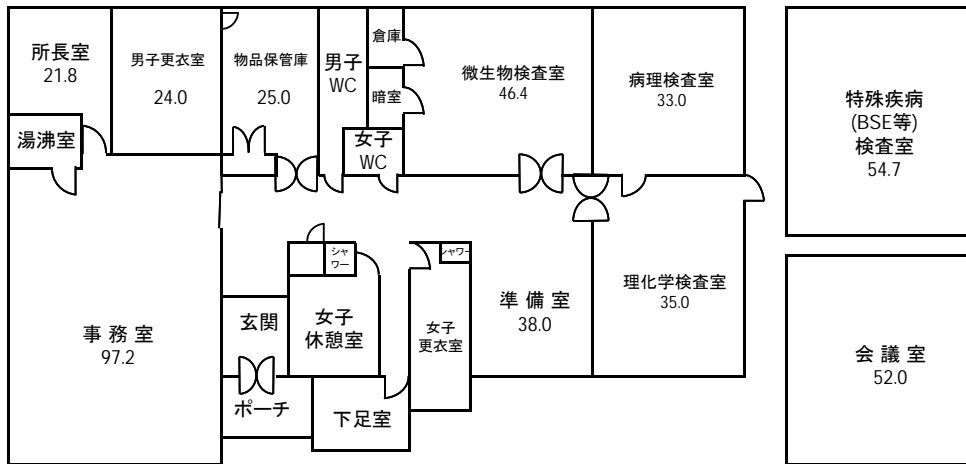
### 2) 高崎食肉衛生検査所 (本館面積 405.0)



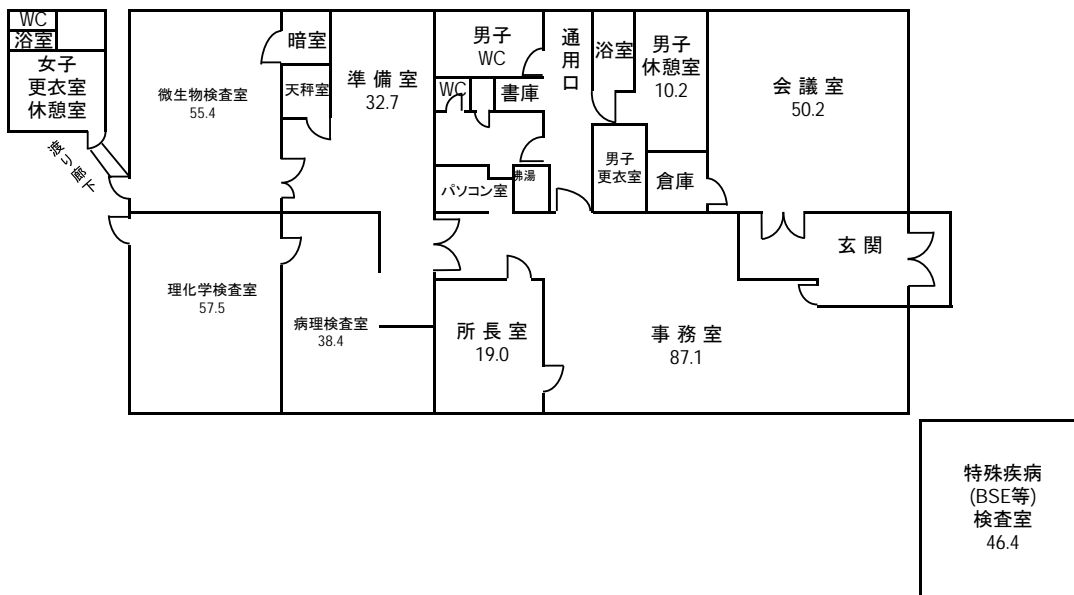
3) 小林食肉衛生検査所 (本館面積 397.0)



4) 都農食肉衛生検査所 (本館面積 438.5)



5) 日向食肉衛生検査所 (本館面積 409.5)



## 7. 検査所の年度別人員推移（令和8年4月1日現在）

年度	所長	副所長	衛生管理 指導主幹	主幹兼 主任	主任	主査	主任技師	技師	事務	嘱託 検査員	非常勤 事務	計
25	5	5	5	1	10	8	19	10	0	54	5	122
26	5	5	5	1	10	8	21	9	0	51	5	120
27	5	5	5	0	10	11	16	11	0	54	5	122
28	5	5	5	1	7	8	19	13	0	53	5	121

平成29年4月1日付け組織改正あり

年度	所長	副所長	主幹	副主幹	主査	主任技師	技師	事務	嘱託 検査員	非常勤 事務	計
29	5	5	7	5	7	18	13	2	55	3	120
30	5	5	8	4	8	21	7	2	57	5	122
31	5	5	9	3	10	18	9	2	63	4	128

令和2年4月1日付け組織改正あり

年度	所長	副所長	専任主幹	主幹	副主幹	主査	主任技師	技師	事務	再任用職員		会計年度任用職員		計
										専門主幹	専門主事	嘱託検査員	事務補助員	
2	5	5	0	5	4	12	14	11	2	0	1	67	7	133
3	5	5	0	4	5	15	14	9	3	1	1	63	6	131
4	5	5	0	5	5	13	13	9	3	2	1	62	7	130
5	5	5	0	7	3	14	10	9	3	2	1	63	7	129
6	5	4	3	4	5	16	10	7	3	2	1	62	9	131
7	5	5	0	3	6	19	5	11	3	0	1	72	9	139
8	5	5	0	2	9	19	6	9	4	0	0	71	9	139

## 8. 検査所の人員構成（令和8年4月1日現在）

検査所名	職名	所長	副所長	専任主幹	主幹	副主幹	主査	主任技師	技師	事務	再任用職員		会計年度任用職員		計
											専門主幹	専門主事	嘱託検査員	事務補助員	
都城食肉衛生検査所		1	1	0	1	0	4	1	2	1	0	0	18	1	30
高崎食肉衛生検査所		1	1	0	0	3	4	2	0	1	0	0	12	2	26
小林食肉衛生検査所		1	1	0	1	1	2	0	4	0	0	0	11	2	23
都農食肉衛生検査所		1	1	0	0	3	8	2	1	1	0	0	20	3	40
日向食肉衛生検査所		1	1	0	0	2	1	1	2	1	0	0	10	1	20
計		5	5	0	2	9	19	6	9	4	0	0	71	9	139

## 9. 検査手数料（令和8年4月1日現在）

単位：円

時間	畜種	牛	とく※1	馬	こま※2	豚	綿羊	山羊	食鳥
		時間内	760	380	760	380	350	170	170
特例時間外※3		980	490	980	490	460	220	220	—
時間外		1,520	760	1,520	760	700	340	340	4

※1 使用料及び手数料徴収条例では、生後12月未満の牛となっています。

※2 使用料及び手数料徴収条例では、生後12月未満の馬となっています。

※3 執務時間外のうち知事が別に指定する日時に該当する場合をいう。

（と畜検査手数料：平成17年4月1日改正）

## 10. 運用通知等

### 1) 切迫とさつの取扱要領（昭57.9.13部長通知）

切迫とさつの判定基準は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。

#### 共通事項

- 1 原因発生の直前まで、当該獣畜が健康であったことを獣医師により確認されたものであること。
- 2 切迫とさつを行った原因が、法の条項に該当する場合であっても、他に死期を早めるような疾病があつてはならない。
- 3 切迫とさつ後、原則として3時間以内であること。

#### 個別事項

##### 1 不慮の災害による負傷

急激な外圧又は電撃等によって解剖学的異常を起こし、又は虚脱状態となり、と畜場に搬入するまでに生命を維持できないもの。

(注) ① 感電、転落、交通事故等によるものは該当する。

② 疾病の治療中又は手術中の事故、運搬中の衰弱等は該当しない。

##### 2 不慮の災害により救うべからざる状態

物理的又は地理的環境の急変によって、生命の危険にさらされ、生体のままで搬出できないもの。

(注) ① 当該獣畜が病弱なために搬出できないものは含まれない。

##### 3 難産

(1) 胎児の娩出が著しく困難なことによって生ずる解剖学的異常（母畜体の損傷、器官の転位等）、出血等のために胎児娩出以前に母畜の生命維持が困難となったもの。

(2) 胎児の娩出が著しく困難であったために、胎児の娩出により、解剖学的異常（母畜体の損傷、器官の転位等）、出血等を起こしたことを獣医師が確認し、胎児娩出に引き続いて獣医師の診療を受けたもので、胎児娩出後数時間以内のもの。

(注) ① 豚の場合、1頭以上の胎児娩出以後の異常にあつては(2)を適用する。

② 胎児の娩出困難が陣痛異常、産道異常、胎児過大、胎児の失位以外の疾病によるものは含まない。

③ 帝王切開によるものは該当する。

##### 4 産褥麻痺

出産後3日以内に突然失神、麻痺を主徴とした無熱の疾患で獣医師の生前診断を受けているもの。

(注) ① 本症については、低カルシウム血症であることを確認するよう努めること。又、低カルシウム血症となりうるその他の疾患の有無について注意すること。

② 産道感染その他により有熱のものは本病に該当しないものとする。

##### 5 急性鼓張症

急性鼓張症を起こす原因が推測され、かつその他の疾患に罹患していないことが獣医師により証明されたもの。

(注) ① 慢性的に胃腸疾患のあるものに醗酵飼料を多給して、急性鼓張症を發した場合は該当しない。

② 食道梗塞に繼發するものについては該当する。

この要領は、昭和57年10月1日より施行する。

## 2) 宮崎県食肉衛生検査所研究会運営要領（平 27. 3. 20 部長通知）

### 1 趣 旨

この要領は、宮崎県食肉衛生検査所研究会（以下「研究会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

### 2 目 的

食肉、食鳥肉衛生に関する調査研究及び技術の研鑽を行い、もって食肉・食鳥肉衛生確保の発展向上に寄与することを目的とする。

### 3 構 成

(1)研究会の構成員は、食肉衛生検査所及び衛生管理課に所属する獣医師とする。

(2)研究会の会長及び副会長は、食肉衛生検査所長の中から選出する。

### 4 分科会

研究会に分科会を設置し、分科会は次の事項について調査研究及び技術の研鑽等をする。また、各食肉衛生検査所長は、構成員がいずれかの分科会に所属できるよう配慮すること。

#### (1)微生物分科会

① 微生物学に関する調査研究及び技術の研鑽

② 各種疾病に関する情報の交換

#### (2)病理分科会

① 病理学に関する調査研究及び技術の研鑽

② 各種疾病に関する情報の交換

#### (3)理化学分科会

① 理化学に関する調査研究及び技術の研鑽

② 各種疾病に関する情報の交換

### 5 分科会の運営

(1)各分科会は、分科会の運営に当たる代表委員を選出する。

(2)代表委員の選出については、都城、高崎、小林、都農、日向の輪番制にし、代表委員は各分科会の運営に当たること。

### 6 分科会の開催

(1)分科会の開催は、研究会長が分科会代表委員と協議の上、衛生管理課長及び各食肉衛生検査所長に文書で通知して行うものとする。

(2)各分科会の開催は、それぞれ年度内3回程度とする。

### 7 分科会の開催結果の報告

(1)代表委員は、分科会の開催結果について、速やかに研究会長に文書で報告すること。

(2)研究会長は、さらに衛生管理課長及び各食肉衛生検査所長あてに報告すること。

(3)分科会の出席者は、分科会において協議または研修した事項について、それぞれ所属する構成員に伝達すること。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 3) と畜場における炭疽処理要領（昭 61. 3. 28 部長通知）

#### 第 1 目 的

この要領は、と畜場で炭疽又はその疑いのある獣畜を発見した場合に、と畜場法に基づく措置を迅速かつ適切に実施し、その危害を最小限度に防止して、公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

#### 第 2 疑似炭疽発見時の措置

炭疽の疑いのある獣畜を発見した場合は、と畜場法第 12 条の規定に基づく措置を行う。

##### (1) 検査員が講ずべき措置

- ① 直ちに従業員等に作業の中止を命じ、所長に報告すること。
- ② 従業員等及び汚染の疑いのある物品等の移動を制限又は禁止し、従業員等への感染、二次汚染の防止を図ること。
- ③ 確認検査に必要な検体採取・送付を的確速やかに行うこと。

##### (2) 所長が講ずべき措置

- ① 報告を受けたときは、炭疽に対する処理が円滑かつ迅速に行われるよう次に掲げる対策を指揮監督すること。

(場内指導)

(ア) 防疫に必要な者以外のと畜場内への出入を禁止するとともに、場内放送等により疑似獣畜の発見を周知させること。

(イ) 当該獣畜はもとより、接触者、運搬車その他の汚染の疑いのある物品等の移動を禁止すること。

(ウ) 場内にいる者、獣畜、運搬車その他物件等の移動を制限又は禁止すること。

(エ) 汚染の疑いのある場所への立入りを禁止し、排水等の流出防止の措置を講じさせること。

(確認検査)

(ア) 血液等の塗抹染色を行い鏡検するとともに、アスコリー反応試験を実施すること。

(イ) 必要に応じて臓器等の培養検査、動物試験等を実施し、診断の適確を期すること。

(連絡通報) ……別表 1 を参照のこと。

(ア) と畜場設置者（管理者）等にその概要を通報し、各々の措置に対する協力を得ること。

(イ) 別記疑似炭疽発生報告書（様式 1 号）により判明した事項ごとに県に適宜速報すること。

(ウ) 当該獣畜の飼育地を所管する家畜保健衛生所に直ちに通報するとともに、連携を密にして汚染防止を図ること。

(エ) 当該獣畜がさく乳牛の場合（当該獣畜の同居牛にさく乳牛が飼育されている場合を含む。）

は所管の保健所長へ通報し、食品衛生上の危害発生を防止すること。

(消毒防疫) …… 別表 2 を参照のこと。

(ア) 炭疽感染を防止するため、当該獣畜接触者を把握するとともに、手指等の消毒を行い、必要に応じて医師の予防措置を受けるよう指導すること。

(イ) 確認検査により炭疽の疑いが濃厚と判定した時点で、当該獣畜及び汚染又は汚染の疑いのある物品等の消毒を開始する。

(ウ) 枝肉等の安全を確保するために、二次汚染防止に必要な措置を講ずること。

- ② 確認検査の結果炭疽でないことが判明したときは、速やかにその旨を関係者に通報するとともに移動禁止等の措置を解除すること。

(3) 県が行う措置

- ① 所長からの報告に基づき、関係機関に連絡するとともに、必要に応じて協議する。
- ② 防疫上、必要な事項について関係者へ指示し、調査等を依頼する。

**第3 炭疽確定時の措置**

炭疽と決定した場合は、と畜場法第12条の規定に基づく必要な措置を命じ次のことを行う。

(1) 報告及び届出

- ① 所長は炭疽発生報告書（様式2号）を県に提出すること。
- ② 家畜伝染病予防法第13条第1項の規定に基づく患畜等の届出（様式3号）を当該と畜場の所在地及び当該獣畜の飼育地を管轄する市町村に対し行うこと。

(2) 関係機関への通報……別表1を参照のこと。

関係機関への通報は、前記第2の2の①（連絡通報）に準じて行うこと。

(3) 防疫措置

- ① 当該獣畜を適正に処理し、その他の物品等への二次汚染を防止すること。
- ② 汚染の疑いのあるけい留畜及び枝肉に対し、必要な措置を講じ、安全確保に努めること。
- ③ 汚染された疑いのある構内の施設及び場所等についても十分に消毒を実施すること。
- ④ 汚染された疑いのある構内の施設、冷蔵庫、枝肉等のふき取り検査を行い、安全を確認すること。

(4) その他

- ① 汚染実態を調査し、全容を把握すること。
- ② 検査成績記録等は、整理したうえで適切に保存すること。

**第4 広 報**

報道機関に対する広報は、関係機関と協議のうえ福祉保健部長が行う。

**第5 と畜場の業務再開**

- (1) 場内の汚染箇所のふき取り検査を実施し、安全を確認する。
- (2) 検査結果に基づいて、関係機関と協議のうえ、と畜場法第12条の必要な措置を解除する。

**第6 附 則**

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

## 疑似炭疽発生報告書

- 1 発見日時
- 2 発見と畜場
- 3 疑似獣畜
  - (1) 種類・品種・性別・年齢・毛色・体重
  - (2) 所有者住所、氏名、電話番号
  - (3) 飼育状況
    - ① 飼育地
    - ② 同居牛の異常の有無
    - ③ さく乳（同居牛のさく乳）の有無
    - ④ 乳の出荷先
    - ⑤ その他
  - (4) 搬入状況
    - ① 搬入日時
    - ② 搬入区分：一般畜・病畜・切迫畜
    - ③ 診療獣医師住所、氏名、電話番号、診断名
    - ④ その他
- 4 検査所見
  - (1) 検査日時
  - (2) 生体又は解体前の検査
  - (3) 解体後の検査
  - (4) 試験検査（鏡検・アスコリー反応等）
- 5 措置状況
- 6 その他

炭疽発生報告書

発生年月日	年 月 日		時 分			
発生と畜場						
炭疽獣畜	種類	品 種	性 別	年 齢	毛 色	体 重
区 分	氏 名	住 所		電 話 番 号		
畜 主						
申 請 者						
搬 入 者						
飼 育 搬 入 状 況	飼 育 状 況 (飼育地)					
	同居牛の異常					
	さく乳の有無					
	臨 床 所 見					
	治 療 (診断名)					
	診 療 獣 医 師	氏 名	住 所	電 話 番 号		
	搬 入 日 時	年 月 日		時 分		
	搬 入 区 分	一般畜		病 畜		切迫畜
搬 入 状 況						
検 査 所 見	検 査 日 時	年 月 日 時 分				
	生 体 又 は 解 体 前 の 検 査					
	解 体 後 の 検 査					
	試 験 調 査	被 検 材 料				
		染 色 鏡 検				
		アスコリー反応				
		培 養 検 査				
動 物 試 験						
決 定 日 時	年 月 日 時 分					
防 疫 措 置 状 況	と畜場内の措置					
	消 毒 実 態					
	そ の 他					
そ の 他						

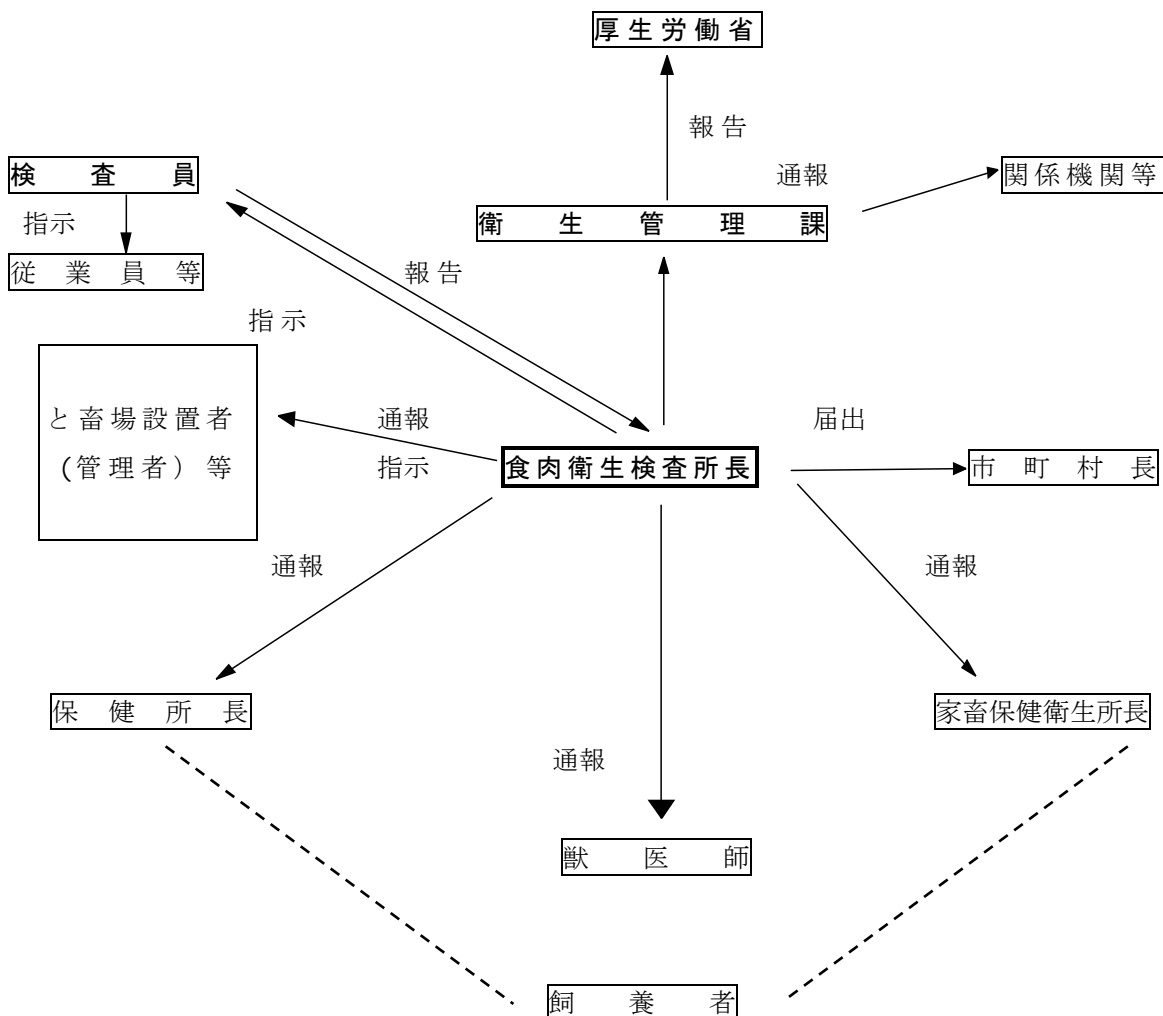
### 患 畜 等 の 届 出

家畜伝染病予防法第 13 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項について文書又は口頭でしなければならない。

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
- 3 家畜伝染病の種類並びに患畜及び疑似患畜の区分
- 4 家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは推定年齢）
- 5 患畜若しくは、疑似患畜又はこれらの死体の所在の場所
- 6 発見の年月日時及び発見時の状態
- 7 発病の推定年月日
- 8 その他参考となるべき事項

別表 1

#### 炭 疽 処 理 系 統 図



## 消毒方法の基準

対 象	種 類	実 施 方 法	備 考
と体 敷わら 木製器具類 汚物等	焼却	① 焼却炉により焼却する。 ② 焼却炉によらない場合はと畜場構内又は防疫上支障のない場所（人家飲料水、河川、道路等に近接しない場所）に穴を掘り完全に焼却して十分に覆土する。	① 燃料は十分の量の薪（と体重量約2倍量）及び重油、ガソリン等を用いること。 ② 大動物（1頭）の場合は、外穴（縦横2m深さ0.8m）の底に、内穴（縦横1m深さ0.8m）を掘り、焼却部とする。 ③ 残った灰は埋却すること。 ④ 焼却場所及びその周辺は消毒すること。
処理室 運搬車	次亜塩素酸ソーダ ホルマリン水	十分散布浸潤させ、若しくは洗浄し、数日にわたり3回以上反復実施する。	5,000ppm ホルマリン1：水34
通路 けい留所等の 汚染場所	次亜塩素酸ソーダ クロール石灰 消石灰	十分散布し、数日にわたり3回以上反復実施する。	土壌の場合は表面にクロール石灰（消石灰）を散布後、深さ20～30cm起こし、搬出後、クロール石灰等を散布する。若しくは重油ガソリンを浸潤させて焼却する。
汚水溝 汚水汚物溜	次亜塩素酸ソーダ クロール石灰	汚物量の1/10以上の量	遊離塩素が十分残存するまで投入する。
器具・機械 衣服等	煮沸 蒸気 次亜塩素酸ソーダ ホルマリン水	① 1時間以上の煮沸 ② 15ポンド以上の加圧蒸気で30分又は100℃の流通蒸気1時間以上 ③ 有効塩素500～1,000ppm溶液に十分浸漬又は5,000ppm溶液を散布浸潤する。	左のいずれかの方法 ホルマリン1：水34
接触者	次亜塩素酸ソーダ 70%アルコール	手、腕等接触部位を温流水と石鹼で十分洗浄後、消毒する。	
その他	1. と畜場内のそ族・昆虫等の駆除 2. 使用水塩素消毒の強化		

#### 4) と畜検査における諸疾病取扱要領（平2. 11. 22 部長通知）

と畜検査に当って、その判定基準等について特段の注意を要する疾病の取り扱いは、法令等に定めるもののほか、次のとおりとする。

##### 1 抗酸菌症

(1) 保留基準 一実質臓器に結核様病変を認めた場合

(2) 検体採取部位 実質臓器：肝臓、脾臓、腎臓、肺

リンパ節：腸間膜、下顎、第一肋骨、浅頸、腸骨下、膝窩、鼠径、内側腸骨

##### (3) 措置基準

###### ア 全部廃棄

(ア) ①下顎リンパ節若しくは腸間膜リンパ節と②複数実質臓器に結核様病変を認め①と②に、又は②の2箇所以上に抗酸菌を認めたもの。

(イ) ①下顎リンパ節若しくは腸間膜リンパ節と②一実質臓器、③躯幹リンパ節に結核様病変を認め、①②③の全てから抗酸菌染色により抗酸菌を認めたもの。

###### イ 一部廃棄

アに該当しない場合は、一部廃棄処分とする。

##### (4) 全部廃棄病名

敗血症

##### 2 関節炎型豚丹毒

(1) 保留基準 内側腸骨リンパ節が鳩卵大（3×4cm）以上に腫大し、関節炎（滑液の増量又は絨毛の増生）を認めるもの。

(2) 検体採取部位 内側腸骨リンパ節、滑液又は絨毛

(3) 措置基準 検査の結果、いずれの部位からでも豚丹毒菌を検出した場合は、全部廃棄処分とする。

(4) 全部廃棄病名 豚丹毒

##### 附 則

この要領は、平成2年11月22日から施行する。

#### 5) 時間外の病畜検査における受付時間（令2. 2. 13 部長通知一部省略）

##### 1 対象獣畜

突発的に発病し、緊急やむを得ないものに限る。

従って、発病後長時間に及んで時間内に搬入可能であったものは除く。

（※主たる診断名が脂肪壊死等、発病経過の長い疾患は、緊急病畜対応の対象獣畜には該当しない。）

##### 2 受付（搬入）時間の制限

(1) 平日 午後6時まで

(2) 土曜日及び休日 正午まで

(3) 年始（1月1日から1月3日までの3日間） 実施しない

なお、搬入開始時間は、原則として午前8時30分とする。

※但し、受付については、原則として当該獣畜の搬入から1時間半程度前までに施設側への事前連絡を徹底して行うこと。

##### 3 実施月日

令和2年4月1日から

但し、3ヶ月は周知期間として現行受付時間で弾力的に実施する。

6) 食肉及び食鳥肉に残留する動物用医薬品等対策要領（平8. 7. 4 部長通知）

趣 旨

本県における畜産振興は、県の最も重要な施策の一つであるが、生産される畜産物は、最終的に食品として 供給されるものであり、食肉・食鳥肉の安全性の確保は、極めて重要な問題である。現在、「飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律」（昭28. 4. 1 法律第35号）及び「薬事法」（昭35. 8. 10 法律第145号）等により飼料添加物及び動物用医薬品として使用される抗生物質及び化学的合成品である抗菌性物質については、対象動物ごとに用法、用量に従って使用禁止期間を設ける等の規制がされている。

一方、「食品衛生法」（昭22. 12. 24 法律第233号）第7条に基づく食品、添加物等の規格基準で、食品一般の成分規格として、食品については抗生物質の含有を禁止しており、食肉、食鳥卵及び魚介類については、抗生物質のほか化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならないと規定されていたが、平成7年12月26日厚生省告示第218号により、この食品、添加物等の規格基準が一部改正され、オキシテトラサイクリン、ホルモン剤、内寄生虫用剤等6品目（以下「動物用医薬品等」という。）の残留基準値が設定されたところである。

しかしながら、畜産の現状は、抗生物質等が動物用医薬品あるいは飼料添加物として使用されている。このような状況を踏まえ、動物用医薬品等の適正使用の徹底を期し、安全で衛生的な食肉・食鳥肉の確保を図るために、この対策要領を定めるものである。

農政水産部の対応

- 1 県獣医師会、畜産関係諸団体及び畜産農家に対し、動物用医薬品を適正に使用し、食肉・食鳥肉の安全性を確保するよう積極的に指導し、普及啓発を図ること。
- 2 飼育者等が家畜に動物用医薬品等を投与した場合は、その記録を3か月以上保存するように指導すること。
- 3 動物用医薬品等の投薬を受けた家畜及び家禽等を食用に供する目的で、と畜場及び食鳥処理場に出荷する場合は、動物用医薬品等の投与経過を明記した書類（診断書等）を添えて、出荷するよう指導すること。
- 4 福祉保健部の対応 2 による依頼に対しては、特定の家畜及び家禽等の動物用医薬品等の使用状況について、獣医師及び飼育者等の調査を行い、必要な措置を講ずるとともに、その結果を食肉衛生検査所に情報提供すること。

動物用医薬品等投与経過報告書

畜種		品種		性別		年齢		産地	
								飼育地	
令和 年 月 日				時頃発病					
元気なし		食欲なし		下痢		便秘		せきをする	
								呼吸困難	
								立てない	
								歩けない	
動物用医薬品等の投与状況						投与の有無			
						有 無			
薬品名		投与量		投与年月日		備考			
(動物用医薬品等の飼料、飲水混入給与状況)						混入給与の有無			
						有 無			
薬品名		飼料、飲水混入の別		混入量		最終給与年月日		備考	

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

食肉衛生検査所長殿

飼養者又は申請者

住所

氏名

(TEL) ( )

## 福祉保健部の対応

- 1 と畜場の設置者、食肉関係業者及びと畜場に直接獣畜を搬入する飼育者等に対し、薬事法に基づく使用禁止期間を遵守するよう指導すること。
- 2 獣医師の診療を受けた獣畜については、当該獣畜に係る動物医薬品等の投薬を明記した書類（診断書等）を、獣医師の診療を受けていない獣畜については、飼育者等に対して動物用医薬品等の投与経過報告書（飼料・飲水に混入して与えた場合も含む。）を提出させ、とさつ解体後、これらの残留の疑いのあるものについては、そのと体を（内臓を含む。）を一時保留し、検査実施要領に基づく検査を実施すること。  
検査の結果、陽性の場合、関係者から事情を聴取し、必要によっては、家畜保健衛生所に調査を依頼し再発防止を図るとともに食品衛生法に基づく措置を講ずること。
- 3 動物用医薬品等の使用経過が不明で、かつ、当該獣畜が死に瀕するなど緊急を要する場合は、全てそのと体を一時保留し、検査実施要領に基づく検査を実施し、陽性の場合、上記 2 と同様、食品衛生法に基づく措置を講ずること。  
なお、この場合においても、飼育者等に対して当該獣畜に係る動物用医薬品等の使用経過を明らかにした書類を提出させるよう指導するものとし、使用禁止期間を経過していないことが明らかになった場合は、家畜保健衛生所に通報し、再発防止を図るよう指導を要請すること。
- 4 食鳥処理場についても、上記 1～3 に準じ対応すること。

この要領は、平成 8 年 7 月 1 日より施行する。

## 7) と畜場及び食鳥処理場における食肉・食鳥肉の残留動物用医薬品等の検査実施要領

（令 3. 4. 1 部長通知）

と畜場及び食鳥処理場における食肉・食鳥肉に残留する抗生物質、化学的合成品である抗菌性物質、ホルモン剤、内部寄生虫用剤（以下「動物用医薬品等」という。）の検査実施要領を次のように定める。

### 1 検査機関

動物用医薬品等の残留検査は、食肉衛生検査所において実施する。

### 2 検査対象

と畜場及び食鳥処理場において、とさつ解体される獣畜及び家きんのうち、次に示すものとする。(1) 宮崎県食品衛生監視指導計画に基づき、衛生管理課長が必要と認めたもの。(2) 食肉衛生検査所長が必要と認めたもの。

### 3 検査材料

獣畜及び家きんの内臓、筋肉その他検査のために必要な部位

### 4 検査方法及び判定

#### (1) 抗生物質及び化学的合成品である抗菌性物質（合成抗菌剤）の場合

ア 畜水産食品中の残留物質検査法第 1 集の 5「食肉の抗菌性物質簡易検査法（改定法）」（昭和 58 年 3 月 24 日 環乳第 9 号）により実施すること。

イ アにより陽性と判定された場合、「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改訂）」（平成 6 年 7 月 1 日衛乳第 107 号通知別添 3）により抗生物質の系統を同定すること。系統が同定できたものを陽性とする。なお、「食品添加物等の規格基準」に掲げる食品ごとの残留基準値（以下「残留基準値」という。）が定められている抗生物質については、公定法により定量検査を実施し、基準値を越えたものを陽性とする。

ウ 合成抗菌剤は、「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」（平成 5 年 4 月 1 日衛乳第 79 号通知別添 2）により実施し、この方法にある定量下限の数値を超えたものを陽性とする。なお、残留基準値が定められている合成抗菌剤については、公定法により定量検査を実施し、基準値を超えたものを陽性とする。

#### (2) (1) 以外の動物用医薬品の場合

ア 「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について（平成 17 年 1 月 24 日食安発第 124001 号）」に基づき実施すること。

イ アによる検査の結果、食品衛生法第 13 条第 1 項に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品 A 各条の「食品一般の成分規格」5(1)の表に掲げる物質が検出されたもの及び

6(1)の表に掲げる物質が表中第3欄に規定する物質の量の限度を超えたものを陽性とする。

なお、同法第13条第3項に基づき、第1項の食品の成分に係る規格が定められていない場合について、「人の健康を損なう恐れのないことが明らかであるもの」を除き、一律基準値を超えたものを陽性とする。

- (3) 今後、基準値が設定されたものについては(1)、(2)に準じ、検査するものとする。
- (4) (1)イ、ウ(2)アの定量検査方法については、妥当性評価のガイドライン(平成22年12月24日食安発1224第1号別添)に基づき、妥当性を確認した試験法で検査するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月31日福祉保健部長通知別添)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 8)と畜検査員及び食鳥検査員の外部検証実施要領（令3.5.20部長通知）

（目的）

第1 この要領は、令和2年5月28日付け生食発0528第1号（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」以下「通知」という。）に基づき、本県の外部検証実施計画策定のために必要な事項を定め、外部検証の実施に資することを目的とする。

（対象施設）

第2 各食肉衛生検査所の所管すると畜場及び大規模食鳥処理場とする。

（検証の実施者）

第3 実施者は次のとおりとする。

（1）と畜検査員

（2）食鳥検査員

（検証実施項目）

第4 外部検証実施者は、以下の項目について検証を実施する。

（1）作業前点検及び作業中点検

（2）書類検証（衛生管理計画、作業手順書、衛生管理の実施記録、従業員の衛生教育実施記録その他関連文書等）

（3）微生物検査

（実施の方法）

第5 食肉衛生検査所長は、通知に基づき「外部検証実施計画」の策定を行い、前条（1）及び（2）の事項については、実施頻度、実施者、前条（3）については、検体数及び検査項目を規定するものとする。

なお、実施頻度は、原則、通知に基づき規定するが、施設の規模や操業状況等の理由により、食肉衛生検査所長が内容や頻度をその都度検討するものとする。

（実施計画の報告）

第6 食肉衛生検査所長は、実施計画を策定し、策定後、速やかに衛生管理課長に報告を行う。

（実施計画の見直しと変更）

第7 実施計画は、年に1回以上の頻度にて、見直しを行うものとする。実施計画に変更がある場合は、衛生管理課長へ予め報告を行うこと。

（実施状況の確認及び報告）

第8 外部検証実施者は、食肉衛生検査所長に対し、速やかに検証結果を報告し、当該施設を所管するその他のと畜検査員及び食鳥検査員に共有する。

（外部検証の結果の記録及び保存）

第9 食肉衛生検査所長は、書類検証の結果を記録し、保存する。

（改善指導）

第10 食肉衛生検査所長は、必要に応じ、検証結果に基づく改善を指導し、対象施設の改善措置が適切であるかを確認する。

（改善指導報告）

第11 食肉衛生検査所長は、前条に基づく指導を実施した場合のうち、その内容が法令等の違反など重篤な事項を確認した場合は、速やかに衛生管理課長に報告する。

（検査員への研修）

第12 衛生管理課長は、と畜検査員及び食鳥検査員に対し、定期的に研修を実施し、検査員の能力の平準化に努めるものとする。

食肉衛生検査所長は、と畜検査員及び食鳥検査員に対し、適宜、教育・研修を行うものとする。

（その他）

第13 その他必要な事項については、衛生管理課長、食肉衛生検査所長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

## 9) 宮崎県と畜場・食鳥処理場衛生管理査察実施要領（課長通知）

（目的）

第1 この要領は、県内のと畜場及び大規模食鳥処理場等に対する衛生管理査察を実施することで、食肉及び食鳥肉の安全性の確保の推進を図ることを目的とする。

（対象施設）

第2 査察を実施する施設は、次のとおりとする。

- (1) 県内と畜場
- (2) 県内大規模食鳥処理場

（査察の実施）

第3 査察は、衛生管理課長の命により実施する。

（査察者）

第4 査察者は、次のとおりとする。

- (1) 食肉衛生検査所衛生管理担当リーダー
- (2) その他食肉衛生検査所長が指名する者

（査察項目）

第5 査察項目は、次のとおりとする。

- (1) と畜場法に基づく、一般と畜場の構造設備の基準、と畜場の一般的な衛生管理、と畜業者等の講ずべき衛生措置（HACCPに基づく衛生管理）
- (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく構造設備基準、大規模食鳥処理場の一般的な衛生管理、食鳥処理業者等の講ずべき衛生管理（HACCPに基づく衛生管理）
- (3) と畜場及び大規模食鳥処理場におけるHACCP検証等実施要領で規定する項目
- (4) 宮崎県と畜場検証マニュアル（平成29年2月27日付け衛生管理課長通知別紙）で規定する項目

（査察方法）

第6条 査察の方法は次のとおりとする。

- (1) 施設のウォークスルー（作業前・作業中の状況を確認）
- (2) 衛生管理に関する文書、記録の確認
- (3) 施設責任者及び作業者に対するウォークスルー時及び会議室インタビュー
- (4) 査察結果の講評

（会議の開催）

第7条 衛生管理課長は、査察実施に必要な事項を協議するため衛生管理担当リーダー会議を開催する。

- 2 衛生管理担当リーダー会議に会長を置き、会長は衛生管理課長が指名する職員をもって充てる。
- 3 会長は会議を代表し、会議の協議を統括すること。
- 4 会議では、査察日程、査察者の配置、査察項目、方法、結果等を協議する。

（査察回数）

第8条 各施設毎に年一回以上とする。

（査察結果報告）

第9条 査察者は、衛生管理課長及び食肉衛生検査所長に対し、速やかに査察結果を報告する。

（改善指導）

第10条 報告を受けた食肉衛生検査所長は、必要に応じ、対象施設に対して、査察結果に基づく改善を指導する。

（改善指導結果報告）

第11条 食肉衛生検査所長は、前条に基づく指導を実施した場合、その改善指導結果を速やかに衛生管理課長に報告する。

（その他）

第12条 その他必要な事項については、衛生管理課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 3 月 11 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

10) 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル

(令 6.10.23 課長通知)

- 1 スクリーニング検査
- 2 スクリーニング検査陽性時の対応
- 3 家保・保健所等関係機関と協力して行う対応
- 4 報告、情報公開及び広報
- 5 処理場等の再開に向けての対応
- 6 処理場および関係機関等との訓練
- 7 感染防止対策
- 8 平常時・HPAI 流行期および国内で HPAI が発生した際の生体検査方法

平成 18 年 7 月 14 日

平成 24 年 2 月 22 日改訂

平成 29 年 1 月 28 日改訂

令和 6 年 10 月 23 日改訂

11) 豚と畜場における CSF (豚熱) ・ ASF (アフリカ豚熱) ・ FMD(口蹄疫)発生に係る初動対応マニュアル

(令 6.10.6 課長通知)

- 1 はじめに
- 2 臨床症状及び解体所見
- 3 発生時に備えた事前の準備
- 4 初動対応
- 5 と畜場及び食肉処理施設の消毒
- 6 再開に向けた対応
- 7 初動対応連絡体制
- 8 CSF、ASF、FMD の症例写真

令和 6 年 10 月 6 日

## 11. と畜場の概要（令和8年4月1日現在）

と畜場名 許可年月日	と畜場番号 許可番号	所在地	管理者及び 事業主体	施設の現状			処理頭数/日	
				敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建物 延面積 (m <sup>2</sup> )	汚水処 理能力 (t)	大動物 (頭)	小動物 (頭)
都城ウエルネス ミート(株) R2. 4. 1	2 245-2092	都城市平江町36-2 TEL : 0986 (22) 0743	都城ウエルネス ミート(株)	18,289	9,356	終末処 理場へ	60	2,200
(株)ミヤチク 高崎工場 S55. 3. 10	7 242-834	都城市高崎町 大牟田4268-1 TEL : 0986 (62) 1147	(株)ミヤチク	50,000	10,247	1,800	65	1,050
サンキョー ミート(株) 霧島ミート プラント H29. 4. 1	5 245-2040	小林市細野2523 TEL : 0984 (23) 6129	サンキョー ミート(株)	13,156	1,538	800	40	1,080
(株)丸正フーズ S62. 4. 1	6 242-28	えびの市大字 大河平4633番地 TEL : 0984 (33) 4129	(株)丸正フーズ	28,233	1,215	600	100	400
(株)ミヤチク 都農工場 H31. 4. 1	1 245-2094	児湯郡都農町 大字川北15530 TEL : 0983 (25) 1188	(株)ミヤチク	94,275	14,236	1,600	60	820
(株)SEミート宮崎 R6. 1. 22	10 245-2182	西都市大字岡富1500	(株)SEミート宮崎	10,261	4,611	240	70	-
宮崎県 簡易と畜場 (川南支場) S43. 6. 24	13 242-330	児湯郡川南町 大字川南21986 TEL : 0983 (27) 0168	宮崎県	528	230	1,666	-	10
南日本ハム(株) S36. 5. 15	11 公-550	日向市大字財光寺 1193 TEL : 0982 (54) 4186	南日本ハム(株)	71,949	3,021	2,000	-	1,200
延岡市 食肉センター S53. 5. 1	3 242-118	延岡市塩浜町 2-2052-1 TEL : 0982 (34) 6332	延岡市 宮崎ビーフ センター(株)	9,142	1653	終末処 理場へ	38	-

## 12. 大規模食鳥処理場の概要（令和8年4月1日現在）

検査所名	処理場名	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )		浄化槽能力 (t/日)	1日平均 処理羽数
			敷地	建物		
都城	(株)エビス商事	都城市豊満町980-1	26,061	3,471	1,000	28,500
	(株)児湯食鳥 都城工場	都城市高城町桜木1069-5	63,762	25,343	3,000	83,000
高崎	宮崎くみあい チキンフーズ(株)都城食品工場	都城市上水流町2832	36,505	7,285	1,500	58,000
小林	エビスプロイラーセンター(株)	小林市野尻町紙屋3098	27,355	4,323	800	37,000
都農	宮崎サンフーズ(株)	児湯郡新富町大字新田4180	16,943	9,412	1,400	65,500
	宮崎くみあい チキンフーズ(株)川南食品工場	児湯郡川南町大字平田字元 原6655-5	87,045	16,796	2,520	87,500
	(株)児湯食鳥 本社工場	児湯郡川南町大字川南 21622-1	49,681	12,511	2,000	69,700
日向	日本ホワイトファーム(株)	日向市美々津町2277	29,813	6,276	2,800	80,000

### 13. 認定小規模食鳥処理場の概要（令和8年4月1日現在）

検査所名	処理場の名称	住 所	備 考
都城 11施設	安藤かしわ店	都城市高城町徳満坊2676	
	くろき養鶏	都城市山田町山田363-2	廃止 (R8.1.9)
	(有)原田養鶏	都城市平塚町9856	休止中
	赤鶏の楠見	都城市今町8410-5	
	(株)鶏愛	都城市山田町山田4645-1	
	(株)地頭鶏ランド日南	日南市大字毛吉田2723-1	休止中 (R7.6.1)
	(株)みやざき地頭鶏綾ファーム	綾町大字南俣陣ノ尾5511-74	休止中
	(株)アジアパシフィックファーム	都城市大岩田町5785-3	
	(有)中村養鶏	都城市美川町818-2	
	(株)熊田原工務店養鶏部処理場	日南市大字下方1616	
	南郷ファーム加工センター	日南市塚田乙1922-1	新規 (R7.9.12)
高崎 5施設	株式会社 地鳥屋 とりこ	都城市高崎町縄瀬3970	
	かねまる地頭鶏農場	都城市高崎町縄瀬3203-2	
	株式会社東久保養鶏	都城市高崎町前田野平4294-1	
	椎原養鶏場	都城市高崎町縄瀬3500	
	中野養鶏	都城市高崎町前田1776-53	
小林 9施設	押川食鳥	小林市真方1550-3	
	(有)東康夫養鶏場	えびの市大字坂元1640	
	えびの地頭鶏	小林市北西方8179-1	
	飛来幸鶏ファーム	小林市南西方1247-1	
	おく松さんちの地どり	えびの市大字大河平1210	休止中
	鶴田農場	小林市北西方892-3	休止中
	橋口養鶏場	高原町大字後川内5968-1	休止中
	(有)海老原養鶏場	高原町大字広原173	
出水ヨウケイ	えびの市大字末永3201-1		
都農 7施設	黒木食鳥	川南町大字川南11260-1	
	(株)KAORU BIRD 西都加工場	西都市大字上三財2902	
	コッコ愛卵土	木城町大字中之又118	休止中
	黒岩牧場	高鍋町大字持田4864	
	甲斐養鶏処理場	西都市大字加勢字松原361	
	(有)オー・エヌフーズ	西都市南方下原1825-4	休止中
(株)地頭鶏ランド西都加工センター	西都市調殿中島1394-7		
日向 8施設	地藏の里 一軒家	美郷町北郷区宇納間6164	
	延岡食鳥株式会社	延岡市貝の畑町2569-3	休止中
	みやざき地頭鶏センター	美郷町西郷区田代9549-1	
	矢野養鶏場	延岡市舞野町1487-5	
	古本養鶏場	日向市大字財光寺3445-150	
	宮崎ひむか地鶏有限会社食品工場	日向市美々津町4419-1	休止中
	まつた屋食鳥	延岡市松原町3丁目8929-1	
木原作業所	延岡市上伊形町1284		
合 計		40施設	

宮崎市は中核都市のため、宮崎県とは別に認定小規模処理場を所管している。

14. 輸出認定施設一覧（令和8年4月1日現在）

1) 牛肉等

2) 豚肉等

施設名	(株)ミヤチク高崎工場	サンキョーミートプラント(株)霧島	(株)ミヤチク都農工場	宮崎ビーフセンター(株)延岡工場	(株)SEEミート宮崎	都城ウエルネスミート(株)	林兼産業(株)都城工場	(株)ミヤチク高崎工場	サンキョーミートプラント(株)霧島	(株)ミヤチク都農工場	南日本ハム(株)			
	施設番号	M-1	MP-1	M-5	MP-3	M-6	MZM	MZN	MZH	MP-1	MZR	MYZK-1	MP-2	MZS
輸出認定国、地域	米国	○		○										
	カナダ	○												
	オーストラリア	○												
	香港	○		○			○	○	○		○	○		○
	台湾	○		○										
	シンガポール	○		○								○		
	マカオ	○		○										
	タイ	○		○										
	EU			○										
	メキシコ	○												
	ベトナム	○	○		○					○			○	
	ニュージーランド	○		○										
	フィリピン	○		○										
	ミャンマー	○	○											
	ブラジル	○												
	カタール					○								
クウェート					○									
アラブ首長国連邦					○									
インドネシア					○									

3) 食鳥肉

施設名	(株)エビス商事			宮崎くみあいチキンフーズ(株)都城食品工場		エビスブロイラーセンター(株)		宮崎サンフーズ(株)	宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場	(株)児湯食鳥本社工場	日本ホワイトファーム(株)		
	施設番号	MZT	MZT-1	MY1	MZD-1	MZD	MZF	MZF-1	MZI	MZC	MY2	MZP	MZB
輸出認定国、地域	香港	○				○	○		○	○		○	○
	シンガポール				○								
	マカオ		○		○			○		○			
	ベトナム			○		○			○	○	○		○

## 15. 参 考

### 1) と畜場別使用料（令和8年4月1日現在）

と畜場名	畜種 時間	牛・馬	とく・こま		豚	緬羊 山羊
			12ヶ月未満	1ヶ月未満		
都城ウエルネスミート㈱	内外	2, 750	880	880	(普) 880	-
		2, 970	1, 100	1, 100	(大、種) 1, 056 (普) 1, 100 (大、種) 1, 276	
㈱ミヤチク 高崎工場	内外	6, 600	1, 144	1, 144	1, 144	1, 144
		9, 900	1, 716	1, 716	1, 716	1, 716
サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	内外	9, 800	2, 400	2, 400	(普) 940	1, 270
		9, 800	2, 400	2, 400	(大、種) 1, 100 (普) 940 (大、種) 1, 100	1, 480
㈱丸正フーズ	内外	6, 600	1, 100	1, 100	1, 100	495
		8, 950	1, 265	1, 265	1, 325	605
㈱ミヤチク 都農工場	内外	6, 600	1, 144	1, 144	1, 144	1, 144
		9, 900	1, 716	1, 716	1, 716	1, 716
㈱SEミート宮崎	内外	6, 600	3, 300	3, 300	-	-
		9, 900	4, 950	4, 950	-	-
南日本ハム(株)	内外	-	-	-	(普) 1, 375	-
		-	-	-	(大) 1, 386 (普) 1, 694 (大) 1, 694	-
延岡市 食肉センター	内外	660	550	550	-	-
		990	825	825	-	-

消費税及び地方消費税を含む

### 2) と畜場別解体料（令和8年4月1日現在）

と畜場名	畜種 時間	牛・馬	とく・こま		豚	緬羊 山羊
			12ヶ月未満	1ヶ月未満		
都城ウエルネスミート㈱	内外	4, 950	4, 620	4, 400	(普) 924	-
		5, 060	4, 675	4, 455	(大) 1, 364 (種) 2, 244 (普) 1, 804 (大) 2, 464 (種) 3, 564	
㈱ミヤチク 高崎工場	内外	7, 150	1, 276	1, 276	1, 276	1, 276
		10, 725	1, 914	1, 914	1, 914	1, 914
サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	内外	6, 450	5, 800	5, 800	(普) 1, 590	1, 170
		6, 450	5, 800	5, 800	(大) 2, 320 (種) 3, 690 (普) 1, 590 (大) 2, 320 (種) 3, 690	1, 320
㈱丸正フーズ	内外	7, 300	1, 100	1, 100	1, 200	605
		10, 050	1, 375	1, 375	1, 486	715
㈱ミヤチク 都農工場	内外	7, 150	1, 276	1, 276	1, 276	1, 276
		10, 725	1, 914	1, 914	1, 914	1, 914
㈱SEミート宮崎	内外	7, 150	3, 575	3, 575	-	-
		10, 725	5, 363	5, 363	-	-
南日本ハム(株)	内外	-	-	-	(普) 1, 375	-
		-	-	-	(大) 1, 650 (普) 1, 694 (大) 2, 035	-
延岡市 食肉センター	内外	4, 400	1, 430	1, 430	-	-
		7, 700	2, 145	2, 145	-	-

消費税及び地方消費税を含む

## 第Ⅱ章 と畜検査

## 第Ⅱ章 と畜検査

### 1. と畜検査の概要

#### 1) 検査体制

昭和 49 年に食肉衛生検査所が設置されて 52 年が経過した。その間、検査環境の変化に対応した種々の対策を講じながら、安全で衛生的な食肉の安定供給に努めている。

平成 7 年度からは「と畜検査電算システム」を導入し、タッチパネル方式による現場での検査結果の入力を行っている。また、と畜検査の補助的業務として「プレゼンター」を高崎、小林、都農、日向の 4 食肉衛生検査所に配置し、と畜検査の集計業務及び現場検査の効率化を行い、精密検査体制の充実強化を図っている。

なお、平成 10 年度からは宮崎市の中核市移行に伴い、県からの出向による検査体制の維持が図られていたが、宮崎市食肉センターは平成 15 年 4 月 1 日付けで廃止され、と畜検査員の同市への出向体制は終了した。

#### 2) と畜検査頭数

令和 7 年度の検査頭数は、総計 1,023,757 頭。畜種別にみると、牛 52,922 頭、豚 970,717 頭、とく 111 頭、馬 7 頭であった。

#### 3) 検査結果に基づく措置

と殺・解体禁止措置を執った獣畜は 2 頭。全部廃棄処分した獣畜は 2,082 頭で、検査頭数の 0.20%であった。

畜種別では、牛 535 頭 (1.01%)、豚 1,543 頭 (0.16%)、とく 4 頭(3.60%)、馬 0 頭であった。

#### 4) 精密検査

精密検査件数は、一般畜 1,736 頭、病畜 659 頭の計 2,395 頭、検査頭数の 0.23%であった。残留抗生物質等検査件数は計 3,961 頭であった。

#### 5) 衛生指導

平成 15 年度からと畜場における SSOP 検証等実施要領に基づく監視・点検を実施してきたが、令和 2 年度からと畜場法施行規則第 3 条第 6 項又は第 7 条第 5 項に基づくと畜検査員による検査又は試験（以下「外部検証」という。）を開始し、現在は「と畜検査員及び食鳥検査員の外部検証実施要領」（令和 3 年 5 月 20 日付け福祉保健部長通知）に基づき、外部検証を実施している。全と畜場の HACCP システムについては、各検査所が策定した外部検証実施計画に基づき検証を行い、システムのさらなるブラッシュアップを図っている。また、平成 28 年度に宮崎県と畜場検証マニュアルを策定し、と畜検査員の検証スキルの向上に役立てている。

#### 6) その他

関係機関との連携による残留抗生物質等の対策業務の導入、さらには検査精度の強化など、関係事業の強化に努めている。

また、電算化によると畜検査結果のフィードバックについて、迅速且つ効果的な疾病対策を目的として、平成 31 年から「と畜検査オンラインシステム」を導入し、豚の生産者を対象に、インターネットによると畜検査データの提供を開始した。

## 2と畜場の稼働状況

令和7年度

(川南支場省略)

とちく場		都城ウエルネス ミート(株)	(株)ミヤチク 高崎工場	サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	(株)丸正フーズ	(株)ミヤチク 都農工場	(株)SEミート 宮崎	南日本ハム(株)	延岡市食肉 センター
一般畜開場日数	平日	238	239	238	235	238	232	236	232
	土曜日	2	7	8	1	6	4	8	10
	日・休・祭日	5	6	0	6	6	12	2	1
	計	245	252	246	242	250	248	246	243
処理頭数	換算頭数	257755	232402	193539	49610	207140	15984	156135	16546
	換算日数	245	252	246	242	250	248	246	243
	1日の処理頭数	1052.1	922.3	786.8	205	828.6	64.5	634.7	68.1
	* 時間外病畜切迫畜を除く 換算頭数・・・小動物(大動物×3)								
病畜搬入日数	平日	233	138	168	31	117	137	0	8
	土曜日	2	7	0	0	3	28	0	0
	日・休・祭日	3	29	0	1	23	9	0	0
	計	238	174	168	32	143	174	0	8
時間外病畜搬入日数	平日	0	7	0	0	6	2	0	0
	土曜日	2	7	0	0	3	28	0	0
	日・休・祭日	3	29	0	1	23	9	0	0
	計	5	43	0	1	32	39	0	0

### 3. と畜検査

#### 1) 検査頭数

検査所	畜種 と畜場	計	牛	とく		馬	こま	豚	緬羊	山羊
				12ヶ月 未満	1ヶ月 未満					
総計		1,023,757	52,922	111		7		970,717		
都城	都城ウエルネス ミート(株)	251,941	2,900	11		7		249,023		
高崎	(株)ミヤチク 高崎工場	200,990	15,799					185,191		
小林	サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	184,773	4,383	91				180,299		
	(株)丸正フーズ	39,155	5,229	6				33,920		
都農	(株)ミヤチク 都農工場	179,856	13,705	2				166,149		
	(株)SEミート宮崎	5,391	5,391							
	川南支場	-								
日向	南日本ハム(株)	156,135						156,135		
	延岡市 食肉センター	5,516	5,515	1						

#### 2) 手数料収入

(単位・・・円)

検査所	畜種 と畜場	計	牛	とく <sup>※1</sup>		馬	こま <sup>※2</sup>	豚	緬羊	山羊
				12ヶ月 未満	1ヶ月 未満					
総計		389,411,590	42,469,240	42,560		5,320		346,894,470		
都城	都城ウエルネス ミート(株)	91,585,120	2,993,860	4,560		5,320		88,581,380		
高崎	(株)ミヤチク 高崎工場	79,470,200	12,513,820					66,956,380		
小林	サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	67,079,820	3,331,080	34,580				63,714,160		
	(株)丸正フーズ	16,051,680	4,177,400	2,280				11,872,000		
都農	(株)ミヤチク 都農工場	70,937,730	10,820,640	760				60,116,330		
	(株)SEミート宮崎	4,366,840	4,366,840							
	川南支場	-								
日向	南日本ハム(株)	55,654,220						55,654,220		
	延岡市 食肉センター	4,265,980	4,265,600	380						

※1 使用料及び手数料条例では、12ヶ月未満の牛となっています。

※2 使用料及び手数料条例では、12ヶ月未満の馬となっています。

3) 病畜検査頭数

検査所	と畜場	畜種 時間	計	牛	とく		馬	こま	豚	山羊
					12ヶ月未満	1ヶ月未満				
総計		内	2,247	1,648	106				493	
		外	181	175					6	
		計	2,428	1,823	106				499	
都城	都城ウエルネス ミート(株)	内	1,191	698	10				483	
		外	11	8					3	
		計	1,202	706	10				486	
高崎	(株)ミヤチク 高崎工場	内	220	213					7	
		外	62	62						
		計	282	275					7	
小林	サンキョーミートプラント 霧島ミート(株)	内	372	281	91					
		外								
		計	372	281	91					
	(株)丸正 フーズ	内	44	39	5					
		外	1	1						
		計	45	40	5					
都農	(株)ミヤチク 都農工場	内	151	148					3	
		外	44	41					3	
		計	195	189					6	
	(株)SEミート 宮崎	内	258	258						
		外	63	63						
		計	321	321						
日向	南日本ハム(株)	内								
		外								
		計								
	延岡市食肉 センター	内	11	11						
		外								
		計	11	11						

4) 時間外検査頭数

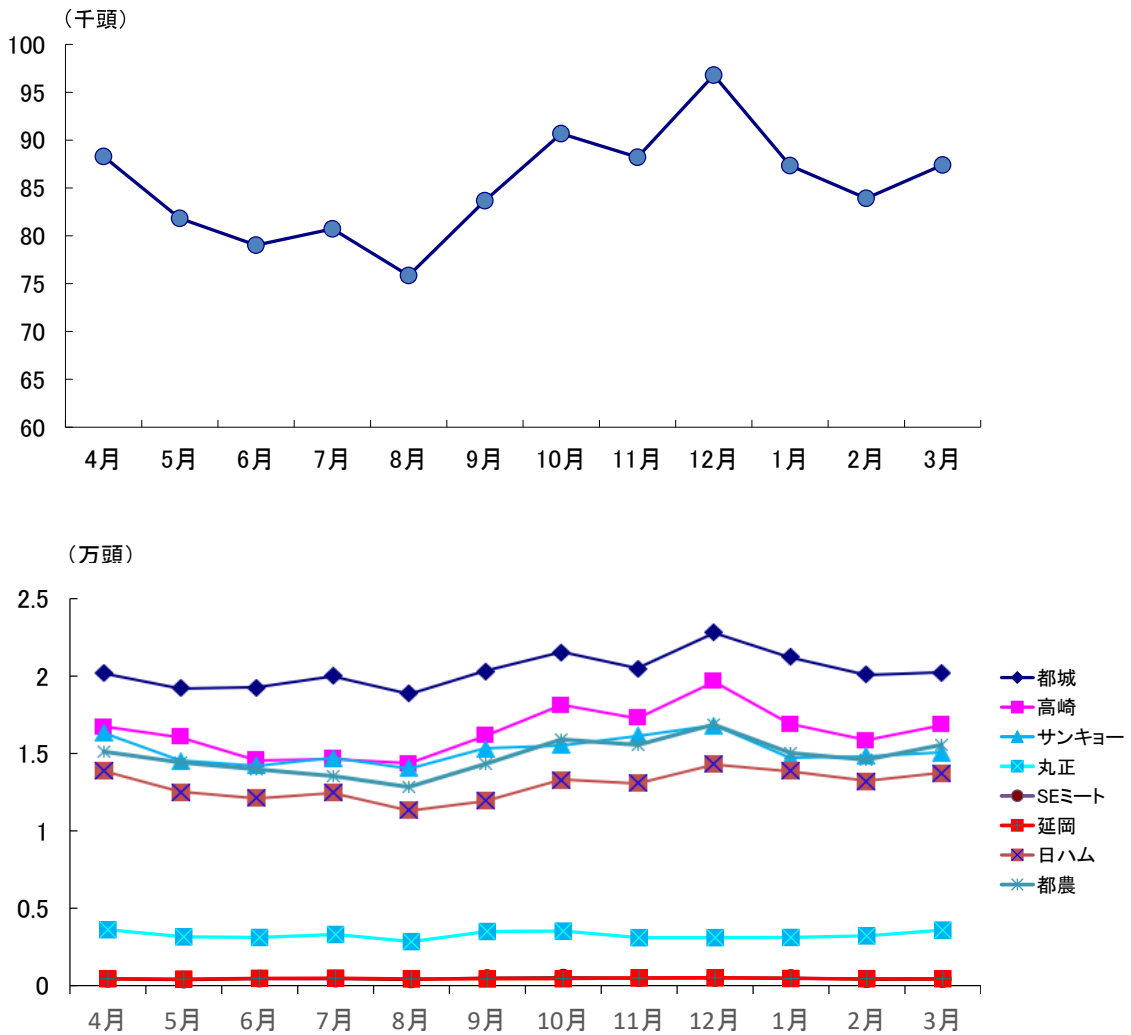
検査所 と畜場		畜種			計	牛	とく	馬	豚
		健康畜	病畜	小計					
総計		健康畜			36,917	3,434	1		33,482
		病畜			181	175			6
		小計			37,098	3,609	1		33,488
都城	都城ウエルネス ミート(株)	健康畜			6,021	1,032	1		4,988
		病畜			11	8			3
		小計			6,032	1,040	1		4,991
高崎	高崎工場 (株)ミヤチク	健康畜			9,503	844			8,659
		病畜			62	62			
		小計			9,565	906			8,659
小林	サンキョー ミートプラント(株)	健康畜			5,541				5,541
		病畜							
		小計			5,541				5,541
	(株)丸正フーズ	健康畜			296	296			
		病畜			1	1			
		小計			297	297			
都農	(株)ミヤチク 都農工場	健康畜			8,497	702			7,795
		病畜			44	41			3
		小計			8,541	743			7,798
	(株)SE 宮崎ミート	健康畜			316	316			
		病畜			63	63			
		小計			379	379			
日向	南日本ハム(株)	健康畜			6,499				6,499
		病畜							
		小計			6,499				6,499
	延岡市食肉 センター	健康畜			244	244			
		病畜							
小計			244	244					

\*年末とは12月の1ヶ月間

5) 月別検査頭数

月 畜種	統 計	令和7 4	5	6	7	8	9	10	11	12	令和8 1	2	3
計	1,023,757	88,299	81,814	79,029	80,724	75,846	83,669	90,687	88,220	96,797	87,342	83,928	87,402
牛	52,922	4,584	4,264	4,462	4,519	4,148	4,414	4,635	4,808	4,508	4,220	4,094	4,266
とく	111	9	10	9	15	5	10	4	12	10	14	8	5
馬	7		1		1			1	1	2			1
こま													
豚	970,717	83,706	77,539	74,558	76,189	71,693	79,245	86,047	83,399	92,277	83,108	79,826	83,130
綿羊													
山羊													

月別検査頭数



6) と畜場別月別検査頭数

と畜場	月	総計	令和7 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8 1月	2月	3月
県	計	1,023,757	88,299	81,814	79,029	80,724	75,846	83,669	90,687	88,220	96,797	87,342	83,928	87,402
	牛	52,922	4,584	4,264	4,462	4,519	4,148	4,414	4,635	4,808	4,508	4,220	4,094	4,266
	とく	111	9	10	9	15	5	10	4	12	10	14	8	5
	馬	7		1		1			1	1	2			1
	こま													
	豚													
	計	970,717	83,706	77,539	74,558	76,189	71,693	79,245	86,047	83,399	92,277	83,108	79,826	83,130
郡城ウエルネスミート㈱	計	251,941	20,832	19,771	19,802	20,623	19,377	20,948	22,290	21,149	23,664	21,935	20,709	20,841
	牛	2,900	290	288	263	246	194	228	257	251	254	219	189	221
	とく	11	2		2	1		2		2	1		1	
	馬	7		1		1			1	1	2			1
	こま													
	豚													
	計	249,023	20,540	19,482	19,537	20,375	19,183	20,718	22,032	20,895	23,407	21,716	20,519	20,619
㈱ミヤチク高崎工場	計	200,990	17,054	16,371	14,710	14,845	14,514	16,423	18,597	17,663	20,242	17,255	16,107	17,209
	牛	15,799	1,352	1,302	1,347	1,345	1,289	1,362	1,370	1,438	1,256	1,257	1,218	1,263
	とく													
	馬													
	こま													
	豚													
	計	185,191	15,702	15,069	13,363	13,500	13,225	15,061	17,227	16,225	18,986	15,998	14,889	15,946
霧島ミートブランド	計	184,773	16,624	14,672	14,351	14,883	14,158	15,558	15,796	16,428	17,151	14,870	15,008	15,274
	牛	4,383	402	308	370	366	307	369	382	376	379	383	359	382
	とく	91	7	10	6	13	4	8	2	10	8	11	7	5
	馬													
	こま													
	豚													
	計	180,299	16,215	14,354	13,975	14,504	13,847	15,181	15,412	16,042	16,764	14,476	14,642	14,887
㈱丸正フーズ	計	39,155	3,610	3,149	3,118	3,302	2,842	3,493	3,522	3,102	3,104	3,120	3,211	3,582
	牛	5,229	470	379	423	426	424	423	472	517	508	373	408	406
	とく	6				1	1		2			2		
	馬													
	こま													
	豚													
	計	33,920	3,140	2,770	2,695	2,875	2,417	3,070	3,048	2,585	2,596	2,745	2,803	3,176
㈱ミヤチク都農工場	計	179,856	15,327	14,532	14,062	13,658	12,894	14,449	16,167	15,777	17,192	15,232	14,780	15,786
	牛	13,705	1,186	1,179	1,143	1,194	1,109	1,111	1,205	1,240	1,105	1,051	1,060	1,122
	とく	2			1							1		
	馬													
	こま													
	豚													
	計	166,149	14,141	13,353	12,918	12,464	11,785	13,338	14,962	14,537	16,087	14,180	13,720	14,664
㈱SEミート宮崎	計	5,391	431	385	449	453	391	481	506	489	493	481	410	422
	牛	5,391	431	385	449	453	391	481	506	489	493	481	410	422
	とく													
	馬													
	こま													
	豚													
	計													
南日本ハム㈱	計	156,135	13,968	12,511	12,070	12,471	11,236	11,877	13,366	13,115	14,437	13,993	13,253	13,838
	牛													
	とく													
	馬													
	こま													
	豚													
	計	156,135	13,968	12,511	12,070	12,471	11,236	11,877	13,366	13,115	14,437	13,993	13,253	13,838
延岡市食肉センター	計	5,516	453	423	467	489	434	440	443	497	514	456	450	450
	牛	5,515	453	423	467	489	434	440	443	497	513	456	450	450
	とく	1									1			
	馬													
	こま													
	豚													
	計													

#### 4. 検査に基づく処分

##### 1) 宮崎県全体

とと畜場数内	処分実頭数	疾病別頭数																計										
		炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ症	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ症	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症		敗血症	尿毒症	黄疽	水腫	腫瘍	中毒諸症	物炎症又は炎症産物による汚染産	変性又は萎縮	その他	
牛	52,922	禁止																										
	全部廃棄	535														5	181	98	31	79	123				18			
	一部廃棄	31,494						58						191	7						35	952	34		28,755	4,440	2,235	36,707
とく	111	禁止																										
	全部廃棄	4															1						2		1			4
	一部廃棄	86																		1	1				87	5	8	102
馬	7	禁止																										
	全部廃棄																											
	一部廃棄	3																							3			3
こま		禁止																										
	全部廃棄																											
	一部廃棄																											
豚	970,717	禁止	2	2																								2
	全部廃棄	1,543	11													423	824	1	61	39	19				165			1,543
	一部廃棄	579,230																	14	132	60				572,791	15,643	1,174	589,814
めん羊		禁止																										
	全部廃棄																											
	一部廃棄																											
山羊		禁止																										
	全部廃棄																											
	一部廃棄																											

##### 2) と畜場別処分状況

###### 都城ウェルネスミート㈱

とと畜場数内	処分実頭数	疾病別頭数																計											
		炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ症	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ症	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症		敗血症	尿毒症	黄疽	水腫	腫瘍	中毒諸症	物炎症又は炎症産物による汚染産	変性又は萎縮	その他		
牛	2,900	禁止																											
	全部廃棄	207																128	9	6	12	50				2			207
	一部廃棄	1,934						3						14	2						12	151	13		1,735	193	476	2,599	
とく	11	禁止																											
	全部廃棄	2																					2				2		
	一部廃棄	8																			1				8		2	11	
馬	7	禁止																											
	全部廃棄																												
	一部廃棄	3																							3			3	
こま		禁止																											
	全部廃棄																												
	一部廃棄																												
豚	249,023	禁止																											
	全部廃棄	663															293	237	1	13	25	11			83			663	
	一部廃棄	154,495																	2	78	34				153,327	1,986	246	155,673	
めん羊		禁止																											
	全部廃棄																												
	一部廃棄																												
山羊		禁止																											
	全部廃棄																												
	一部廃棄																												

㈱ミヤチク 高崎工場

とと殺頭数内	処分実頭数	疾病別頭数														計											
		炭疽	細菌豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ症	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	原虫病トキソプラズマ症	その他	寄生虫病ジストマ病	その他		濃毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	水腫	腫瘍	中毒諸症	疾病物炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他	
牛	15,799	禁止																									
	全部廃棄	119														1	27	48	5	12	23		3				119
	一部廃棄	10,127						22					27	2					7	476	9		9,109	2,178	231	12,061	
とく	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																						1				1
馬	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
こま	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
豚	185,191	禁止	1	1																							1
	全部廃棄	193	4												40	90		21	13	3		22				193	
	一部廃棄	121,603																12	21	17		119,680	8,130	482	128,342		
めん羊	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
山羊	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										

サンキューミート㈱霧島ミートプラント

とと殺頭数内	処分実頭数	疾病別頭数														計											
		炭疽	細菌豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ症	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	原虫病トキソプラズマ症	その他	寄生虫病ジストマ病	その他		濃毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	水腫	腫瘍	中毒諸症	疾病物炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他	
牛	4,383	禁止																									
	全部廃棄	45														1	2	17	4	3	14		4				45
	一部廃棄	1,857						2					2						7	33	4		1,733	137	141	2,059	
とく	91	禁止																									
	全部廃棄	2																					1				2
	一部廃棄	71																					71	4	6	82	
馬	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
こま	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
豚	180,299	禁止																									
	全部廃棄	348														32	285		23			8				348	
	一部廃棄	100,434																	14	7		99,201	1,879	137	101,238		
めん羊	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
山羊	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										

株式会社正フーズ

とと殺場内	処分実頭数	疾病別頭数																計								
		炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ症	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ症	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症		尿毒症	黄疽	水腫	腫瘍	中毒諸症	物炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他
牛	5,229	禁止																								
	全部廃棄	8															1	2	2	1	2					
	一部廃棄	2,101											1										2,016	135	35	2,211
とく	6	禁止																								
	全部廃棄																									
	一部廃棄	5																					5	1		6
馬	禁止																									
	全部廃棄																									
	一部廃棄																									
こま	禁止																									
	全部廃棄																									
	一部廃棄																									
豚	33,920	禁止																								
	全部廃棄	20	1													1	18									20
	一部廃棄	18,748																		2			18,453	372	207	19,034
めん羊	禁止																									
	全部廃棄																									
	一部廃棄																									
山羊	禁止																									
	全部廃棄																									
	一部廃棄																									

株式会社ヤチク 都農工場

とと殺場内	処分実頭数	疾病別頭数																計								
		炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ症	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ症	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症		尿毒症	黄疽	水腫	腫瘍	中毒諸症	物炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他
牛	13,705	禁止																								
	全部廃棄	71														2	12	9	4	20	18		6			71
	一部廃棄	8,375											62	2					3	153	2		7,782	1,300	212	9,533
とく	2	禁止																								
	全部廃棄																									
	一部廃棄	2																					2			2
馬	禁止																									
	全部廃棄																									
	一部廃棄																									
こま	禁止																									
	全部廃棄																									
	一部廃棄																									
豚	166,149	禁止																								
	全部廃棄	221														44	121		3		4		49			221
	一部廃棄	82,551																		11	2		81,319	1,731	91	83,154
めん羊	禁止																									
	全部廃棄																									
	一部廃棄																									
山羊	禁止																									
	全部廃棄																									
	一部廃棄																									





## 5. 病類表

### 1) 牛

#### 県内総数

区 分	合計	飼養目的・品種・性別						処理区分				
		和系			乳系			交雑種	外産牛	一般畜	病畜	
		♀若肥	♀他	♂	♀若肥	♀他	♂					
検査頭数	52,922	10,336	6,799	20,517	369	404	1,370	13,102	25	51,099	1,823	
廃棄実頭数	31,492	6,480	4,618	13,167	269	315	769	5,857	17	30,135	1,357	
廃棄率	60%	63%	68%	64%	73%	78%	56%	45%	68%	59%	74%	
一 部 廃 棄	肺炎	5,941	987	651	2,264	75	77	298	1,583	6	5,573	368
	うち (膿瘍)	865	193	118	418	3	3	9	121		743	122
	肺気腫	768	58	86	102	90	80	171	178	3	647	121
	胸膜炎	5,197	886	484	2,106	44	40	276	1,356	5	5,004	193
	心膜炎	765	104	162	230	31	40	40	158		674	91
	うち (創傷性)	12	1	4	4		1		2		10	2
	症状心内膜炎	28	4	3	9	2	1	1	8		21	7
	肝炎	19,773	4,183	2,346	9,292	95	146	336	3,366	9	19,402	371
	うち (包膜炎)	4,446	802	709	1,587	39	57	126	1,124	2	4,337	109
	(膿瘍)	2,565	515	242	963	14	14	139	674	4	2,508	57
	(鋸屑肝)	2,156	599	363	1,085	7	5	5	92		2,129	27
	(出血肝)	12,855	2,846	1,070	6,937	30	70	86	1,813	3	12,687	168
	(小静脈炎)	465	77	137	211	1	4	2	33		455	10
	(その他)	1,207	211	252	446	17	25	63	193		1,149	58
	肝蛭	191	45	81	52				13		189	2
	胆管炎	1,405	219	591	314	4	12	12	252	1	1,338	67
	肝硬変	25	3	10	9			2	1		24	1
	退色肝	494	99	96	128	12	27	30	101	1	373	121
	肝富脈斑	1,503	66	1,256	76	19	58	2	26	1	1,409	94
	胃炎	947	170	267	389	14	14	6	86	1	888	59
	うち (潰瘍)											
	(創傷性)	302	48	119	97	1	3	1	33		294	8
	腸炎	1,261	312	125	676	18	23	24	83		1,148	113
	腹膜炎	211	43	58	61	11	11	1	26		154	57
	直腸脱	1	1									1
	包虫症	7	1	3	1		2				7	
	脂肪壊死	3,969	1,271	328	2,164		5	3	198		3,902	67
	腎炎	722	147	311	164	25	45	2	28		522	200
	膀胱炎	213	29	45	105	8	13		13		98	115
	膀胱結石	42	4	2	31				5		21	21
	尿道炎	16	1	2	13							16
	子宮内膜炎	93	12	56		10	10		5		56	37
	うち (蓄膿)	28	3	15		4	5		1		13	15
子宮膣脱	7	4	3								7	
妊娠	89	10	35		13	28		2	1	55	34	
乳房炎	16	1			3	12				1	15	
筋・皮下炎症	2,820	789	585	800	70	93	13	470		2,210	610	
骨折	75	11	22	18	11	7		6		7	68	
関節炎	441	138	36	191	12	18		46		286	155	
脱臼	75	12	11	17	24	8		3		1	74	
蹄病	11	3	2	2	3	1					11	
部分水腫	950	251	114	453	30	35		67		625	325	
放線菌病	58	14	20	22				2		54	4	
と殺禁止												
解体禁止												
全 部 廃 棄	敗血症	181	33	47	35	24	37	1	4		42	139
	膿毒症	5	3	1	1						2	3
	黄疸	31	4	11	8	1	3	2	2		10	21
	水腫	79	12	19	27	4	7		10		14	65
	尿毒症	98	7	16	71		1	1	2		40	58
	腫瘍	4		2	1				1		4	
	牛伝染性リンパ腫	119	13	53	29	4	13		7		41	78
炎症 変性	18	3	9	3		3					18	
十三条非該当												

※♀若肥：60ヶ月齢未満の個体

2) とく

県内総数

区 分	処理頭数
検査頭数	111
廃棄実頭数	86
廃棄率	77%
肺炎	69
うち (膿瘍)	13
肺気腫	8
胸膜炎	5
心膜炎	3
うち (創傷性)	
疣状心内膜炎	
肝炎	6
うち (包膜炎)	2
(膿瘍)	
(鋸屑肝)	1
(出血肝)	2
(小静脈炎)	1
(その他)	
肝蛭	
胆管炎	1
肝硬変	
退色肝	5
肝富脈斑	
胃炎	2
うち (潰瘍)	
(創傷性)	
腸炎	13
腹膜炎	
直腸脱	
包虫症	
脂肪壊死	
腎炎	12
膀胱炎	
膀胱結石	
尿道炎	
子宮内膜炎	
うち (蓄膿)	
子宮膣脱	
妊娠	
乳房炎	
筋・皮下炎症	4
骨折	
関節炎	5
脱臼	
蹄病	
部分水腫	1
放線菌病	
と殺禁止	
解体禁止	
敗血症	1
膿毒症	
黄疸	
水腫	1
尿毒症	
腫瘍	
牛伝染性リンパ腫	2
炎症	1
変性	
十三条非該当	

3) 豚

県内総数

区 分	合 計	処 理 区 分	
		一般畜	病 畜
検査頭数	970,717	970,218	499
廃棄実頭数	579,230	578,876	354
廃棄率	60%	60%	71%
肺炎	374,052	373,876	176
うち (MPS)	320,305	320,150	155
(出血肺炎)	13,198	13,194	4
(他の肺炎)	35,054	35,043	11
(化膿性)	19,007	18,989	18
胸膜炎	136,313	136,262	51
横隔膜炎	80,834	80,829	5
心膜炎	73,176	73,150	26
疣状心内膜炎	128	127	1
肝炎	188,747	188,666	81
うち (間質肝炎)	64,411	64,375	36
(寄生虫性)	34,251	34,235	16
(包膜炎性)	62,073	62,060	13
肝硬変	410	410	
退色肝	15,240	15,236	4
壊死肝炎	493	493	
出血肝炎	357	355	2
胃炎	11,212	11,202	10
腸炎	40,913	40,838	75
腸リンパ結節	7,217	7,217	
腹膜炎	39,179	39,161	18
直腸脱	9	8	1
腸気腫	434	434	
腎炎	1,188	1,096	92
膀胱炎	384	328	56
妊娠	381	375	6
子宮内膜炎	91	85	6
子宮膣脱	14	8	6
卵巣のう腫	42	42	
死腐胎・ミイラ	19	18	1
頭リンパ結節	1,124	1,124	
筋・皮下炎症	5,160	5,056	104
筋・皮下膿瘍	5,651	5,575	76
関節炎	717	653	64
枝リンパ結節	365	365	
尾端外傷			
骨折	119	100	19
椎間膿瘍	183	181	2
ヘルニア	698	696	2
軽度の黄疸	14	14	
部分水腫	132	117	15
部分腫瘍	60	59	1
と殺禁止	1	1	
解体禁止	1	1	
豚丹毒	11	11	
敗血症	824	800	24
トキソプラズマ症			
膿毒症	423	328	95
黄疸	61	61	
腫瘍	19	18	1
白血病	1	1	
尿毒症	2	1	1
変性			
水腫	26	23	3
炎症	182	177	5
サルモネラ症			
十三条非該当			

## 6. 精密検査

### 1) 総数

検査所名	区分 項目		供 試 頭 数			検 査 内 容		
			計	一般畜	病畜	細菌検査	病理検査	理化学検査
全  県	計		2,395 (770)	1,736 (246)	659 (524)	1,547 (222)	348 (164)	500 (384)
	豚丹毒	関節炎	13	13		13		
		その他	23	23		23		
	敗血症		1,082 (216)	887 (50)	195 (166)	1,082 (216)		
	尿毒症		163 (161)	73 (73)	90 (88)			163 (161)
	トキソプラズマ症							
	黄疸		142 (67)	102 (27)	40 (40)			142 (67)
	腫瘍		34 (15)	29 (11)	5 (4)		34 (15)	
	放線菌症							
	白血病*		121 (121)	41 (41)	80 (80)		121 (121)	
	膿毒症		429 (6)	330 (2)	99 (4)	429 (6)		
	結核							
	変性							
	炎症		193 (28)	164 (4)	29 (24)		193 (28)	
水腫		195 (156)	74 (38)	121 (118)			195 (156)	

\*牛伝染性リンパ腫と豚白血病の総計

( )内は牛・とく・馬の再掲

### 2) 検査所別

検査所名	区分 項目		供 試 頭 数			検 査 内 容		
			計	一般畜	病畜	細菌検査	病理検査	理化学検査
都  城  食  肉  衛  生  検  査  所	計		950 (268)	588 (41)	362 (227)	699 (153)	154 (60)	97 (55)
	豚丹毒	関節炎	3	3		3		
		その他						
	敗血症		403 (153)	238 (17)	165 (136)	403 (153)		
	尿毒症		18 (16)	7 (7)	11 (9)			18 (16)
	トキソプラズマ症							
	黄疸		33 (18)	20 (5)	13 (13)			33 (18)
	腫瘍		19 (8)	16 (6)	3 (2)		19 (8)	
	放線菌症							
	白血病*		50 (50)	3 (3)	47 (47)		50 (50)	
	膿毒症		293	198	95	293		
	結核							
	変性							
	炎症		85 (2)	78	7 (2)		85 (2)	
水腫		46 (21)	25 (3)	21 (18)			46 (21)	

\*牛伝染性リンパ腫と豚白血病の総計

( )内は牛・とく・馬の再掲

検査所名	区分		供 試 頭 数			検 査 内 容		
	項目		計	一般畜	病畜	細菌検査	病理検査	理化学検査
高崎食肉衛生検査所	計		414 (191)	336 (113)	78 (78)	183 (31)	56 (31)	175 (129)
	豚丹毒	関節炎	1	1		1		
		その他	6	6		6		
	敗血症		135 (30)	123 (18)	12 (12)	135 (30)		
	尿毒症		68 (68)	52 (52)	16 (16)			68 (68)
	トキソプラズマ症							
	黄疸		45 (12)	42 (9)	3 (3)			45 (12)
	腫瘍		4 (1)	4 (1)			4 (1)	
	放線菌症							
	白血病*		23 (23)	14 (14)	9 (9)		23 (23)	
	膿毒症		41 (1)	41 (1)		41 (1)		
	結核							
	変性							
	炎症		29 (7)	24 (2)	5 (5)		29 (7)	
水腫		62 (49)	29 (16)	33 (33)			62 (49)	

\*牛伝染性リンパ腫と豚白血病の総計 ( )内は牛・とく・馬の再掲

検査所名	区分		供 試 頭 数			検 査 内 容		
	項目		計	一般畜	病畜	細菌検査	病理検査	理化学検査
小林食肉衛生検査所	計		472 (100)	394 (22)	78 (78)	350 (9)	33 (25)	89 (66)
	豚丹毒	関節炎	2	2		2		
		その他	2	2		2		
	敗血症		311 (7)	304	7 (7)	311 (7)		
	尿毒症		35 (35)	4 (4)	31 (31)			35 (35)
	トキソプラズマ症							
	黄疸		40 (17)	26 (3)	14 (14)			40 (17)
	腫瘍		3 (3)	2 (2)	1 (1)		3 (3)	
	放線菌症							
	白血病*		15 (15)	6 (6)	9 (9)		15 (15)	
	膿毒症		35 (2)	33	2 (2)	35 (2)		
	結核							
	変性							
	炎症		15 (7)	8	7 (7)		15 (7)	
水腫		14 (14)	7 (7)	7 (7)			14 (14)	

\*牛伝染性リンパ腫と豚白血病の総計 ( )内は牛・とく・馬の再掲

検査所名	区分		供 試 頭 数			検 査 内 容		
	項目		計	一般畜	病畜	細菌検査	病理検査	理化学検査
都農食肉衛生検査所	計		430 (201)	290 (61)	140 (140)	199 (26)	100 (47)	131 (128)
	豚丹毒	関節炎	2	2		2		
		その他	4	4		4		
	敗血症		146 (23)	135 (12)	11 (11)	146 (23)		
	尿毒症		42 (42)	10 (10)	32 (32)			42 (42)
	トキソプラズマ症							
	黄疸		19 (16)	9 (6)	10 (10)			19 (16)
	腫瘍		6 (2)	5 (1)	1 (1)		6 (2)	
	放線菌症							
	白血病*		33 (33)	18 (18)	15 (15)		33 (33)	
	膿毒症		47 (3)	45 (1)	2 (2)	47 (3)		
	結核							
	変性							
	炎症		61 (12)	51 (2)	10 (10)		61 (12)	
水腫		70 (70)	11 (11)	59 (59)			70 (70)	

\*牛伝染性リンパ腫と豚白血病の総計

( )内は牛・とく・馬の再掲

検査所名	区分		供 試 頭 数			検 査 内 容		
	項目		計	一般畜	病畜	細菌検査	病理検査	理化学検査
日向食肉衛生検査所	計		129 (10)	128 (9)	1 (1)	116 (3)	5 (1)	8 (6)
	豚丹毒	関節炎	5	5		5		
		その他	11	11		11		
	敗血症		87 (3)	87 (3)		87 (3)		
	尿毒症							
	トキソプラズマ症							
	黄疸		5 (4)	5 (4)				5 (4)
	腫瘍		2 (1)	2 (1)			2 (1)	
	放線菌症							
	白血病*							
	膿毒症		13	13		13		
	結核							
	変性							
	炎症		3	3			3	
水腫		3 (2)	2 (1)	1 (1)			3 (2)	

\*牛伝染性リンパ腫と豚白血病の総計

( )内は牛・とく・馬の再掲

### 3) 検査所別畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査件数

#### ①牛肉

食品 (部位名)	農薬等の名称	総計	都城	高崎	小林	都農	日向
牛肉	残留抗菌性物質検査 (腎臓直接法)	2,600	731	570	613	586	100
	残留抗菌性物質検査 (筋肉直接法)	24	6	3	5	10	
	簡易法	119	13	26	25	30	25
	分別推定法	7	3			4	
	オキシテトラサイクリン	6	2	2		2	
	テトラサイクリン	6	2	2		2	
	クロルテトラサイクリン	6	2	2		2	
	エンロフロキサシン	6	2	2		2	
	一斉分析 (45項目)	8	1	2	2	2	1
合 計		2,782	762	609	645	640	126

#### ②豚肉

食品 (部位名)	農薬等の名称	総計	都城	高崎	小林	都農	日向
豚肉	残留抗菌性物質検査 (腎臓直接法)	988	554	117	121	96	100
	残留抗菌性物質検査 (筋肉直接法)	5	4			1	
	簡易法	155	44	36	24	27	24
	分別推定法	2	1			1	
	オキシテトラサイクリン	6	2	2		2	
	テトラサイクリン	6	2	2		2	
	クロルテトラサイクリン	6	2	2		2	
	エンロフロキサシン	6	2	2		2	
	一斉分析 (45項目)	5	1	1	1	1	1
合 計		1,179	612	162	146	134	125

## 7. と畜場関係の講習会等

検査所名	名 称	開催月日	対 象	人 数	内 容
都城	防疫演習	R7. 8. 29	都城ウエルネスミート(株)職員他	30	豚熱防疫演習
高崎	衛生講習	R8. 2. 28	(株)ミヤチク高崎工場職員	128	と畜場の衛生対策について他
小林	防疫演習	R7. 9. 19	サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント職員	20	豚熱発生時の机上演習
	防疫演習	R7. 10. 10	(株)丸正フーズ従業員	13	豚熱発生時の机上演習
	衛生講習	R8. 2. 13	サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント職員	20	一般衛生管理とHACCP
都農	衛生講習	R7. 10. 9	(株)ミヤチク都農工場職員	20	動物福祉講習会
	衛生講習	R8. 1. 27	SEミート職員	25	一般衛生・HACCPについて
	衛生講習	R8. 2. 26	SEミート職員	25	HACCPについて
日向	防疫演習	R7. 8. 12	南日本ハム(株)職員	15	豚熱 (CSF) 等防疫合同演習

## 8. と畜場の衛生指導

検査所名	名 称	実施頻度	対 象	内 容
都城	衛生管理	年11回	都城ウエルネスミート(株)衛生管理部会 (牛)	畜産食品衛生確保の推進
	衛生管理	年11回	都城ウエルネスミート(株)衛生管理部会 (豚)	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	毎日	都城ウエルネスミート(株)	作業前・作業中点検
高崎	衛生管理	年12回	(株)ミヤチク高崎工場衛生管理部会 (牛)	畜産食品衛生確保の推進
	衛生管理	年12回	(株)ミヤチク高崎工場衛生管理部会 (豚)	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	毎日	(株)ミヤチク高崎工場	作業前・作業中点検
小林	衛生管理	年10回	サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	衛生管理	年9回	(株)丸正フーズ衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	毎日	サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	作業前・作業中点検
	場内監視	毎日	(株)丸正フーズ	作業前・作業中点検
都農	衛生管理	年12回	(株)ミヤチク都農工場衛生管理部会 (牛)	畜産食品衛生確保の推進
	衛生管理	年12回	(株)ミヤチク都農工場衛生管理部会 (豚)	畜産食品衛生確保の推進
	衛生管理	年12回	(株)SEミート宮崎衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	毎日	(株)ミヤチク都農工場	作業前・作業中点検
	場内監視	毎日	(株)SEミート宮崎	作業前・作業中点検
日向	衛生管理	年11回	延岡市食肉センター衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	衛生管理	年6回	南日本ハム(株)衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	週4回	延岡市食肉センター	作業前・作業中点検
	場内監視	週4回	南日本ハム(株)	作業前・作業中点検

## 9. 衛生管理担当リーダーによると畜場及び関連食肉施設の査察・調査状況

調査対象施設	大動物 (牛) 及び小動物 (豚) と畜場並びに付帯する食肉処理施設ほか
調査期間	R7. 9～10月
調査施設実数	10施設
実施日数	6日
調査時間	7時00分～17時00分
調査人員実数	衛生管理担当リーダー4名及び担当検査員



## 11. 産地別一覧

### 1) 牛産地別頭数集計(%)

( )内の数字は%

	総計	都城ウェルネス ミート	(株) ミヤチク 高崎工場	サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	(株) 丸正フーズ	(株) ミヤチク 都農工場	(株) SEミート 宮崎	延岡市 食肉センター
宮崎県	46,216 (87.3)	1,732 (59.7)	15,622 (98.9)	4,101 (93.6)	4,687 (89.6)	13,342 (97.4)	4,002 (74.2)	2,730 (49.5)
鹿児島県	2,173 (4.1)	839 (28.9)	101 (0.6)	110 (2.5)		159 (1.2)	723 (13.4)	241 (4.4)
熊本県	955 (1.8)	62 (2.1)	5 (0.0)	147 (3.4)		73 (0.5)	183 (3.4)	485 (8.8)
大分県	1,111 (2.1)	23 (0.8)	8 (0.1)	4 (0.1)	138 (2.6)	7 (0.1)	23 (0.4)	908 (16.5)
福岡県	14 (0.0)	4 (0.1)		1 (0.0)			5 (0.1)	4 (0.1)
佐賀県	40 (0.1)	15 (0.5)	1 (0.0)	5 (0.1)		2 (0.0)	17 (0.3)	
長崎県	213 (0.4)	55 (1.9)	3 (0.0)	8 (0.2)	100 (1.9)	5 (0.0)	34 (0.6)	8 (0.1)
沖縄県	648 (1.2)	149 (5.1)	57 (0.4)	3 (0.1)		79 (0.6)	359 (6.7)	1 (0.0)
その他	1,552 (2.9)	21 (0.7)	2 (0.0)	4 (0.1)	304 (5.8)	38 (0.3)	45 (0.8)	1,138 (20.6)
合計	52,922	2,900	15,799	4,383	5,229	13,705	5,391	5,515

### 2) 豚産地別頭数集計(%)

( )内の数字は%

	総計	都城ウェルネス ミート	(株) ミヤチク 高崎工場	サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	(株) 丸正フーズ	(株) ミヤチク 都農工場	南日本ハム(株)
宮崎県	739,025 (76.1)	192,438 (77.3)	175,135 (94.6)	84,620 (46.9)	33,920 (100.0)	163,503 (98.4)	89,409 (57.3)
鹿児島県	152,486 (15.7)	50,194 (20.2)	9,259 (5.0)	77,703 (43.1)		50 (0.0)	15,280 (9.8)
熊本県	53,241 (5.5)	6,391 (2.6)	797 (0.4)	17,976 (10.0)		2,596 (1.6)	25,481 (16.3)
大分県	15,570 (1.6)						15,570 (10.0)
福岡県	1,179 (0.1)						1,179 (0.8)
佐賀県							
長崎県	9,216 (0.9)						9,216 (5.9)
沖縄県							
その他							
合計	970,717	249,023	185,191	180,299	33,920	166,149	156,135

## 第三章 食鳥検査

## 第Ⅲ章 食鳥検査

### 1. 食鳥検査の概要

#### 1) 検査体制

令和8年4月1日現在、大規模食鳥処理場は8施設あり、うち7施設が年間処理羽数1千万羽を超えている。処理羽数に応じて食鳥検査員を2名または3名配置して検査を行っている。

食鳥検査は各処理場とも概ね午前6時30分から生体検査が始まり、繁忙期を除き午後4時15分頃までには終了する。また、処理場側の要請に応じて土曜日や日祭日の処理にも柔軟な検査対応を行っている。

一方、認定小規模食鳥処理場は39施設あり、施設の規模に応じた人数の食鳥処理衛生管理者による検査が行われている。

#### 2) 食鳥検査羽数

令和7年度検査羽数は141,697,308羽であった。認定小規模食鳥処理場における処理確認羽数は661,471羽となっている。

#### 3) 検査結果に基づく措置

と殺・解体禁止は266,216羽(検査羽数の0.19%)、全部廃棄は1,533,102羽(検査羽数の1.08%)であった。

#### 4) 精密検査

残留抗菌性物質等検査は、1,348件実施し、全て陰性であった。

#### 5) 衛生指導

令和2年度から食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第4条第4項に基づく食鳥検査員による検査又は試験(以下「外部検証」という。)を開始している。各検査所が「と畜検査員及び食鳥検査員の外部検証実施要領(令和3年5月20日付け福祉保健部長通知)」に基づき、外部検証実施計画を策定し、各大規模食鳥処理場が実施するHACCPに基づく衛生管理について、作業前・作業中点検及び微生物検査結果に基づき、検証・助言を行った。

一方、「食品衛生法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、認定小規模食鳥処理業者に対してもHACCPの考え方を取り入れた衛生管理について手引書を基に指導・助言を行っている。

#### 6) フィードバック業務

生産者の求めに応じて、農場別出荷日別に検査結果のフィードバックを実施している。

## 2. 大規模食鳥処理場の稼働状況

検査所名	処理場名	総稼働日数	平日	土曜日	日祭日	年末年始
都城	(株)エビス商事	303	239	48	14	2
	(株)児湯食鳥 新都城工場	282	216	50	14	2
高崎	宮崎くみあいチキンフーズ(株)都城食品工場	271	235	30	5	1
小林	エビスプロイラーセンター(株)	302	239	47	14	2
都農	宮崎サンフーズ(株)	270	233	31	5	1
	宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場	270	235	29	5	1
	(株)児湯食鳥 本社工場	283	218	50	13	2
日向	日本ホワイトファーム(株)	267	209	49	8	1
総計		2,248	1,824	334	78	12

### 3. 処理場別検査羽数

検査所名	処理場名	総検査羽数	時間内検査羽数	時間外検査羽数	
				平日	平日以外
都城	㈱エビス商事	8,776,641	5,726,747	1,197,569	1,852,325
	㈱児湯食鳥 新都城工場	23,847,070	14,607,632	3,641,884	5,597,554
高崎	宮崎くみあいチキンフーズ㈱都城食品工場	15,806,017	11,261,654	2,443,260	2,101,103
小林	エビスプロイラーセンター㈱	11,095,657	7,294,929	1,488,306	2,312,422
都農	宮崎サンフーズ㈱	17,901,895	12,674,592	2,809,547	2,417,756
	宮崎くみあいチキンフーズ㈱川南食品工場	24,476,216	17,381,068	3,943,458	3,151,690
	㈱児湯食鳥 本社工場	17,022,898	10,743,565	2,344,799	3,934,534
日向	日本ホワイトファーム㈱	22,770,914	14,396,884	3,435,607	4,938,423
総計		141,697,308	94,087,071	21,304,430	26,305,807

### 4. 手数料収入

検査所名	処理場名	総収入	時間内収入	時間外収入
都城	㈱エビス商事	29,379,817	17,180,241	12,199,576
	㈱児湯食鳥 新都城工場	80,780,648	43,822,896	36,957,752
高崎	宮崎くみあいチキンフーズ㈱都城食品工場	51,962,414	33,784,962	18,177,452
小林	エビスプロイラーセンター㈱	37,087,699	21,884,787	15,202,912
都農	宮崎サンフーズ㈱	58,932,988	38,023,776	20,909,212
	宮崎くみあいチキンフーズ㈱川南食品工場	80,523,796	52,143,204	28,380,592
	㈱児湯食鳥 本社工場	57,348,027	32,230,695	25,117,332
日向	日本ホワイトファーム㈱	76,686,772	43,190,652	33,496,120
総計		472,702,161	282,261,213	190,440,948

5. 検査に基づく処分（県全体）

処分羽数		一部廃棄	全部廃棄	禁止	
疾病別 羽数	クラミジア・ ウイルス病	鶏痘			
		伝染性気管支炎			
		伝染性咽頭気管炎			
		ニューカッスル病			
		鶏白血病			
		封入体肝炎			
		マレック病		22,891	
		ウィルス病その他			
	細菌病	大腸菌症		810,433	
		伝染性コリーザ			
		サルモネラ病			
		ブドウ球菌症			
		細菌病その他			
	その他の疾病	毒血症			
		膿毒症			
		敗血症			
		真菌症			
		原虫病			
		寄生虫病			
		変性		222,423	32,193
		尿酸塩沈着症			
		水腫			
		腹水症		103,234	25,570
		出血	600,718	68,766	
		炎症	3,367,026	132,900	6,538
		萎縮			
		腫瘍		6	
		臓器の異常な状態			
		異常体温			
		黄疸		272	
		外傷			
		中毒諸症			
削瘦及び発育不良			90,245	145,460	
放血不良		67,836	50,984		
湯漬過度		14,096	5,471		
その他					
合計		3,967,744	1,533,102	266,216	

## 6. 検査所別畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査件数

食品 (部位名)	農薬等の名称	総計	都城	高崎	小林	都農	日向
鶏肉	残留抗菌性物質検査 (腎臓直接法)	1,216	243	155	161	465	192
	残留抗菌性物質検査 (筋肉直接法)						
	簡易法	108	24	12	24	24	24
	分別推定法						
	オキシテトラサイクリン	6		2		2	2
	テトラサイクリン	6		2		2	2
	クロルテトラサイクリン	6		2		2	2
	エンロフロキサシン	6		2		2	2
	一斉分析 (45項目)						
合 計		1,348	267	175	185	497	224

7. 食鳥処理場関係の講習会等

検査所名	名称	開催年月日	対象	人数	内容
都城	防疫演習	R7.9.29	(株)エビス商事及び関連業者	35	H P A I 防疫対策検討会議
	防疫演習	R7.10.9	(株)児湯食鳥都城工場及び関連業者	18	H P A I 防疫対策検討会議
高崎	防疫演習	R7.10.22	宮崎くみあいチキンフーズ(株)都城食品工場及び関連業者	15	H P A I 防疫演習(机上)
小林	防疫演習	R7.10.21	エビスプロイラーセンター(株)	16	H P A I 防疫演習(机上)
都農	防疫演習	R7.10.17	宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場	21	H P A I 初動マニュアル確認会議(机上)
	防疫演習	R7.11.6	宮崎サンフーズ株式会社	20	H P A I 対策会議
	防疫演習	R7.11.10	(株)児湯食鳥本社工場及び関連業者	11	H P A I 防疫対策検討会議
	防疫演習	R7.11.12	宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場	5	H P A I 発生時の対応(実動)
日向	防疫演習	R7.10.3	日本ホワイトファーム(株)	21	H P A I 防疫演習(実動)
	防疫演習	R7.11.5	日本ホワイトファーム(株)	31	H P A I 防疫演習(机上)

8. 食鳥処理場の衛生指導

検査所名	名称	実施頻度	対象	内容
都城	衛生管理	年10回実施	(株)児湯食鳥都城工場衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	衛生管理	年9回実施	(株)エビス商事衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	毎日実施	(株)児湯食鳥都城工場	作業前・作業中点検
	場内監視	毎日実施	(株)エビス商事	作業前・作業中点検
高崎	衛生管理	年11回実施	宮崎くみあいチキンフーズ(株)都城食品工場衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	毎日実施	宮崎くみあいチキンフーズ(株)都城食品工場	作業前・作業中点検
小林	衛生管理	年10回実施	エビスプロイラーセンター(株)衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	毎日実施	エビスプロイラーセンター(株)	作業前・作業中点検
都農	衛生管理	年10回実施	(株)児湯食鳥本社工場衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	衛生管理	年10回実施	宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	衛生管理	年9回実施	宮崎サンフーズ(株)衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	毎日実施	(株)児湯食鳥本社工場	作業前・作業中点検
	場内監視	毎日実施	宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場	作業前・作業中点検
	場内監視	毎日実施	宮崎サンフーズ(株)	作業前・作業中点検
日向	衛生管理	年7回実施	日本ホワイトファーム(株)衛生管理部会	畜産食品衛生確保の推進
	場内監視	週3回	日本ホワイトファーム(株)	作業前・作業中点検

9. 衛生管理担当リーダーによる大規模食鳥処理場及び関連食鳥肉処理施設の査察・調査状況

調査対象施設	大規模食鳥処理施設及び関連食鳥肉処理施設
調査期間	R7.6月～7月
調査施設実数	7施設
実施日数	7日
調査時間	9時00分～16時00分
調査人員実数	衛生管理担当リーダー及び担当検査員

10. 認定小規模食鳥処理場

1) 処理場別処理羽数

検査所名	処理場の名称	確認羽数				計	備考
		ブロイラー	成鶏	アヒル	七面鳥		
都城 11施設 154,369	安藤かわ店		5,460			5,460	
	くろき養鶏		11			11	廃止 (R8.1.9)
	(有)原田養鶏		0			0	休止中
	(株)熊田原工務店養鶏部処理場		10,509			10,509	
	赤鶏の楠見		34,221			34,221	
	(株)鶏愛		17,162			17,162	
	(株)地頭鶏ランド日南		0			0	休止中 (R7.6.1)
	(株)みやざき地頭鶏綾ファーム		0			0	休止中
	(株)アジアパシフィックファーム		1,800			1,800	
	(有)中村養鶏		84,330			84,330	
	南郷ファーム加工センター		876			876	新規 (R7.9.12)
高崎 5施設 285,399	かねまる地頭鶏農場		5,019			5,019	
	株式会社 東久保養鶏		50,570			50,570	
	株式会社 地鶏屋とりこ		186,000			186,000	
	椎原養鶏場		4,030			4,030	
	中野養鶏		39,780			39,780	
小林 9施設 29,523	押川食鳥		1,670			1,670	
	(有)東康夫養鶏場		0			0	
	えびの地頭鶏		4,136			4,136	
	飛来幸鶏ファーム		5,927			5,927	
	おく松さんちの地どり		0			0	休止中
	鶴田農場		0			0	休止中
	橋口養鶏場		0			0	休止中
	(有)海老原養鶏場		12,970			12,970	
出水ヨウケイ		4,820			4,820		
都農 7施設 153,020	黒木食鳥		19,065			19,065	
	(株)KAORU BIRD 西都加工場		6,073			6,073	
	コッコ愛卵土		0			0	休止中
	黒岩牧場		14,689			14,689	
	樹食鳥処理場		3,144			3,144	
	(有)オー・エヌフーズ		0			0	休止中
(株)地頭鶏ランド西都加工センター		110,049			110,049		
日向 9施設 39,160	地藏の里 一軒家		2,002			2,002	
	延岡食鳥株式会社		0			0	休止中
	みやざき地頭鶏センター		36,330			36,330	
	矢野養鶏場		175			175	
	古本養鶏場		0			0	
	和田鶏肉処理場		0			0	廃止 (R7.4.1)
	宮崎ひむか地鶏有限会社食品工場		0			0	休止中
	まつだ屋食鳥		446			446	
	木原作業所		207			207	新規 (R7.11.14)
合計		41施設			661,471		

2) 認定小規模食鳥処理場指導監視状況

検査所	事項	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
都城食肉衛生検査所	立入施設数	0	7	2	3	0	5	2	0	0	0	0	1	20
	指導施設数	0	6	1	3	0	3	2	0	0	0	0	1	16
高崎食肉衛生検査所	立入施設数	0	5	0	1	0	5	0	4	0	0	0	2	17
	指導施設数	0	4	0	1	0	5	0	4	0	0	0	2	16
小林食肉衛生検査所	立入施設数	0	0	0	0	6	4	4	0	0	3	0	0	17
	指導施設数	0	0	0	0	4	2	2	0	0	3	0	0	11
都農食肉衛生検査所	立入施設数	0	1	5	2	0	3	0	0	0	0	0	1	12
	指導施設数	0	1	5	2	0	3	0	0	0	0	0	1	12
日向食肉衛生検査所	立入施設数	0	7	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	13
	指導施設数	0	2	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	7
計	立入施設数	0	20	7	6	7	17	11	4	0	3	0	4	79
	指導施設数	0	13	6	6	5	13	8	4	0	3	0	4	62

11. 輸出状況

検査所名 件数等	都城食肉 衛生検査所		高崎食肉 衛生検査所		小林食肉 衛生検査所		都農食肉 衛生検査所		日向食肉 衛生検査所		計	
	件数	重量 (kg)	件数	重量 (kg)	件数	重量 (kg)	件数	重量 (kg)	件数	重量 (kg)	件数	重量 (kg)
輸出国名												
香港	0	0	1	480	38	7,140	21	71,880	2	1,920	62	81,420
マカオ	0	0	0	0	0	0	1	624	0	0	1	624
ベトナム	11	10,582	0	0	0	0	1	24,500	0	0	12	35,082
シンガポール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	10,582	1	480	38	7,140	23	97,004	2	1,920	75	117,126

## 第Ⅳ章 研修・研究・その他

## 第IV章 研修・研究・その他

### 1. 食肉衛生検査所研究会（分科会）

昭和49年から、検査員の知識・技術の習得および検査所業務の適正化を図るため、3分科会を設けて検査業務に関する諸問題について相互研修・研究活動を行っている。（フィードバック分科会：平成22年度～令和5年度。特殊疾病分科会：平成13～26年度。）

県では、この研究会活動を必要な事業として「宮崎県食肉衛生検査所研究会開催要領」（第I章掲載）を定め予算措置を行い、分科会の充実を図っている。

	開催年月日	議 題
微生物分科会	R7.6.9	分科会の代表の選出および承認について 令和7年度の活動方針について 宮崎大学との共同研究（食鳥処理場のカンピロバクター）に関する業務発表について
	R7.9.4	外部検証結果の共有について 生食用食鳥肉検査について ログリーダーソフトのダウンロードについて
	R8.3.3	外部検証結果の共有について プレートリーダーの活用方法について 精度管理の送付資料について と畜システムについての要望について（フィードバック分科会関連）
病理分科会	R7.5.14	症例供覧（1症例） 研修会 スタンプ標本作製における適切な処理方法について 宮崎大学 福家助教授 代表選出・今年度の活動内容について 牛伝染性リンパ種の診断法について（改定）
	R7.10.15	症例供覧（5例） 動物愛護センターにおける腫瘍摘出症例・事業紹介について
	R8.1.7	免疫組織化学的染色法実習
	R8.2.12	研修会 病理学的検査の基本について 鹿児島大学 一二三准教授 症例供覧（5症例） 令和8年度の活動方針について
理化学分科会	R7.6.5	分科会の代表の選出及び承認について 令和7年度の活動方針について 令和7年度の残留抗生物質モニタリング計画について
	R7.10.16-17	分別推定法研修 LC-MS/MS研修
	R8.3.10	令和8年度の残留抗生物質等モニタリング計画について 今後の残留抗生物質等検査について

## 牛伝染性リンパ腫疑い症例について

### 1 取り扱いの方針

解体後検査で牛伝染性リンパ腫の所見を呈する場合は下記の基準に沿って検査を行い、措置を決定する。

#### (1) 保留基準

複数のリンパ節もしくは実質臓器にリンパ腫様の病変を認めた場合、保留し精密検査を行う。

#### (2) 検体採取部位

病変形成部（周囲正常部および付属リンパ節を含めて採取）

実質臓器：心臓、肺、肝臓、脾臓、腎臓、子宮等

リンパ節：腫大しているリンパ節複数箇所（症例に応じて。全身性に腫大している場合、少なくとも胸腔・腹腔から各1カ所以上）

末梢血液：血液塗抹および抗体検査用あるいは抗原検査用

#### (3) 診断基準

下記の所見を呈する内容については、牛伝染性リンパ腫と診断する。

- ① 血液塗抹染色で異型リンパ球<sup>\*1)</sup>が末梢リンパ球の5%以上認める
  - ② リンパ節のスタンプ標本にて異型リンパ球が50%以上を占める<sup>\*2), 3)</sup>
  - ③ 腫瘍部のスタンプ標本にて異型リンパ球を多数認める<sup>\*2), 3)</sup>
  - ④ BLV抗体陽性又はBLV遺伝子検出
  - ⑤ 病理組織学的検査によりリンパ腫の所見を認める
- ②～⑤又は①～⑤の基準を満たした場合、牛伝染性リンパ腫と診断する。

#### 【補足】

- ・異型リンパ球の所見については別途、宮崎県食肉衛生病理検査マニュアルの「牛伝染性リンパ腫（届）」に定める。
- ・解体所見が典型的な症例（複数のリンパ節腫大かつ心臓・消化管・子宮等の好発部位において典型的な腫瘍形成を認めるもの）については、④及び⑤を省略し診断することも可能とする。

#### 参考文献等

※1) 家畜血液図説（畜産出版社編）

※2) リンパ節生検材料の細胞構成比率に基づいた牛白血病診断基準の検討  
(The Journal of Farm Anima. in Infectious Disease Vol.3 No.3 2014)

※3) 岐阜県中央食肉検査所 牛白血病マニュアル（2019年3月）

上記改定にあたり、宮崎県家畜防疫対策課、宮崎大学病理学研究室、全国食肉衛生検協議会病理部会からの技術的助言も参考とした。

#### (4) 措置基準

##### ア 全部廃棄

(3)の基準を満たした場合、全部廃棄処分とする。上記の診断基準を満たした場合、牛伝染性リンパ腫と診断し、管轄の家畜保健衛生所に届け出る。

##### イ その他

アに該当しない場合は、診断に従って全部廃棄あるいは一部廃棄処分とする。

#### (5) 全部廃棄名

牛伝染性リンパ腫

## 2. 食肉衛生検査所協議会研修会

昭和 51 年以来、検査員の知識と技術の向上や自己啓発を図る目的で、毎年 1 回「食肉衛生検査所協議会研修会」が開催されている。研修は専門分野の知識、技術の習得のみならず、検査員の要望する事項について実施しており、充実した研修会となっている。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和 2 年以降は開催していない。

## 3. 宮崎大学との包括的連携

本県と宮崎大学とは、産学連携の強化を図るため、平成 19 年 6 月に包括的連携に関する協定を締結した。この協定第 2 条に基づき、平成 25 年 12 月に宮崎大学産業動物防疫リサーチセンターとの連携協力に関する覚書を交換し、協力事項（研修会の実施、検査業務に関する試験研究など）と実施方法を具体的に定め、相互協力体制を整備した。

令和 2 年度から宮崎大学産業動物防疫リサーチセンターは、県内の研究者が本センター研究者と共同研究ができるよう「宮崎県内共同研究募集要項」を策定している。

## 4. 研修実施状況（平成 30 年以降）

### 1) 海外研修の実施

本県産牛肉の輸出拡大に向け、現地と畜場や市場を視察することで、欧米やイスラム圏等への将来的な輸出拡大にも対応できる人材の育成を図っている。

EU においては、と畜場の衛生管理体制や動物福祉（アニマルウェルフェア）の最新動向を把握し、米国に対しては、HACCP システムの習得に加え、対米輸出食肉取扱要綱に基づく細菌検査等の高度な技術・知識の研鑽を図っている。また、イスラム圏では、現地政府関係者やバイヤーを招いた本県主催レセプションへの参加や市場視察を通じ、ハラール市場への理解を進めている。

過去の研修への参加実績については、以下のとおりである。

地域	派遣期間	派遣人数	派遣先・場所
北米	H30/9/10～9/14	1 名	アメリカ合衆国 (FSIS Eastern Laboratory)
EU	H30/10/21～10/26	1 名	デンマーク (Aut No DK5688 DANISH CROWN Beef Holsted 工場 他)
EU	R2/2/9～2/15	1 名	イギリス (Pick stock, ABP Ellesmere 他)
令和 2～4 年度 新型コロナウイルスの感染拡大により派遣中止。			
北米	R6/1/15～1/21	1 名	カナダ (CFIA Calgary Food Laboratory 他)
イスラム圏	R7/3/1～3/6	1 名	カタール (Bluefin 社, 在カタール日本大使館 他)
EU	R7/6/14～6/22	1 名	デンマーク (DVFA, Danish Meat Research Institute 他)
イスラム圏	R8/1/22～1/26	1 名	アラブ首長国連邦 (Raffles Dubai, DUBAI MALL 他)

## 2) 検査員育成研修会の実施

宮崎大学と連携し、海外のリスク管理、感染症予防等について、海外の状況も踏まえたと畜検査に係る様々な知識を習得するための研修会を開催

主な研修内容：病理研修（症例供覧考察と講義）、検疫・診断研修（炭疽検査、牛伝染性リンパ腫検査、サルモネラ検査、狂犬病検査、寄生虫糞便検査）、防疫研修（ハンドリング技術講習、国際防疫）等

令和7年度参加人数：61人

## 5. 公衆衛生関係業務研究発表会

本県において、食肉衛生に関する研究発表の場として、昭和53年から「食品衛生監視員研究発表会」を開催してきたが、食肉衛生検査所が設置された昭和49年に「食品衛生監視員・と畜検査員合同研究発表会」と名称を改め、さらに、昭和55年に薬務環境衛生業務関係、また昭和56年に臨床検査業務関係の研究発表も加え「公衆衛生関係業務研究発表会」と発展し、現在に至っている。

この「公衆衛生関係業務研究発表会」は、本県の福祉保健部の食肉衛生検査所・保健所・衛生環境研究所に勤務する公衆衛生分野の技術系職員の業績および研究発表の場として位置付けられている。

令和7年度の検査所関係の演題は、後記のとおりである。

1) 令和7年度宮崎県公衆衛生関係業務研究発表一覧

No	演 題	発表誌名又は学会名
1	大規模食鳥処理場におけるカンピロバクターの交差汚染実態調査およびモバイルリアルタイムPCRを活用した区分処理の検討	九州地区獣医師大会
2	<i>Streptococcus suis</i> による豚疔贅性心内膜炎に対する臨床獣医師との連携	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会
3	管内と畜場の豚解体における HACCP システムの検証と衛生対策	九州地区食肉衛生検査所協議会大会
4	大規模食鳥処理場の新規開設にあたり食肉衛生検査所が行った対応	九州地区食肉衛生検査所協議会大会

# 大規模食鳥処理場におけるカンピロバクターの交差汚染実態調査および モバイルリアルタイム PCR を活用した区分処理の検討

高崎食肉衛生検査所 ○富永 樹、久保 明子  
宮崎大学・産業動物防疫リサーチセンター 谷口 喬子

## 1. はじめに

カンピロバクターは厚生労働省の食中毒統計において、2003 年以降、細菌性食中毒発症件数のうち最も多くを占めている。主な原因食品は鶏肉であり、その制御にはカンピロバクター属菌の鶏肉への汚染減少が食品衛生上急務となっている。

食鳥処理場に搬入される前段階の農場において、カンピロバクター汚染鶏群と非汚染鶏群を把握し、処理場でカンピロバクター非汚染鶏群を先に処理し、次に汚染鶏群を処理する区分処理が鶏肉へのカンピロバクター属菌交差汚染の低減に有効であるとの報告がある。しかしながら、飼育段階でのカンピロバクター検査はその後の飼育期間で陽転する可能性も考えられるため、区分処理を確実にを行うためには、食鳥処理場搬入直前のカンピロバクター属菌の検査が必要である。

モバイルリアルタイム PCR 装置 (Pi coGene®PCR1100、以下、Pi coGene) は、小型で持ち運びしやすく、高感度な機器であり、検査場所に縛られることなく 30 分程度で判定可能である。本装置を用いた搬入直前のカンピロバクター属菌保有検査により、区分処理のための信頼性の高いデータの取得が期待される。

今回、処理場におけるカンピロバクター属菌の交差汚染の実態調査に加え、Pi coGene を用いたカンピロバクター属菌の区分処理の可能性について検討した。

## 2. 材料及び方法

### 1. 交差汚染実態調査

2024 年 7 月に管内食鳥処理場にてカンピロバクター属菌の交差汚染実態調査を実施した。盲腸内容物、チラー前、チラー後および包装前の製品 (以下、製品) の鶏皮を採材し、カンピロバクター属菌の定量培養を行った。検出された 5 つのコロニーについて、MALDI-Biotyper (Bruker) による菌種同定、MSLT (Multi-Locus Sequence Typing) 法を用いた遺伝子解析を実施した。

### 2. Pi coGene によるカンピロバクター属菌の検出

ブロイラー由来の *Campylobacter jejuni*、*C. coli* および *C. lari* の 3 株を使用し、血液寒天培地で微好気培養後、生菌数が  $10^2$  -  $10^8$  CFU/mL になるよう調製し、リアルタイム PCR を実施した。Pi coGene の条件については表 1 ~ 3 に示す。

表 1 : プライマーとプローブ配列

	Sequence (5'→3')	Target
Primer_F	CACGTGCTACAATGGCATATACAA	16S rDNA Campylobacter
Primer_R	CCGAAGTGGGACATATTTTATAGATTT	16S rDNA Campylobacter
Probe	FAM - AGACGCAATACCGTGAGGT - BHQ1	16S rDNA Campylobacter

Boer et al. Food Microbiology, 2015

表 2 : 反応液の組成

Component	Volume (μL)
2x KAPA Plant PCR Buffer (KAPA kit)	10
25 mM MgCl <sub>2</sub> (KAPA kit)	1.35
Forward primer (20 μM)	0.5
Reverse primer (20 μM)	0.5
Probe (20 μM)	0.5
DNA polymerase (2.5U/μL) (KAPA kit)	1.5
Sample	5
Water	0.65
Total	20

表 3 : 反応条件

Step	Cycle	Temp.	Time
1	1	95 °C	15 sec
2	50	95 °C	4 sec
		60 °C	15 sec

### 3. Pi coGene によるカンピロバクター属菌の区分処理の可能性

2024 年 10 月に管内食鳥処理場にて新鮮便と盲腸内容物を、それぞれプラットホームおよび解体後にて採材した。前者については DNA 抽出を行わず、10 mL の PBS で懸濁後、100 倍希釈したものを、リアルタイム PCR に供試した。後者については直接培養法にてカンピロバクター属菌を検出し、両者の結果を比較することで検証した。

## 3. 結果

### 1. 交差汚染実態調査

最初に食鳥処理を行ったロット No. 1 は、盲腸内容物およびすべての鶏皮においてカンピロバクター属菌は検出されなかった。それ以降に処理されたロットでは、盲腸内容物とすべての鶏皮でカンピロバクター属菌が検出された。また、ロット No. 4 において検出されたカンピロバクター属菌の大部分を占めた *C. coli* は、すべて遺伝子型が ST1068 であり、次いで処理されたロット No. 5 で唯一分離された *C. coli* の遺伝子型と一致した (図 1, 表 4)。

図 1 : 盲腸内容物および鶏皮におけるカンピロバクター

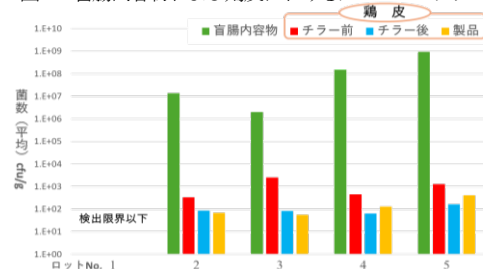


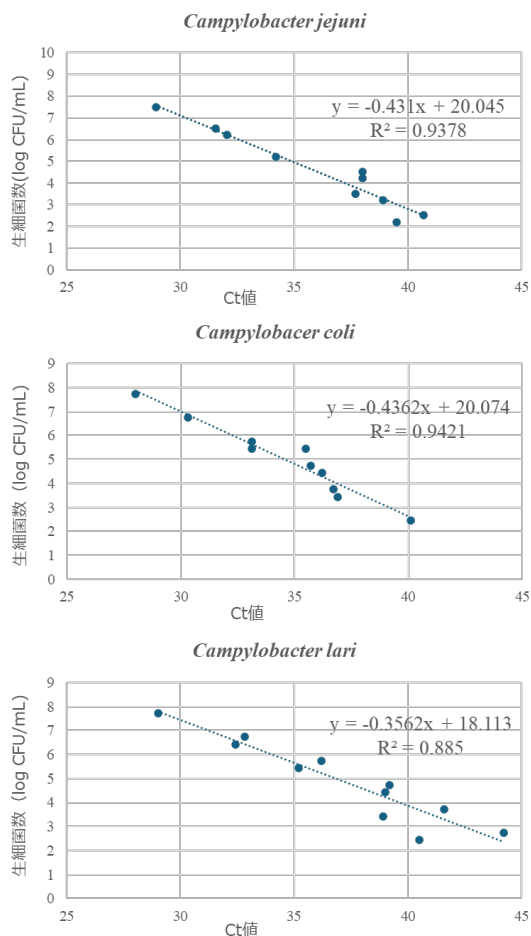
表 4 : カンピロバクターの同定結果

ロット No.	4					5				
盲腸内容物	<i>C. coli</i>	<i>C. jejuni</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. jejuni</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>
チラー前	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. jejuni</i> & <i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>
チラー後	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. jejuni</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>
製品	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. jejuni</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>	<i>C. coli</i>

ロット No. 4 と同じ ST1068 の *C. coli* と判明

2. Pi coGene によるカンピロバクター属菌の検出  
*C. jejuni*、*C. coli* および *C. lari* の生菌数と Ct 値には相関が認められた (図 2)。

図 2 : PicoGene を用いたカンピロバクター属菌の検出



3. Pi coGene によるカンピロバクター属菌の区分処理の可能性

新鮮便からの Pi coGene によるカンピロバクター属菌の検出結果と盲腸内容物のカンピロバクター属菌の培養結果は一致した (表 5)。

表 5 : プラットホーム新鮮便の PicoGene 及び解体後盲腸内容物の培養結果

PicoGene (新鮮便)					直接培養法 (盲腸内容物)				
処理日 ロット No.	10/16	10/18	10/21	10/29	処理日 ロット No.	10/16	10/18	10/21	10/29
1	+	+	-	+	1	+	+	-	+
2	+	+	-	+	2	+	+	-	+
3	+	+	-	+	3	+	+	-	+
4	+	+	+	+	4	+	+	+	+
5	+	-	+	+	5	+	-	+	+
6	+	+	+	+	6	+	+	+	+
7	+	/	/	/	7	+	/	/	/

※10/18,21,29は6ロット

+ : 検出あり  
 - : 検出なし

4. 考察

交差汚染実態調査より、カンピロバクター属菌を保菌していない鶏群ではカンピロバクターフリーの製品が製造可能であることが示唆された。また、異なるロットから同じ遺伝子型の *C. coli* が検出されたことから、汚染

鶏群のカンピロバクターが、次に処理する鶏群のと体を二次汚染している可能性が示唆された。つまり、非汚染鶏群を先に処理する区分処理は、交差汚染を防止するために有効な手段であると考えられる。

また、Pi coGene のカンピロバクター属菌の検出より、生菌数と Ct 値には相関が認められた。盲腸内容物のカンピロバクター属菌数は  $\log_{10}$  6-9 CFU/g 程度との報告があることから、 $\log_{10}$  2-8 CFU/mL の検出範囲は十分適した範囲であると考えられる。

プラットホームで採材した新鮮便からの Pi coGene によるカンピロバクター属菌検出結果は、解体後盲腸内容物の培養結果と一致しており、Pi coGene を用いた生前検査によりカンピロバクター汚染鶏群と非汚染鶏群の迅速な判定が可能であることが示唆された。通常のカンピロバクター検査と比較すると、Pi coGene は DNA 抽出を必要とせず、さらに約 30 分と短時間で判定でき、搬入直前の検査において有効であると考えられる。

今後、Pi coGene を活用した区分処理のシステムを食鳥処理工程に組み込むことで、実際にカンピロバクターフリーの製品を効率的に製造可能かどうか検証していきたい。

## Streptococcus suisによる豚疣贅性心内膜炎に対する臨床獣医師との連携

小林食肉衛生検査所 ○一戸 春日、宮川 陽一※  
※現：都城保健所

### 1 はじめに

*Streptococcus suis*(以下 *S. suis*)は莢膜を有するグラム陽性菌で、豚の呼吸器や消化管に定着し、垂直感染または水平感染によって感染を拡大させる。*S. suis*感染症は豚および人に対して、敗血症、心内膜炎、肺炎、関節炎、髄膜炎などの臨床症状を引き起こす人畜共通感染症として、特にアジアを中心として問題になっている。また、豚に対する疣贅性心内膜炎型敗血症は、と畜検査時において、全部廃棄の対象疾病のひとつであり、養豚業界で大きな経済的損失をもたらしている[1]。

管内大規模養豚場(A農場)では、発育不良の豚(以下、小貫グループとする。)を他県へ出荷していたが、令和6年1月より管内処理工場に搬入するようになった。今回この小貫グループにおいて、疣贅性心内膜炎を伴う敗血症による全廃棄が多発したため、担当の管理獣医師と連携を図り、その原因究明および対策を試みたので報告する。

### 2 材料及び方法

(1) 小貫グループにおける疣贅性心内膜炎発生状況調査  
管内処理工場における農場毎の疣贅性心内膜炎の割合、小貫グループ豚の月別疣贅性心内膜炎の発生割合について集計した。

#### (2) 菌分離・同定

令和6年8月から令和7年1月に小貫グループの豚で発生した、疣贅性心内膜炎の疣贅性病変部18検体を用い、5%羊血液寒天培地(好気条件)にスタンプ後、36~37°Cで18~24時間培養、分離株をVI TEC2により同定を行った。

#### (3) 薬剤感受性試験(ディスク法)

供試菌株として*S. suis* 13株を用い、薬剤含有ディスクにより薬剤感受性試験を実施した。薬剤は、管理獣医師から聞き取った使用薬剤をもとに、アンピシリン(AM)、カナマイシン(K)、オフロキサシン(OFX)、ドキシサイクリン(D)、セフトキシム(CTX)の5薬剤を試験に用いた。試験方法はCLSIディスク法に準拠し、基礎培地として5%羊血液寒天培地を使用して行った。

(4) 管理獣医師へのフィードバック・飼養状況聞き取り  
疣贅性心内膜炎の原因菌の同定・薬剤感受性試験等の結果を管理獣医師にフィードバックするとともに、A農場での飼養状況、治療方針について聞き取りをおこなった。また、それらをふまえて敗血症を減らすための対策

について意見交換を行った。令和6年12月に薬剤感受性の中間報告をおこない、令和7年4月に対面で協議をおこなった。

### 3 成績

(1) 発生状況調査結果：令和6年度の管内処理工場における、農場別の疣贅性心内膜炎の割合では、小貫グループが全体の45%(126頭)と大部分を占めていた。また、小貫グループの月ごとの検査頭数では、令和6年1月からの搬入以降、増加傾向にあり、その内の疣贅性心内膜炎の割合は少ない月で1.22%(R6.1)、多い月で6.34%(R7.3)と変動がみられたものの、全体を通して高い割合を示していた。特に令和6年では2月、5月、9月に多峰性のピークが見られた。

(2) 菌種の同定：18株中13株(72%)が*S. suis*、2株が*Kocuria rosea*、*Staphylococcus lentus*に同定された。3株は同定に至らなかった。

(3) 薬剤感受性試験：*S. suis*全株がアンピシリン、オフロキサシン、セフトキシムに感受性であり、ドキシサイクリンに耐性であった。カナマイシンは3株

表1 薬剤感受性試験の結果

採材月	菌種	薬剤感受性				
		AM	K*	OFX	D	CTX
2024/9	<i>S.suis</i>	+	-	+	-	+
2024/9		+	±	+	-	+
2024/9		+	-	+	-	+
2024/9		+	-	+	-	+
2024/9		+	±	+	-	+
2024/9		+	±	+	-	+
2024/12		+	-	+	-	+
2024/12		+	±	+	-	+
2025/1		+	-	+	-	+
2025/1		+	-	+	-	+
2025/1		+	-	+	-	+
2025/1		+	-	+	-	+
2025/1		+	-	+	-	+

\*参考値使用 (Enterobacterales, Staphylococcus)

が中間、10株が耐性を示した(表1)。

#### (4) 管理獣医師との協議

令和7年4月におこなった対面での協議内容を以下に示す。検査所から管理獣医師に試験結果を報告し、質問する形式でおこなった。

管理獣医師によると、豚舎の消毒状況については、肉豚が出荷されるタイミングでオールアウトをおこない、ビルコンまたはホルムアルデヒドを用いて

消毒をおこなっているとのことだった。また、*S. suis*の感染様式として、エアロゾルによる空気感染が問題視されており[2]、換気が有効だという報告もされている[3]ため、換気状況に関して確認したところ、ダクトで陽圧管理をしており、夏場はオープン状態で管理をしていた。換気に関しては乾燥する時期は湿度が下がりすぎるとレンサ球菌が発症する傾向にあるため、あえて換気しすぎないようにしているとのことだった。消毒面、換気面に関しては意識してすでに対策がおこなわれていた。

また、疣贅性心内膜炎の発生のピークが年に数回あったため季節性を疑ったが、実際は、特に体格が小さく長期間出荷されない豚たちが、病態を悪化させ、それらがまとめて出荷されたときにピークとなってあらわれていることがわかった。

抗生剤の感受性試験の結果では、現在使用しているペニシリン、アンピシリン、エクセネルに関して*S. suis*に対する効果がうかがえたが、ドキシサイクリンに関しては耐性がみられたので、*S. suis*への使用は控えることになった。また、抗生剤の投与方法については飼料添加をおこなっているが、実際は小貫のほとんどが、餌を食べられていないことが判明した。それを踏まえ、薬剤の投与方法を再検討した結果、腸管吸収に優れたアモキシシリン（アンピシリンと同系統）に変更し、飲水で投与する予定である。

その後、疣贅性心内膜炎の発生の減少がみられるかを検証し、変化がみられない場合は、次の対策として*S. suis*のワクチン導入等を検討する。

#### 4 まとめ

今回、臨床管理獣医師と連携を図り、疣贅性心内膜炎型敗血症の対策に取り組んだ。管理獣医師との話し合いの中で、原因菌である*S. suis*に対して感受性のある薬剤を使用しているにも関わらず、あまり効果が得られていないことが判明した。原因として、小貫グループ豚がほとんど餌を食べられていないことから、飼料添加した抗生剤が必要量投与されていないことが示唆された。その対策として従来の投薬方法から、機械による飲水投与へ順次変更していくことが決まった。対策後の小貫グループは令和7年7月以降に搬入される予定なので、引き続きその後の疣贅性心内膜炎の発生状況を調査し、管理獣医師と再協議をおこなっていく。

このように、臨床現場と検査所が、疾病情報や管理状況、治療法などの情報を共有し、協力して疾病対策に取り組んでいくことで、家畜衛生と公衆衛生の向上につながり、より一層安全な食肉を提供する

ことができると考える。

臨床獣医師と情報共有をする手段として、現在宮崎県が行っている豚フィードバック事業があるが、あくまでも生産者に疾病情報を提供するサービスであり、生産者から臨床獣医師にその情報が伝えられて活用できているかは定かではない。また、検査所では豚に関して40種類以上の検査項目を集計しているが、生産者にフィードバックする際には簡易的な7項目に集約されており、生産者が得られる情報も限定的なため、臨床で活用しきれていない現状も確認した。

今後、臨床獣医師との情報共有を進めていく上で、豚のフィードバックの検査項目を臨床に活用できるようなものに変更することも検討している。また、検査所、生産者、診療・管理獣医師および家畜保健衛生所が一つのチームとなり、データの共有および意見交換の機会をもつための、継続的に講習会等を実施するなどさらなる改善が必要と思われた。今回のケースをもとに、今後も関係機関との連携をはかり、農場で働く人の安全を守り、より健康な動物を育て、安心な食肉を提供できるように努力していきたい。

#### 5 引用文献

[1] Understanding the virulence of *Streptococcus suis*: A veterinary, medical, and economic challenge. B. Haas. Med Mal Infect. 2018 May; 48(3): 159-166.

[2] Detection of *Streptococcus suis* in Bioaerosols of Swine Confinement Buildings: Applied and Environmental Microbiology p. 3296-3304: June 2014

[3] 投薬方法と飼養環境の見直しによる養豚場の抗菌剤使用量低減: 遠矢良平 家畜感染症学会誌: 8巻1号2019

# 管内と畜場の豚解体における HACCP システムの検証と衛生対策

都農食肉衛生検査所 ○竹内僚子 藤本純

## 1 はじめに

平成 30 年に公布された「食品衛生法の一部を改正する法律」に基づく「と畜場法」の改正及び厚生労働省の通知 [1] により、検査所は外部検証機関として管轄すると畜場で HACCP システムが適正に運用されていることを確認している。当所管内の M と畜場（以下、「施設」という。）では牛と畜終了後に豚と畜を行っていたが、令和 6 年 6 月以降牛豚同時にと畜を行う解体 2 ラインとなった（図-1）。これに伴い、作業工程数及び工程順の異なる豚解体ラインが新設されたため（以下、「新設ライン」という。）、施設と HACCP 関係文書の検証及び解体工程の衛生状況の確認を行い衛生管理の改善に取り組んだのでその概要を報告する。

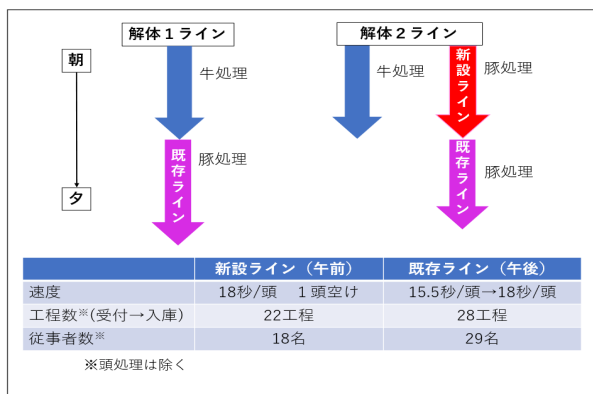


図-1 解体2ラインの概要

## 2 材料及び方法

### (1) HACCP 関係文書の検証

新設ラインは既存ラインと工程数及び工程順が異なるため、フローダイアグラム、危害分析及び SSOP を施設の HACCP プランに追加することとなった。そこで、検査所は施設と協議を行い、新設ラインの HACCP 関連文書の検証を行った（表-1）。

表-1 HACCP 関連文書の検証

対象	
1	フローダイアグラム（現場作業どおりとなっているか）
2	危害分析（主に生物学的危害の内容が妥当であるか）
3	SSOP（作業順序、器具消毒及び手洗い等）
確認事項	
1	と畜場法施行規則に合致しているか
2	シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱に合致しているか
3	現場の作業と SSOP(案)に乖離はないか
協議	
期間	5月28日～6月18日
回数	計5回
人員	検査所衛生管理担当4名、豚解体職制4名
内容	作業工程の確認及びSSOP(案)等の検証

### (2) 解体工程の衛生状況の確認

#### ア 外部検証微生物検査

新設及び既存のライン毎に解体同日に5頭ずつ豚枝肉胸部から切除した組織を検体としてペトリフィルム（3M）を用いて衛生指標菌数（一般生菌数及び腸内細菌科菌群数）を定量した。その結果をグラフにして毎月の衛生管理部会で通知するとともに年間を通じた検証を実施した。検査結果は一般生菌数では直近1年間の平均値に標準偏差の2倍を加えた数値（平均値+2SD）を基準値とし、腸内細菌科菌群は検出されないことを基準とした。

#### イ 解体工程の拭き取り検査

新設ラインの主な汚染原因を調査する目的で、令和6年9月から11月にかけて3回、新設ラインの解体工程でと畜の拭き取り検査を行った（図-2）。拭き取りには PBS で湿らせたスポンジを用いて胸部 10cm×10cm を拭き取った。検査結果について随時施設と協議し、1回目と2回目の検査結果から3回目の検査はスキナー前後で実施した。

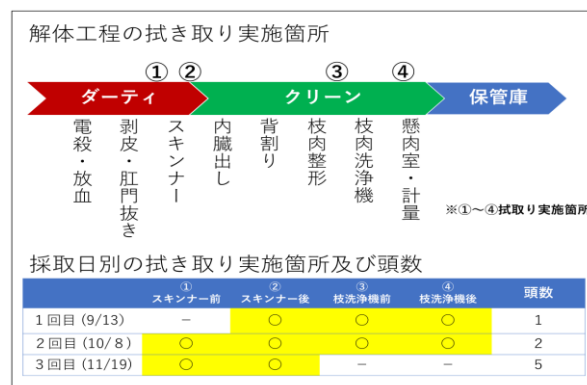


図-2 拭き取り検査実施箇所

## 3 成績

### (1) HACCP 関連文書の検証結果

検証結果を表-2に示した。新設ラインのフローダイアグラム、危害分析に問題を認めなかったものの、SSOP（案）では現場作業と異なる点及び検討が必要な点を確認するため、施設に助言を行った。また、文書完成後、検査所は新設ラインと既存ラインのそれぞれについて外部検証を実施した。

### (2) 解体工程の衛生状況の確認結果

#### ア 外部検証微生物検査結果の比較

結果を図-3に示した。6月から8月に新設ラインで複数検体から腸内細菌科菌群が検出された。ま

た、既存ラインで8月に腸内細菌科菌群が検出された。検査所の作業中点検で器具消毒及び手指洗浄が不十分な作業者を認めため、検証日報で指摘し施設に改善を求めた。さらに、3月に新設ラインで腸内細菌科菌群が検出された。

表-2 文書の検証結果

SSOP及び現場作業の確認結果	
1	生体搬入時間 (十分な生体洗浄の実施)
2	掛け替え・後足切断・肛門抜き (器具消毒のタイミング)
3	縦型スキナー・胸割り工程 (手洗い・ナイフ消毒のタイミング)
4	トリミング工程 (ナイフで除去出来ない部位の水洗)

検査所外部検証	
ライン別を実施 (新設ライン、既存ライン)	作業中点検 外部検証微生物検査 書類検証 (施設の作業中点検)

検査所作業中点検指摘件数					
	8~9月	10~11月	12~1月	2~3月	計
新設ライン	4	2	3	5	14
既存ライン	1	3	2	3	9

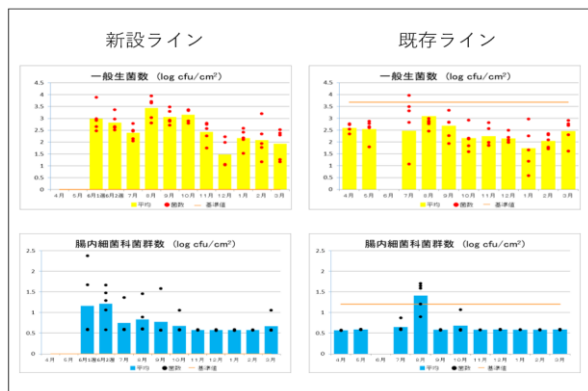


図-3 外部検証微生物検査結果

#### イ 解体工程の拭き取り検査結果の比較

採取日別の拭き取り検査の結果(1回目及び2回目)を表-3に示した。1回目の検査結果からスキナー後の検体で一般生菌数が高く、枝肉洗浄機後の検体は洗浄機前の検体と比較して腸内細菌科菌群数が上昇していた。この対策として施設は作業前のスキナー及び枝肉洗浄機の温湯消毒を開始した。2回目の検査結果から枝肉洗浄機後の菌数の増加はみられなかった。また、スキナー前後の拭き取り検査では、スキナー前の検体と比較してスキナー後の検体で菌数の増加を認めた。特にスキナー剥皮時に皮破れが発生したと体で菌数の増加が顕著であった。この対策として施設は①スキナー清掃の徹底②作業時の消毒湯温及び湯量の安定③皮破れが発生した際の対応の見直しを実施した。

3回目の拭き取り検査結果を図-4に示した。スキナー後に一般生菌数及び腸内細菌科菌群数に明確な上昇を認めなかった。また、剥皮時に皮破れが発生したと体についてもスキナー後の菌数の増加

を認めなかった。

表-3 拭き取り検査結果(1、2回目)

一般生菌数 (cfu/cm <sup>2</sup> )				
	スキナー前	スキナー後	枝洗浄機前	枝洗浄機後
1回目*	-	<b>1.80×10<sup>5</sup></b>	1.85×10 <sup>3</sup>	2.1×10 <sup>3</sup>
2回目*	9.70×10 <sup>3</sup>	1.68×10 <sup>3</sup>	2.25×10 <sup>3</sup>	2.78×10 <sup>3</sup>
2回目**	8.25×10 <sup>1</sup>	<b>1.75×10<sup>4</sup></b>	2.85×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>3</sup>

腸内細菌科菌群数 (cfu/cm <sup>2</sup> )				
	スキナー前	スキナー後	枝洗浄機前	枝洗浄機後
1回目*	-	3.75×10 <sup>0</sup>	0.50×10 <sup>0</sup>	<b>1.87×10<sup>1</sup></b>
2回目*	1.50×10 <sup>0</sup>	<b>1.05×10<sup>1</sup></b>	6.00×10 <sup>0</sup>	8.25×10 <sup>0</sup>
2回目**	検出限界以下	<b>3.25×10<sup>0</sup></b>	2.25×10 <sup>0</sup>	1.25×10 <sup>0</sup>

※ 処理開始1頭目 ※※ スキナー剥皮時に皮破れあり

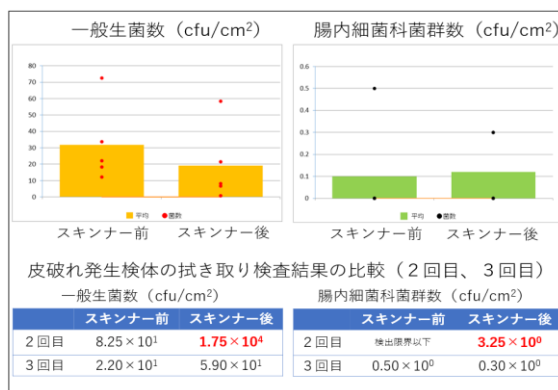


図-4 拭き取り検査結果(3回目)

#### 4 考察

同一施設で同一製品を製造する場合であっても作業工程(フローダイアグラム)が異なる解体ラインの管理は、新たに危害分析を行うとともにSSOPを作成することでHACCPシステムによる運用が可能であったので、検査所は施設の状況に合わせて検証を行った。

外部検証微生物検査からは、器具消毒及び手指洗浄の徹底は腸内細菌科菌群数の低減に有効であった。また、新設ラインにおける腸内細菌科菌群検出の要因として、6月から8月は行程毎の作業が複雑であること及び作業者が不慣れなこと、3月は施設の人事異動に伴い複数工程で作業者の変更があったためと考えられた。

工程毎の拭き取り検査からは、処理開始前のスキナー及び枝洗浄機の温湯消毒は一般生菌数及び腸内細菌科菌群数の増加対策として有効であった。スキナーの清掃、消毒湯温及び湯量の安定、皮破れ発生時の対応の見直しはスキナー後の一般生菌数及び腸内細菌科菌群数の増加対策として有効であった。

#### 5 まとめ

食品工場におけるHACCPの推進は土台に一般衛生管理の充実が必須であり、一般衛生管理とHACCPによる衛生

管理が達成されて初めて安全な食品が消費者に提供できる [2]。 今回の結果から、施設に SSOP 等の作成について助言を行うとともに微生物検査に基づく検証結果を適切にフィードバックすることは、一般生菌数及び腸内細菌科菌群数を減少させる効果があると考えられた。 作業者の変更等による影響を抑えて施設の衛生レベルを安定させるために、今後も継続して指導及び助言を行うことが必要と考える。

## 6 引用文献

- [1] 厚生労働省：令和2年5月28日付け  
生食発 0528 第1号  
「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」
- [2] 伊藤 武、難波 豊彦：HACCP 制度化における  
微生物試験法の考え方  
月刊 HACCP 2018 年8月号 20～25

## 大規模食鳥処理場の新規開設にあたり食肉衛生検査所が行った対応

都城食肉衛生検査所 ○菊川 和佳子 松川 浩子 岩下 美香 湖中 雄悟

### 1 はじめに

令和6年度、当食肉衛生検査所（以下、当所）の管轄内で、大規模食鳥処理場（以下、処理場）の新規開設があった。食肉衛生検査所は施設が法令に適合しているかの事前確認や実際の食鳥検査及び施設の衛生指導を行う立場にあり、重要な役割を担っている。新規開設にあたり、食肉衛生検査所も様々な事項に取り組む必要がある中、そのうちいくつかの件について、当所が対応した例を紹介する。施設の概要は以下のとおり。当所と他検査所それぞれの管轄であった2つの処理場が統合された、日本最大規模の処理場である。処理ラインは2ライン、申請時に1日当たり約9万羽（当所管轄であった旧処理場約2.75万羽/日と比べ約3倍以上）処理予定とのことであった。

### 2 方法及び成績

検査所が取り組むべき主な事項として挙げられた以下①～⑥について対応を行った。なお、①～⑥以外にも、検査所が行う外部検証の方法や様式の検討・変更、検査員控室の整備等を行っている。

#### ① 検査場所における効率的な検査手順及び方法の確立

ラインの増加に伴い検査員の負担増加も懸念されたため、対応出来るよう県内の他の2ライン処理場へ視察に行き、検査後に廃棄かごへ直接と体を滑り入れることができる検査台の素案を作成した。その他、検査員1名での対応が難しい場合に備え、待機中の検査員の呼び出しボタンを検査場所に設置した。また、食鳥処理業者（以下、処理業者）との廃棄羽数の共有方法についても、旧処理場で行われていた「検査場所から離れた位置に設置されたボードを利用する」という方法から、「検査場所にて口頭で担当者とは共有する」よう変更を行った。稼働直後は新しい設備での作業の不慣れさから放血不良と体が急増し、解体後検査の負担が増したものの、ラインスピード210羽/分（2ライン合計）で5～10%程度の廃棄率であれば、検査員1名で対応できている。ただし、廃棄羽数の増加時に廃棄用クラッシャーの能力が追いつかない場合や、検査台の角度が浅いため、検査台上に中抜きと体が滞留する事態も発生している。

#### ② 高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）疑い事例発生時への備え

生鳥ホームに空調の管理された簡易検査室を設けて、そこに生体検査用カップ、長靴、防護服及びHPAI資材等を保管した。交差汚染をなくすため、生鳥ホーム内及

び簡易検査室での検査員の動線を清潔区と汚染区に分けた。旧工場では、生鳥ホームでの死鳥増加時には検査員控室まで資材を取りに行く場合もあり、交差汚染も懸念されていた。一方、新工場では生鳥ホームに設けられた簡易検査室により、防護服の着脱場所、資材置き場及び簡易検査のための安定した室温が確保され、HPAI疑い事例発生時の対応が生鳥ホーム内で完結可能となった。

#### ③ それぞれ異なる処理場に勤務していた食鳥処理衛生管理者（以下、管理者）の基準適合の判断基準の確認

稼働後早期に管理者に対して講習会を実施し、管理者間の基準を確認した。

#### ④ 自動羽数計算装置（以下、カウンター）の対応

カウンターとはラインを流れた羽数を自動でカウントする装置のことであり、と体認識センサー部分、本体（印刷・表示機）に分かれている。新工場ではセンサー、本体、検査場所が、それぞれ離れた場所に設置されたため、カウンター紙面上での農場の切り替わりをタイムリーに判断しにくくなることが懸念された。そこで、センサーから検査場所までの処理時間を大まかに把握し、農場毎に検査を終えた時間を現場の記録表にメモすることで、カウンター用紙上で遡ることとした。また、処理業者との事前協議時、「農場の切り替わりの空きシャックル数は15羽分とする」とのことであったため、カウンターの農場切り替わり認識設定は15羽分とした。しかし、稼働後、懸鳥作業従事者が新工場の懸鳥に慣れていないため、15羽以上の連続した空きシャックルが多く発生し、農場切り替わりでないにも関わらずカウンター紙面上で農場の切り替わりが頻発する事態となり、紙面上での農場の切り替わりの判定に時間を要した。そのため処理業者と再度協議を行い、切り替わり認識設定を100羽分に変更したところ、切り替わりを判断しやすくなった。また、カウンターの動作確認として、稼働前にと体5羽を用いて確認を行ったところ、誤認識が発覚し調整を行った。カウンター本体設置場所を検査員控室前として良かった点は、待機中の検査員や作業従事者が処理羽数、トラブルを把握しやすい、用紙が濡れないということが挙げられる。

#### ⑤ 総勢25名の検査員（正規・嘱託含む）に対する稼働前後の情報共有方法

稼働前に嘱託検査員に対して、新処理場に関する

説明会を行った。説明会は通常のと畜・食鳥検査業務に支障のないよう嘱託職員を2グループに分け、1グループにつき1日かけて行った。午前中に所内でスライドを用いて新処理場の説明を行い、午後から、現地で新処理場の案内を行った。また、処理場稼働初期に日々変わる注意事項等や発生したトラブルについての情報共有は、検査員控室に設置した掲示板を主に活用し、正規職員には共有ドライブ内に作成したExcel、県庁職員専用メール、Teamsで共有するとともに、稼働初期は1週間程度、固定の検査員が処理場に常駐し情報共有に努めた。

⑥ 法令に定められた設備や書類の整備及び衛生面に関する処理業者への指導

衛生管理計画や手順書等の書類に関しては、事前確認を行うため、稼働4か月前を初回の提出目標として依頼した。設備については早期の相談、図面確認の上、事前の現場確認を行ったが、現場を見て初めて気づくこともあった（「放血室に手洗い設備がない」、「保留と体保管場所に施錠がない」、「検査鏡がと体ラインに近くと体に接触する恐れがある」、「機械の排水パイプの一部が（通路横を流して排水溝に入る構造となっており）直接排水溝に繋がっていない」、「想像よりも高い位置に設置された機械があり、清掃方法に注意が必要」、「作業従事者のエプロン専用の洗浄場所がない」など）。なお、前述箇所については、その都度協議を行い設備の改善及び処理業者への指導等により改善された。また、稼働後に発生した懸案事項について、早急に対応の必要な案件については現場ですぐに責任者に伝え改善を求めたが、その他細かな懸案事項については前述した共有ドライブ内のExcelを元に稼働後の第1回衛生部会で処理業者へ共有し改善依頼・指導を行い、その後、継続的に衛生部会で確認を行った。

### 3 考察

今回の経験を通して、食鳥処理の事業の新規開設指導及び審査の際は、処理業者側との綿密な連絡や事前の生体・中抜き・検査作業シミュレーションが重要であると再認識した。

検査台について県内の良い事例を共有してもらうことで、ラインの増加にもスムーズに対応することができた。簡易検査室を新たに設けることで、HPAI 疑い事例への初動対応が生鳥ホームで完結出来るようになったことは、防疫面で特に有益である。カウンターについては、稼働初期の懸鳥作業を見越した上で、切り替え羽数を処理業者と協議し設定すべきであった。初期の対応を記録に残すことで、衛生部会への指導に活用することができたが、情報共有については、検査員間で多少の混乱もあ

り、今後の課題として挙げられる。

また、処理業者との事前相談の際には、実際の作業を想定した動線の検討を行い、平面的な検討だけでなく、立体的な視点が必要であり、図面上からは判別できない項目や、法令で明文化されていない項目についても相談段階から丁寧に個別に指導や確認する必要があったことが反省点としてあげられた。

今回、当所が対応にあたったように担当者だけでなく、多くの検査員の視点から課題を上げてもらい、事前に対策することが、よりスムーズな稼働に繋がると考えられる。今後、食鳥処理の事業の新規許可の際には、今回の経験を活用したい。

## 2) 学会及び誌上発表一覧

年度	演 題	発表誌名又は学会名
平13	ヒネ豚の取扱に対する提言 豚生産者フィードバックへの一提言 微生物検査によるHACCPシステムの評価と課題 小動物解体施設の衛生管理と行政検証 認定小規模食鳥処理場における衛生指導の一考察（第二報） 牛の悪性水腫の症例と食肉衛生検査所の対応 牛の腹腔内播種性転移の見られた神経芽細胞腫 豚の腸気泡症の組織所見と発生状況 黒毛和種に見られた壊死性肝炎について 食肉衛生検査所における牛海绵状脳症検査に関する一考察 フルベントゾール試験に関するSOP見直しの効果 逆相液体クロマトグラフィーによる鶏肉中ビタミンEの分析法 食鳥検査で変性として廃棄された鶏肉の理化学的解析 枝肉の拭き取り検査への精度管理適用に関する基礎的検討 食鳥処理場でみられた壊死性表皮炎の一考察 サルモネラの薬剤耐性に関する調査 食鳥処理場における処理工程別微生物汚染調査	全国食肉衛生検査所協議会微生物研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食肉衛生検査所協議会病理研修会 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食肉衛生検査所協議会理化学研修会 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 九州地区鶏病技術研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会
平14	牛枝肉等の脊髓汚染状況調査 BSE検査の現状と課題 BSE検査に伴うと畜場の枝肉内臓等の保管状況について 管内大動物処理施設における衛生指導とその効果 T処理場における豚枝肉の拭き取り方法に関する基礎的調査 衛生面で改善の見られた食鳥処理場と衛生管理部会との関わり 牛の諸臓器内に見られた多発性腫瘍 国内5府県で分離された豚抗酸菌症の原因菌と薬剤感受性および豚抗酸菌症の診断 尿毒症官能検査における一考察 豚肉内に残留したエンフロキサシンの簡易分析法 牛の肝臓および胆汁からのCampylobacter属の検出 PCR法による牛胆汁および肝臓中のキャンピロバクター属菌の定量的迅速検出法 鶏の滲出性深層性皮膚炎の一考察 成鶏処理場におけるSalmonella Corvallisの経時的汚染調査	日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食肉衛生検査所協議会病理研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 全国食肉衛生検査所協議会理化学研修会 全国食肉衛生技術研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食鳥肉衛生技術研修会 九州地区鶏病技術研修会
平15	牛海绵状脳症エライザ検査OD値についての一考察 残留抗生物質検査におけるBacillus cereus芽胞原液作製方法の検討 食肉衛生検査所におけるブレドニゾロン残留時の検査手順の一考察 都城食肉衛生検査所における疾病データ検索システム 成鶏でみられた播種性の腹腔内腫瘍 牛にみられた黒色腫 ササミ処理における細菌汚染要因 と体のリステリア属による汚染状況 と畜場に搬入された豚の血清、胆汁からのE型肝炎ウイルス遺伝子の検出	日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 全国食肉衛生検査所協議会理化学研修会 全国食肉衛生検査所協議会病理研修会 九州地区鶏病技術研修会 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（年次）

年度	演 題	発表誌名又は学会名
平15	米国農務省研修における最新情報と参加者への意識調査 管内A処理場における牛解体始業前及び作業中点検の効果 豚枝肉の汚染菌数測定へのペトリフィルム直接スタンプ法の応用とHACCPシステム検証における有用性 安全な牛肝臓供給への取り組み	宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食肉衛生検査所協議会微生物研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
平16	認定小規模食鳥処理場における衛生指導 牛の正中線ずらし背割りによる特定部位（脊髓）除去法の検証 管内と畜場における衛生害虫対策の一考察 牛解体処理工程におけるモニタリング結果の分析を通じた衛生指導 大動物解体処理施設における使用水調査 管内の食鳥処理場におけるレバーの汚染状況調査 牛胆汁におけるCampylobacter属菌の増殖性の検討 豚における（薬剤フリー）ブランドシステムの確立 新たに基準の設定された動物用医薬品サラフロキサシン等の分析 広範に転移を認めた肉用鶏の臍臓癌 牛の結節性多発性動脈炎 採卵鶏で高率に認められた腹腔内腫瘍 食肉衛生検査における病理学カラーアトラスの実用的な検索システム	九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 全国食肉衛生検査所協議会微生物研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食肉衛生検査所協議会理化学研修会 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 全国食肉衛生検査所協議会病理研修会 九州地区鶏病技術研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
平17	PCR法を用いた豚赤痢の迅速診断法 豚赤痢の浸潤実態調査 生産農場の特定された牛レバーのカンピロバクター汚染状況 と畜場における肉牛の病原性大腸菌O157保有状況と内臓処理の問題点 牛の食肉処理場におけるけい留所での体表消毒による枝肉汚染防止効果 「宮崎県産食肉・食鳥肉の衛生および安全のブランド化推進事業」に対応した検査員の衛生指導の構築 宮崎県のと畜場及び食鳥処理場の衛生管理指導主幹による査察制度 全頭トリング記録及び細菌検査結果にもとづくHACCPシステムの検証 簡易キットを用いたサルモネラ汚染調査 牛尿毒症における血液生化学検査結果の検証 尿毒症と診断された家畜の組織中遊離カルボン酸の定量 採卵鶏にみられた心臓の腫瘍 銘柄鶏に見られたマレック病	日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 全国食肉衛生検査所協議会微生物研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食肉衛生検査所協議会理化学研修会 九州地区鶏病技術研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
平18	牛腹腔内に見られた肉芽腫性炎の一事例 と畜場に搬入された豚の溶血性連鎖球菌保菌状況 サルモネラを指標とした大規模食鳥処理場内の交差汚染調査 内臓摘出時の消化管破損に伴う枝肉汚染状況調査 認定小規模食鳥処理場への衛生指導（第1報） きれいな枝肉をつくるために プロイラーの腹腔内腫瘍	全国食肉衛生検査所協議会病理研修会 全国食肉衛生検査所協議会微生物研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 九州地区鶏病技術研修会

年度	演 題	発表誌名又は学会名
平18	<p>牛に播種性転移の見られた平滑筋肉腫 美しい病理組織切片作成を目指して キノキサリン-2-カルボン酸の蛍光誘導体化分析 管内と畜場におけるビッシングの中止 BSE消毒シミュレーションおよびGFAP拭き取り調査 脳・脊髄組織による枝肉の汚染状況調査 作業前点検方法変更による衛生効果 管内食鳥処理場における衛生指導の取り組み 衛生的地鶏処理を目指した認定小規模食鳥処理場の新規許可指導事例 大規模食鳥処理場における夏期死鳥発生に関する一考察</p>	<p>全国食肉衛生検査所協議会病理研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 全国食肉衛生検査所協議会理化学研修会 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p>
平19	<p>管内食肉処理場における豚萎縮性鼻炎（AR）に関する調査 肥育牛における腸管出血性大腸菌O157の胃腸管内分布 ブロイラー小腸の出血様斑点についての一考察 と畜検査における牛白血病診断の一考察 とちく検査で見られた牛白血病の診断基準作成に向けて 鶏の複数臓器にみられた肉芽腫性炎 ブロイラーに認められる肝炎のカンピロバクター関与 食鳥と体の細菌学的検査方法の比較検討 と畜場で得られる検査所見と豚枝肉格付けの相関関係 MPSを指標としたフィードバックデータの有効活用 安心・安全なレバーを求めて“管内Nと畜場の試み” カンピロバクター属菌が検出されたブロイラーの化膿性壊死性肝炎 認定小規模食鳥処理場における改善の試みと検証 認定小規模食鳥処理場における外剥ぎ解体方式による微生物汚染対策</p>	<p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 九州地区鶏病技術研修会 全国食検協病理部会 全国食検協微生物部会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（年次） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会</p>
平20	<p>異物混入防止を目的とした食鳥処理場の衛生管理 外剥ぎ方式による脱羽後と体における熱湯洗浄効果の検討 食鳥処理場におけるササミ処理工程の細菌汚染状況調査 安全・安心な「みやざき地頭鶏」確保に向けた食肉衛生検査所の初期指導の重要性 大規模食鳥処理場でのHPAI摘発を想定して リンス法を用いた大規模食鳥処理場の各処理工程におけると体および製品の微生物汚染調査 豚回虫と間質性肝炎の関連及び豚フィードバックデータを基にした寄生虫対策 生食用牛肝臓に係わる衛生指導の一事例 と畜場搬入牛における地方病型白血病浸潤状況及び疫学調査 脾臓及び腎臓に急性壊死を認めた豚敗血症の1症例 寄生虫感染を主因とした肝臓病変における一考察 クマリン系殺鼠剤検査及び養豚農場における薬物使用の現状 大規模食鳥処理場におけるミンチの細菌汚染調査</p>	<p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 全国食検協微生物部会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食検協病理部会 全国食検協理化学部会 九州食肉衛生検査所協議会研修会</p>

年度	演 題	発表誌名又は学会名
平20	食鳥処理工程における腸管内容物による細菌汚染調査	全国食検協微生物部会
平21	豚解体時における枝肉汚染の原因について	九州食肉衛生検査所協議会研修会
	大規模食鳥処理場におけるサルモネラ疫学調査	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	牛における腸管出血性大腸菌O157の保菌状況と疫学的考察	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	豚の疣贅性心内膜炎を伴う敗血症の多発農場における発生要因調査	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	牛白血病ウイルス抗体陰性を示したB細胞性リンパ腫の1症例	全国食検協病理部会
	免疫磁気ビーズ法とPCR法を組み合わせた豚サルモネラ症の迅速診断法の開発	日本獣医公衆衛生学会（年次）
	牛生産者へのと畜検査結果のフィードバック	九州食肉衛生検査所協議会研修会
	と畜検査データを基にした豚サーコウイルス2型ワクチン接種効果の検証	日本獣医公衆衛生学会（年次）
	対香港輸出認定に係る管内Mと畜場への衛生指導	宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会
平22	と畜場で採材されたカラスの糞便から分離されたサルモネラの疫学関連調査（遺伝子型比較）	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	食肉衛生検査における牛パピローマウイルス感染症の解析	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	牛における腸管出血性大腸菌O157の保菌状況、病原因子の検索および分子疫学的解析	全国食検協微生物部会
	食肉処理場に搬入される肥育豚のサルモネラ抗体保有状況と発生疾病（と畜検査データ）との関連性	九州食肉衛生検査所協議会研修会
	牛パピローマウイルス1型が検出された膀胱を病変とする牛乳頭腫症	九州食肉衛生検査所協議会研修会
平23	口蹄疫特例開場の評価	九州食肉衛生検査所協議会研修会
	口蹄疫に対する都城食肉衛生検査所の対応	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	口蹄疫及び鳥インフルエンザ発生時における当所の動員状況とその後の取り組み	宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会
	大規模食鳥処理場で発見された高病原性鳥インフルエンザ	日本獣医公衆衛生学会（年次）
	食肉衛生検査所における高病原性鳥インフルエンザ防疫統括は可能か	食鳥肉衛生技術研修会
	あなたも保留しませんか？	宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会
	大規模食鳥処理場における作業者の手指の細菌汚染調査	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	今後の生食用食鳥肉を取り扱う認定小規模食鳥処理場の監視指導について	九州食肉衛生検査所協議会研修会
	と畜場搬入豚におけるトキソプラズマ抗体調査	全国食検協微生物部会
	と畜場搬入牛における地方病性白血病の浸潤状況及び疫学調査	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	肉芽腫性炎を呈した豚の1症例	全国食検協病理部会
	ニワトリの腫瘍性皮膚病変	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	LC/MS/MSを用いたイベルメクチン検査の効率化および宮崎県産豚肉における残留実態の調査	全国食検協理化学部会
平24	食鳥および食肉処理場の自社検査室における業務管理	九州地区鶏病技術研修会
	金属性異物から考える安全な食肉提供の取り組み	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	口蹄疫からの復興をめざしている地域の豚疾病状況調査	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	豚と畜検査結果のフィードバック事業方法の検討	九州食肉衛生検査所協議会研修会
	豚の疣贅性心内膜炎の一考察	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	豚の疣状心内膜炎における菌の分離と同定	宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会
	3種類の免疫磁気ビーズを用いた牛の大腸菌（EHEC）保有状況	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	家畜および家禽におけるEsherichia albertii保菌調査（第1報）	全国食検協微生物部会
	豚丹毒多発農場の概要および分離株の性状	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）
	LAMP法によるErysipelothrix rhusiopathiaeの簡易迅速検出法の開発	日本獣医公衆衛生学会（年次）

年度	演 題	発表誌名又は学会名
平24	母豚のイベルメクチン残留調査 衛生管理指導主幹による査察制度の発足後11年を経過した現況 と畜場搬入牛における地方病性白血病の浸潤状況調査 牛肝臓の好酸球性増殖性小葉間静脈炎を伴った腫瘍の一例 若齢豚における肝細胞癌と $\alpha$ フェトプロテインの染色性 豚のリンパ腫	全国食検協理化学部会 食鳥肉衛生技術研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食検協病理部会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会
平25	牛内臓処理施設の衛生管理に関する調査 と畜場の衛生指導における衛生標準作業書（SSOP）の重要性 対米輸出食肉認定施設における結露対策について 牛のと畜場における特定危険部位の管理・BSE検査に係る分別管理について 認定小規模食鳥処理場における衛生意識の向上を目指して  ATP拭き取り検査等を活用した認定小規模食鳥処理場に対する衛生指導への取り組み（第1報）  LAMP法によるErysipelothrix rhusiopathiaeの簡易迅速検出法の開発 第二報 豚サルモネラ症(Salmonella Choleraesuis)を疑った豚の肝臓67症例及び腎臓 11症例 鶏大腸菌症由来大腸菌を指標とした薬剤耐性 と畜場における豚群の飼料を原因とする抗生物質残留事例 と畜場搬入牛における血中Vitamin A濃度と病変の関係 下顎骨および下顎骨近位の口腔粘膜における扁桃組織の有無の検討 管内と畜場における豚の黒色腫 筋肉に白色病変を認めた豚2症例	日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会  食肉衛生技術研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区鶏病技術研修会 食肉衛生技術研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 全国食検協病理部会
平26	腸内細菌科菌群を指標とする牛枝肉拭取り検査における部位別汚染実態調査及び衛生管理指導 と畜場におけるHACCP導入型基準適合に向けての取り組み 当所管内豚処理施設の捕虫調査 食肉衛生検査所業務におけるリスクマネジメント 豚流行性下痢(PED)発生に伴うと畜場内のPEDウイルス汚染状況調査 豚流行性下痢感染拡大防止のため行った都農食肉衛生検査所の対応 鶏の体腔内腫瘍 鶏の心臓腫瘍 牛の尿毒症と敗血症の関係性 豚の疣贅性心内膜炎の発生状況と疫学調査 プロイラーのサルモネラ属菌に関する疫学調査 肉用鶏の皮下型大腸菌症から分離した大腸菌の解析 イベルメクチン簡易スクリーニング法による残留実態調査 潜在性脂肪壊死症の実態調査と枝肉成績および種雄牛との関連 潜在性脂肪壊死における血中酸化ストレスについての評価 プロイラー輸送時の低体温死事例とその再現試験結果に基づく考察	日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 全国食鳥肉衛生技術研修会 九州地区鶏病技術研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 全国食検協微生物部会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 全国食肉衛生検査所協議会理化学部会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 全国食鳥肉衛生技術研修会
平27	管轄と畜場搬入豚から分離された菌株の遺伝子解析からみえた豚抗酸菌症の発生状況および分離 菌株の遺伝子解析	日本獣医公衆衛生学会（九州地区）

年度	演 題	発表誌名又は学会名
平27	<p>と畜場でみられた豚丹毒急性型による急死事例</p> <p>管内と畜場で発生した豚丹毒非定形麻疹型の1例</p> <p>KISTMtestによる残留有害物質スクリーニング法の検証</p> <p>代謝障害により抗菌性物質の残留が疑われた一事例</p> <p>特定の牛肥育生産者に多発する尿毒症についての調査</p> <p>精密検査記録からみた牛の尿毒症</p> <p>管内と畜場における豚の黒色腫</p> <p>牛の腹腔内に播種性転移が見られた子宮腺癌</p> <p>肺門および縦隔リンパ節腫大を伴った牛の皮膚腫瘍</p> <p>リアルタイムPCRを用いた地方病性牛白血病の迅速診断法の検討</p> <p>平成21～26年度に県内のと畜場に搬入された牛のリンパ腫の発生状況および診断基準の検討</p> <p>宮崎県内の「と畜場」及び「大規模食鳥処理場」におけるHACCP導入の概要</p> <p>豚カット処理施設におけるコンベア及びカット肉拭き取り検査と衛生指導</p> <p>対米輸出を活かした衛生指導</p> <p>HACCPシステムの助言者として、スキルアップをいかにすべしか～管内施設における一般的衛生管理の改善指導を通じて～</p> <p>「攻めの防疫」において食肉衛生検査所が果たせる役割～PED流行事例から～</p> <p>肉用牛における回虫類（犬、猫、豚回虫）とトキソプラズマに対する抗体保有状況</p> <p>食鳥処理場におけるプロイラーの熱中症に関する考察</p>	<p>全国食検協微生物部会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>全国食検協病理部会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>九州食肉衛生検査所協議会研修会</p> <p>九州食肉衛生検査所協議会研修会</p> <p>全国食肉衛生技術研修会</p> <p>食品衛生研究 2015年6月号</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>九州食肉衛生検査所協議会研修会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>九州地区鶏病技術研修会</p>
平28	<p>豚の腎臓を原発とする全身性腫瘍</p> <p>鶏の肝臓腫瘍</p> <p>鶏の後肢にみられた線維腫</p> <p>血清凝集試験を用いた豚抗酸菌症の潜在的感染検出の試み</p> <p>非定形麻疹型豚丹毒のフィードバックによる改善事例</p> <p>C.septicumとC.perfringensの混合感染が推察された悪性水腫の事例報告</p> <p>食鳥処理場で見られたマレック様皮膚病変部からの病原遺伝子meqの検出（第一報）</p> <p>薬剤耐性対策アクションプランから見る鶏大腸菌症への対応（第一報）</p> <p>豚処理施設での過酢酸使用についての検討</p> <p>豚カット処理施設における低温細菌の汚染状況</p> <p>食鳥処理場でみられた鶏アデノウイルスによる筋胃びらん症</p> <p>ドラメクチン及びイベルメクチンの簡易スクリーニング法の検討</p> <p>フィードバック分科会のこれまでの取り組みと今後の展望について</p> <p>大規模食鳥処理場におけるHACCPに関する意識調査と今後の課題</p> <p>大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応に関する問題点と対策について</p>	<p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>全国食検協病理学部会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>九州地区鶏病技術研修会</p> <p>全国食検協微生物部会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>全国食鳥肉衛生技術研修会</p> <p>全国食肉衛生技術研修会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p>

年度	演 題	発表誌名又は学会名
平28	大規模食鳥処理場における死鳥発生の要因と対策 対米向け輸出認定施設としてのレベルアップを目指した講習会の開催 大腸菌を指標とした豚解体処理における汚染原因の検討と対策 管内大規模食鳥処理場におけるHACCPの活用状況と今後の課題 対米牛肉輸出に係る米国農務省査察への取組 今後の牛処理施設の衛生管理に関する一考察	日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食肉衛生技術研修会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会
平29	と畜検査にて地方病性牛白血病と診断された41例 管内と畜場で発生した牛の副腎皮質癌の1例 牛の左心室乳頭筋に発生した心臓血管筋腫の1例 肉用鶏に認められたセルトリ細胞腫様の顆粒膜細胞腫の1例 牛に見られたT細胞リンパ腫の症例 大規模食鳥処理場における施設のサルモネラ汚染実態調査 豚カット処理施設における低温細菌の汚染状況 と畜場搬入豚より分離された非定型抗酸菌株の薬剤感受性比較 きれいな豚枝肉を作るための取り組み 管内食鳥処理場における微生物汚染制御対策 と畜場におけるバングカッターの汚染状況調査と消毒手順の検討 抗菌性物質残留事例に対する高崎食肉衛生検査所の対応 牛肉中のニューキノロン系抗菌剤に対する酵素免疫測定法の有用性の評価 大規模食鳥処理場におけるHPAI疑似患者搬入事例とHPAI発生のリスク管理 プロイラーの頭部背側筋炎の発生とその発生状況の調査 業務概要から読み解く宮崎県並びに管内と畜場及び食鳥処理場の特徴	日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 全国食検協病理学部会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 九州地区鶏病技術研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 全国食鳥肉衛生技術研修会（誌上発表） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 全国食検協理化学部会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（年次） 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会
平30	慢性刺激が腫大の誘因と考えられた牛の乳頭腫の1例 牛白血病と診断された13例の病理組織学的解析 免疫組織化学的染色により診断された牛の形質細胞腫 牛白血病におけるモバイルリアルタイムPCR装置活用方法の検討（第1報） 真菌による牛の左心室乳頭筋の腫瘍 拭き取り検査による牛カット作業中の清浄度把握と製品接触器具消毒効果の検証 牛カット処理施設における細菌検査結果に基づいた衛生指導 と畜検査データの農場へのフィードバックと疾病対策の実践～豚抗酸菌症の事例～ 大規模食鳥処理場における拭き取り検査を活用したモモ製品の細菌汚染低減の取組 肉用鶏の皮下蜂窩織炎から分離した大腸菌の解析 きたる腸管出血性大腸菌検査に向けて～牛の胆汁中に潜む枝肉汚染の危険性を手洗いで防ぐ～ 係留所における牛の非侵襲的ストレス評価法の検討 大規模食鳥処理場におけるHPAIリスク管理向上への取り組み ロジスティック回帰分析による牛枝肉のシミ発生に影響を及ぼす要因の解析	宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 全国食検協病理部会 全国食肉衛生技術研修会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 全国食肉衛生技術研修会 日本獣医師会獣医学術年次大会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州食肉衛生検査所協議会研修会 全国食肉衛生検査所協議会理化学部会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 日本獣医公衆衛生学会（九州地区）

年度	演 題	発表誌名又は学会名
令1	<p>時系列解析を用いた豚疾病予測の活用</p> <p>管内認定小規模食鳥処理場における衛生管理計画導入のための行政支援と今後の課題と畜場での豚コレラ疑似豚確認時のシミュレーション及び課題</p> <p>食肉衛生検査所におけるクレーム相談への対応～農場へのアプローチの仕方～</p> <p>牛の胸腺型白血病を疑った症例</p> <p>全身骨髓暗赤色化及び脾腫を特徴とする黒毛和種のT細胞性腫瘍</p> <p>牛の卵巣、脾臓、大網等に病変が認められた腺癌の1例</p> <p>STEC検査導入に向けた体制整備と衛生指導</p> <p>牛カット肉表面における腸管出血性大腸菌に対する既存消毒薬の殺菌効果の検証</p> <p>Aと畜場搬入牛におけるSTEC保菌状況調査</p>	<p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>九州食肉衛生検査所協議会研修会</p> <p>九州食肉衛生検査所協議会研修会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>全国食肉衛生検査所協議会病理部会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>九州食肉衛生検査所協議会研修会</p> <p>全国食肉衛生検査所協議会微生物部会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p>
令2	<p>豚の疣贅性心内膜炎から分離されたStreptococcus suisの分子疫学的調査</p> <p>牛処理における洗浄飛散水の腸管出血性大腸菌汚染実態</p> <p>異なる牛伝染性リンパ腫ウイルス抗体陽性率を示す管内2処理場に関する一考察（旧題：管轄処理場における牛白血病抗体の浸潤調査）</p> <p>高速液体クロマトグラフィーを用いた畜産物中の動物用医薬品の一斉試験法の検討</p> <p>中皮腫に異なる腫瘍を併発した牛の重複腫瘍3例</p> <p>管内認定小規模食鳥処理場における衛生管理計画の導入支援とその効果</p> <p>管内と畜場に対する外部検証の取組事例（旧題：管内と畜場の検査担当部門への検査方法の検証と今後の取組み）</p> <p>と畜場における特定家畜伝染病発生に備えた取組について</p>	<p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>九州地区食肉衛生検査所協議会大会</p> <p>全国食肉衛生検査所協議会微生物部会</p> <p>全国食肉衛生検査所協議会理化学部会</p> <p>全国食肉衛生検査所協議会病理部会</p> <p>全国食鳥衛生技術研修発表会</p> <p>九州食肉衛生検査所協議会研修会</p> <p>全国食肉衛生技術研修会</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p>
令3	<p>豚の疣贅性心内膜炎から分離されたStreptococcus suisの分子疫学調査（旧題：豚の疣贅性心内膜炎多発農場における疾病低減に向け産学官が連携した取り組み）</p> <p>食鳥処理上搬入鶏から分離されたサルモネラ属菌の性状</p> <p>同一農場由来の品種の異なる牛の腸管出血性大腸菌Og-typing解析と畜検査オンラインシステム利用状況調査とその分析結果</p> <p>豚の腹膜及び腹腔内臓器漿膜面に多発した腫瘍及び結節（旧題：肉眼的に診断が困難であった豚の腹腔播種性転移リンパ腫の1例）</p> <p>食鳥処理上搬入鶏から分離されたサルモネラ属菌の性状</p> <p>同一農場由来の品種の異なる牛の腸管出血性大腸菌Og-typing解析と畜検査オンラインシステム利用状況調査とその分析結果</p> <p>豚の腹膜及び腹腔内臓器漿膜面に多発した腫瘍及び結節（旧題：肉眼的に診断が困難であった豚の腹腔播種性転移リンパ腫の1例）</p> <p>プロイラーの浅胸筋変性症の発生とその病態に関する調査</p> <p>リアルタイムPCRを用いた地方病性牛伝染性リンパ腫診断法の検討</p> <p>牛枝肉のシミ発生率に影響を及ぼす生体及びと畜処理要因の検討</p> <p>外部検証導入に向けた体制整備とその後の衛生指導</p>	<p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>全国食肉衛生検査所協議会微生物部会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>全国食肉衛生検査所協議会病理部会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>全国食肉衛生検査所協議会微生物部会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>全国食肉衛生検査所協議会病理部会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会</p> <p>日本獣医公衆衛生学会（九州地区）</p> <p>九州地区食肉衛生検査所協議会研修会</p>

年度	演 題	発表誌名又は学会名
令3	都城食肉衛生検査所における外部検証の取り組み 豚解体処理室の改修工事による衛生管理の向上事例 大規模食鳥処理場HACCPシステムの一環としてのHPAIリスク管理の取り組み  食肉衛生検査所として処理場HPAIに備えるには	九州食肉衛生検査所協議会研修会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 九州食肉衛生検査所協議会研修会 全国食鳥肉衛生技術研修会
令4	牛の住肉胞子虫感染調査 管内Aと畜場における単包虫症の発生状況調査 黒毛和種牛におけるMycoplasma bovisが関与した疣贅性心内膜炎の一例 宮崎県内の大規模食鳥処理場における食鳥と体のカンピロバクター属菌汚染状況調査 牛単一農場におけるSTEC保有率の推移及び分離株血清型の詳細解析 残留抗菌性物質検査（直接法）の検査結果に影響する要因 一元的な輸出証明書発給システムに係る高崎食肉衛生検査所での取組みについて 「指数平滑法による疫学解析を活用した豚の疾病予報」の検証 時間外病畜検査における対応時間の改善	九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会 全国食肉衛生検査所協議会微生物部会 令和4年度獣医学術九州地区学会 令和4年度獣医学術九州地区学会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 宮崎県公衆衛生関係業務研究発表会 令和4年度獣医学術九州地区学会 九州地区食肉衛生検査所協議会研修会
令5	骨格筋への浸潤を特徴とした豚リンパ腫の一例 肉用鶏に認められた異所性肝について 豚処理施設への衛生指導事例 宮崎県内の大規模食鳥処理場における食鳥と体のカンピロバクター属菌汚染状況調査（第2報） 管内の豚と畜場における豚熱発生に備えた取組	九州地区獣医師大会 宮崎県公衆衛生関係業務研究会 全国食肉衛生技術研修会  日本獣医公衆衛生学会（九州地区） 九州地区食肉衛生検査所協議会大会
令6	管内と畜場でみられた豚リンパ腫の組織学的分類 骨髓に顕著な病変がみられた豚の白血病の一例 衛生管理指導業務におけるデジタル活用術 大規模食鳥処理場における外部検証を活用した衛生状況改善の取組事例について	九州地区獣医師大会 九州地区食肉衛生検査所協議会大会 九州地区獣医師大会 九州地区獣医師大会

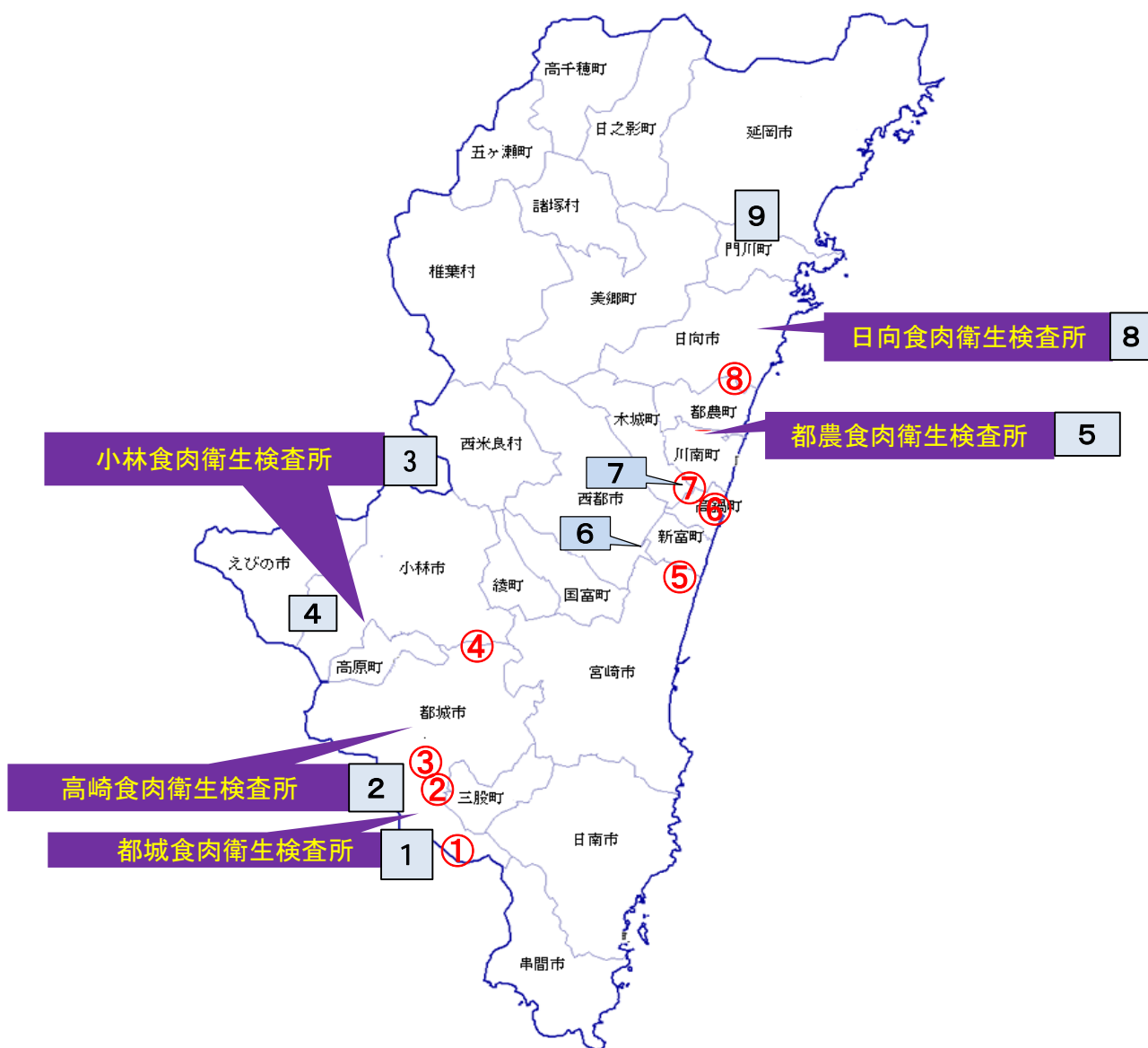
## 6. 検査所の位置

### と 畜 場

- |   |                      |
|---|----------------------|
| 1 | 都城ウエルネスミート(株)        |
| 2 | (株)ミヤチク高崎工場          |
| 3 | サンキョーミート(株)霧島ミートプラント |
| 4 | (株)丸正フーズ             |
| 5 | (株)ミヤチク都農工場          |
| 6 | (株)SEミート宮崎           |
| 7 | 宮崎県簡易と畜場川南支場         |
| 8 | 南日本ハム(株)             |
| 9 | 延岡市食肉センター            |

### 大規模食鳥処理場

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| ① | (株)エビス商事              |
| ② | (株)児湯食鳥 都城工場          |
| ③ | 宮崎くみあいチキンフーズ(株)都城食品工場 |
| ④ | エビスプロイラーセンター(株)       |
| ⑤ | 宮崎サンフーズ(株)            |
| ⑥ | 宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場 |
| ⑦ | (株)児湯食鳥 本社工場          |
| ⑧ | 日本ホワイトファーム(株)         |



発行 令和8年6月1日

業務概要 (令和7年度)

編集発行	宮崎県福祉保健部衛生管理課 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	TEL (0985) 26-7077 FAX (0985) 26-7347
	宮崎県都城食肉衛生検査所 〒885-0021 宮崎県都城市平江町38号1番	TEL (0986) 23-2294 FAX (0986) 23-2301
	宮崎県高崎食肉衛生検査所 〒889-4505 宮崎県都城市高崎町大牟田4268番地の1	TEL (0986) 62-4364 FAX (0986) 62-4348
	宮崎県小林食肉衛生検査所 〒886-0004 宮崎県小林市細野2472番地の1	TEL (0984) 22-6639 FAX (0984) 22-8125
	宮崎県都農食肉衛生検査所 〒889-1201 宮崎県児湯郡都農町大字川北15530番地	TEL (0983) 25-0949 FAX (0983) 25-0488
	宮崎県日向食肉衛生検査所 〒883-0021 宮崎県日向市大字財光寺字長江373番地	TEL (0982) 54-2007 FAX (0982) 54-2025

編集総括 宮崎県高崎食肉衛生検査所